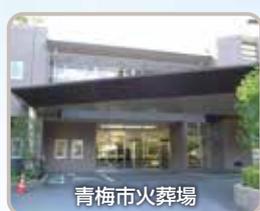


多摩・島しょ地域における 火葬場の需給及び運営に関する 調査研究報告書



青梅市火葬場



瑞穂斎場



立川聖苑



多磨葬祭場



2015年3月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

多摩・島しょ地域における火葬場の需給
及び運営に関する調査研究報告書

公益財団法人 東京市町村自治調査会

目次

第1章	はじめに	1
	1. 本調査研究の背景	2
	2. 本調査研究の目的	2
	3. 本調査研究の位置付け	3
第2章	火葬場の関連法規の変遷と機能について	7
	1. 火葬の一時禁止と再開	8
	2. 火葬に関する取り締まりの流れ	9
	3. 現在の関連する法規について	11
	4. 火葬場の機能について	13
第3章	多摩・島しょ地域の火葬場の施設内容と葬送習慣について	15
	1. 東京都内における火葬場の設置状況について	16
	2. 火葬状況について	21
	3. 火葬場の施設内容について	22
	4. 火葬場の利用補助の事例について	46
	5. 火葬場の使われ方と葬送習慣について	47
	6. 火葬場を所有していない自治体の火葬サービスの考えについて	57
第4章	近隣火葬場の現状と新設・改修計画及び外部受入れの状況について	61
	1. 設置状況及び運営状況について	62
	2. 圏域外からの火葬受入れについて	67
	3. 今後の施設計画の状況について	69
	4. 近年建設された火葬場の建設プロセスと留意点について	71
第5章	火葬場における災害対策と広域火葬について	77
	1. これまでの大震災時の火葬需要への対応について	78
	2. 東京都広域火葬実施計画について	80
	3. 自治体と火葬場における災害対策について	85
	4. 民間事業者との連携について	90
	5. 火葬場の災害対策に関する課題について	94
第6章	多摩・島しょ地域における必要とされる火葬炉数と火葬場配置について	99
	1. 今後の葬儀の動向について	100
	2. 火葬場の運営方針とサービス内容の検討について	102
	3. 将来の死亡者数の予測について	106
	4. 必要とされる施設の内容と火葬炉数について	108
	5. 火葬場配置の考え方について	119

第7章 火葬場の現状と課題の総括及びあり方についての提言	121
1. 課題の整理について	122
2. 死亡者数増加への対応について	127
3. 災害時の対応について	129
4. おわりに	131
資料編	133
1. 火葬場のいろは	134
2. 過去にあった多摩地域の火葬場	136
3. 大規模災害時の火葬状況	137
4. 墓地、埋葬等に関する法律	140
5. (東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例	143
参考文献	149

関係する用語の解説

本調査研究に登場する主な専門用語を次のように解説する。

あ行

一部事務組合（いちぶじむくみあい） 隣接する複数の市町村が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。地方公共団体の一部。火葬だけでなく消防・ゴミ処理などの運営も行なわれている。

か行

火葬（かそう） 死体を葬るために、これを焼くことをいう（墓理法第2条2項）。

火葬場（かそうば） 火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう（墓理法第2条7項）。

火葬炉（かそうろ） 火葬を行うための設備。主燃焼室と再燃焼室で構成され、排ガスを処理する設備が備わる。

告別（こくべつ） 会葬者が告別室や炉前ホールで故人を確認し最後のお別れを行う行為。

化粧扉（けしょうとびら） 炉前ホールに火葬炉本体の扉前に設けられた扉、炉前ホールの仕上げに合わせ意匠が施される。

建築基準法（けんちくきじゅんぽう） 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律で、火葬場の位置に関する事項が定められている（昭和25年5月4日法律第201号）。

コンペ（Competition） 建築設計において、複数の設計者に設計案を出させ、優れたものを選ぶこと。建築設計競技、競技設計ともいう。

さ行

拾骨（しゅうこつ） 火葬後の骨を拾い骨壺などに収める行為。本調査研究では日本の火葬は職員ではなく会葬者が焼骨を拾い骨壺に収めるため、表記は拾骨を使用した。

収骨（しゅうこつ） 火葬後の骨を壺などに収める行為、戦地などに放置された戦死者の遺骨を、埋葬するために集めること。

朱引き（しゅびき） 江戸時代、江戸の御府内と府外を地図に朱を引いて分けたもの。御府内と府外の境界線で、現在の山手線と台東区、中央区と江東区の一部とほぼ同じ位置。

た行

台車式火葬炉（だいしゃしきかそうろ） 火葬炉の形式の一つで、耐火台車の上に柩を載せ燃やす方式。火葬終了後そのまま台車ごと炉前に引き出される。

台車運搬車（だいしゃうんぱんしゃ） 火葬炉の耐火台車を炉前ホールから拾骨スペースまで運ぶ台車。

直葬（ちよくそう） 通夜、葬儀・告別式を行わず火葬だけを行うお別れの方法。

都市計画決定（としけいかくけつてい） 都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画として決定されるのは、住宅地・商業地・工業地などの土地利用の配置、道路・

公園・緑地などの都市計画施設の整備で火葬場も含まれる。

都市計画法（としけいかくほう） 都市計画の内容及びその決定手続等に関する事項を定めた法律で、火葬場の位置に関する事項が定められている（昭和43年6月15日法律第100号）。

な行

野焼き施設（のやきしせつ） 上屋を持たずに、石で組んだ簡易な炉で薪を組んで燃やす火葬場。野天火葬場。

納棺（のうかん） 遺体を棺に納めることをいうが、火葬炉に柩を納めることを表すこともある。

は行

墓地、埋葬等に関する法律（ぼちまいそうとうにかんするほうりつ） 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等について定めた法律。火葬及び火葬場の許認可に関する事項が定められている。（昭和23年5月31日法律第48号）。

棺（ひつぎ） 遺体を納めるための箱または桶。「かん」。

柩（ひつぎ） 棺に遺体が入った状態を「柩」という。

柩運搬車（ひつぎうんぱんしゃ） 入口で霊柩車から柩を受け入れ、炉前ホールまで柩を運ぶ台車。火葬用耐火台車に転載できる機能を持つものもある。

プロポーザル（Proposal） 業務の委託先や、建築などの設計者を選定する際に、複数の者に企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること。プロポ、プロポーザル方式。

ま行

見送り（みおくり） 炉前ホールで柩が火葬炉に納まるのを会葬者が確認し見送る行為。

見送りホール（みおくりほーる） 柩が火葬炉に納まるのを見送るため炉前ホールと区別された場所。

民営火葬場（みんえいかそうば） 株式会社などによる運営の火葬場。現在は東京23区を中心とした一部の地域に残るのみで、社団法人や財団法人などの民法法人とは異なる。

ら行

炉室（ろしつ） 火葬炉が設置されている部屋、機械室、作業室なども表現される。

ロストル式火葬炉（ろすとるしきかそうろ） 火葬炉の形式の一つで、火格子（ロストル）の上に柩を載せて燃やす方式。焼骨はロストル下の骨受皿に落ち、炉前には骨受皿を引き出す。

炉前ホール（ろまえほーる） 火葬炉へ柩を納めたり、焼骨を引き出したりする火葬炉の扉の前に設けられた場所、炉前室。

A-Z

Cremation（くりめーしょん） 火葬と訳されるが、書類などの焼却の意味も持つ。

第 1 章 はじめに

1. 本調査研究の背景
2. 本調査研究の目的
3. 本調査研究の位置付け

第1章 はじめに

1. 本調査研究の背景

現在、日本の火葬率は 99.97%と葬法（遺体を葬る方法）全体のほとんどを占める。火葬場の設置や運営に関しては、自治体の裁量に任され、単独で設置している自治体もあれば、一部事務組合を設置して共同で運営している自治体もある。また、火葬場を設置せずに、他の自治体や民営火葬場に依存している自治体もある。

自治体が提供する火葬サービスは、福祉政策という観点が強く、運営は独立採算ではないため、火葬料金は政策的な料金形態となっており、無料または低廉な料金となっている。そのため、居住地以外の火葬場を利用する場合は、維持管理や運営に見合う高額な料金形態となっている。民営火葬場を利用する場合も同様で、居住地や利用する火葬場によって、料金格差が生じている。

更に施設の整備年度も異なることから、故人とゆったりとお別れができる施設もあれば、効率優先で葬送行為が流れ作業的に行われている火葬場もある。施設整備が先送りになっている場合も多く、火葬能力が不足気味で、火葬炉の稼働率が高く、希望する時間帯を予約する場合、数日間待たされる火葬場もみられる。そのような中、今後、死亡者数の増加が推測され更に火葬能力不足が懸念される。

東日本大震災では、火葬が間に合わなくなり、仮埋葬（土葬）を行った自治体もみられる。首都直下型地震が近いうちに起こると予測されていることもあり、大規模災害に対する備えが必要であろう。

そのためには、火葬の歴史的背景や火葬場の現状を知ることが先ず重要と考える。

2. 本調査研究の目的

日本における火葬率は、戦前 5 割であったものが昭和 40 年代に 7 割を超え、現在は 99.9%である。これは世界でトップの火葬率である。現在、多摩・島しょ地域では 17 の火葬場（公営 16、民営 1）があるが、季節によっては、死後から火葬に至るまでに 7 日間も待機せざるを得ない利用状況の施設もある。今後、団塊の世代が平均寿命に達するころには、火葬までの待機日数がさらに長くなることが想定され、火葬場の不足が現実味を帯びてくる。

多摩地域の火葬場の運営については、市単独、一部事務組合、民営と様々であり、自治体によっては、火葬場の運営に関わっていない自治体もある。そのため、死亡した人の住所地によって、火葬料金の格差が生じている。

そこで本調査研究では、現在多摩・島しょ地域に設置されている、火葬場の現況及び需給状況を把握するとともに、他県等近隣地域の火葬場の現況及び多摩地域で営業している葬祭業者などに対して、アンケートやヒアリング調査などを行い、その結果を基に ①今後の葬儀の方向性 ②新たな設置の可能性 ③運営方針とサービス内容 ④火葬炉の需要予測 ⑤災害対策など、課題を洗い出し検証し、火葬場の在り方について検討する。

3. 本調査研究の位置付け

1) 葬送を行う施設としての課題と対応

①意外と知られていない火葬場

火葬場の建設の際には必ずと言って良いほど反対運動が起こり、計画から建設まで長期間を要することが多い。住民対策のため居住地から離れた場所への建設や、火葬場をイメージしない建物が造られるなどしてきた。

衛生面だけで火葬が扱われたり、遺体を燃やすことに対する嫌悪感などから、迷惑施設として忌避され多くの人々が避けてきた歴史もある。

葬送を行なう火葬場は、誰にでも避けることのできない死に関わり、全ての人の生活に密着した施設であるが、常に使用するものではなく利用者へのモニタリングも難しく、利用者の不満があっても、実際にはサービス内容を含め建築計画的な問題が表面に現れてこなかった。

また他の公共施設と比べて住民が自ら積極的に火葬場を選ぶことは少ない。多くの場合が、遺族となって訪れて初めて火葬場について知ることになる。

②葬送施設としての火葬サービス

明治から大正にかけて、火葬場は「ただ単に公衆衛生の面から遺体を焼却する場所である」という考えから簡易な施設が多く造られた。

火葬が普及するにつれて、現在の火葬場は火葬の意味と本来の役割から、遺体を火葬するといった機能だけでなく、弔いの場として告別、炉前、待合、拾骨場所を備えた施設になっている。

しかし必要な都市施設であるにも関わらず、火葬場建設には補助金制度がなく施設基準もないことから、設置者の考えによって提供されるサービスや施設構成に違いがみられる。

設置団体においては財政状況が悪化する中で、維持管理費の捻出の問題や利用料金とサービス内容のバランスをどうするかが課題となっている。

③死亡者数増加に対する火葬能力の向上の必要性

国勢調査によると、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年の 5 年間で全国の市区町村の 75% で人口が減少している。平成 52 (2040) 年には 98% の市区町村で人口が減少すると予測されている。人口の減少化に対して、死亡者数はしばらく増え続けると予測されている。

厚生労働省の推計によれば、平成 25 年 (2013 年) の死亡数は約 127 万 5 千人で、前年と比べて約 1 万 9 千人の増加であった。国立社会保障・人口問題研究所 (以下「人口問題研究所」という。) によれば、死亡者の数は、しばらく増加傾向にあり、平成 52 年 (2040 年) には約 166 万人になると推計されている。

現在の施設規模で間に合うのかについても検討が必要である。

④社会状況の変化に伴い増す火葬場の役割

近年、葬儀の簡素化がみられるものの、遺体が火葬炉に納まるのを近くで見送りたいという遺族の希望は依然強い。焼骨に対するこだわりも持っており、拾骨を行うことが日本の火葬の特色である。

日本の火葬場は、遺体と最後のお別れを行う「告別行為」、遺体が火葬炉に納まるのを見届ける「見送り行為」、火葬後の焼骨を確認し、遺族らが拾い骨壺に収める「拾骨行為」などの葬送行為を通して、故人の死を受容する場になっている。

死を受容する場として、儀式の個別化が図れるように配慮する火葬場が増えている。葬儀や最後のお別れが火葬場に集約されてきていることもあり、火葬場の役割が増しているといえる。

そのような状況の中、生涯未婚率や単身世帯の増加など、家族形態が大きく変わり、地域と住民のつながりも大きく変化してきている。

それは、葬送のあり方にも大きく影響を及ぼすことになる。つまり「直葬」の増加にとどまらず、最後のお別れの場として、火葬場に求められる役割も大きく変わるものと考えられる。

⑤大規模災害への対応と課題

東日本大震災では、死亡者数に対して火葬炉数が不足し、また、自治体同士の連携も上手くいかなかったことから、火葬が間に合わず、仮埋葬（土葬）を行った自治体もみられた。

多摩地域には火葬場を所有していない自治体が多く、平時でも火葬場の問題からは離れた環境にある。大規模災害においては自身の火葬場だけでなく、周辺自治体の火葬場の火葬能力や広域火葬対策はどのようになっているのかを把握し、関係団体と連携をとりながら大規模災害への対応を考える必要がある。

2) 調査研究のフロー

本調査研究のフローは次の通りである。

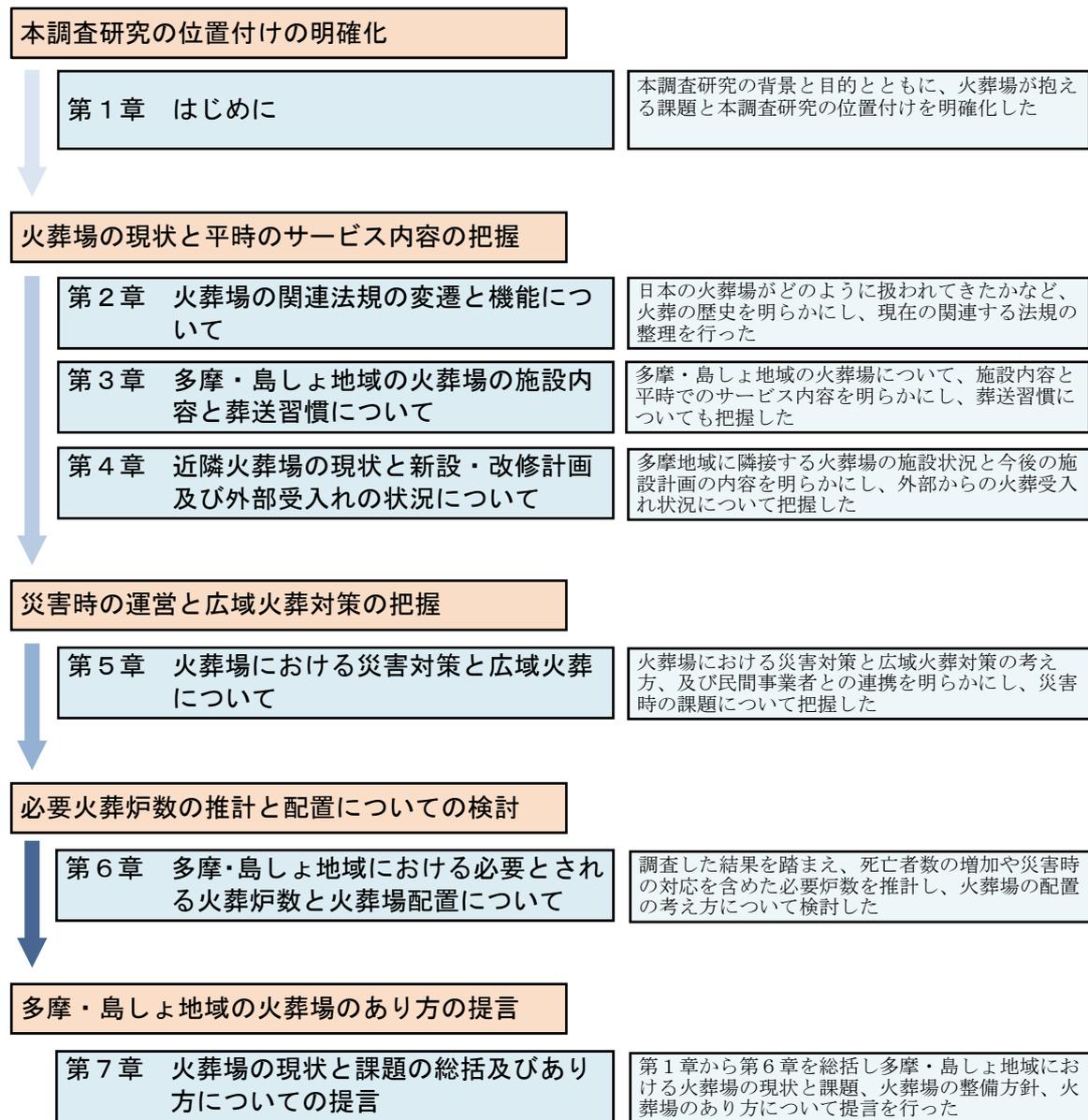


図 1 本調査研究のフロー

第2章 火葬場の関連法規の変遷と機能について

1. 火葬の一時禁止と再開
2. 火葬に関する取り締まりの流れ
3. 現在の関連する法規について
4. 火葬場の機能について

第2章 火葬場の関連法規の変遷と機能について

1. 火葬の一時禁止と再開

1) 火葬の禁止

現在では火葬が盛んな日本でも、火葬の普及は順風満帆だったわけではなく、政策の影響を受けてきた。明治6年（1873）7月18日、太政官布告により、火葬が全面的に禁止された。火葬禁止は明治新政府の神道国教化政策によるもので、平田国学（復古神道）の流れをくむ政府の神祇官僚たちによって、廃仏毀釈とともに幕藩体制下で国教的扱いを受けてきた仏教を圧迫するため、仏葬としての火葬を問題視してきたことにある。

東京府（当時）では、御府下の朱引内（江戸の府内）にある従前の墓地においては今後の埋葬を禁止、9ヵ所の墓地を定めそこに埋葬するようといった「墓地取扱規則」を定め墓地の整備を行なった。

2) 火葬の再開

いったん全て土葬に切り替えられたものの、埋葬地の不足など混乱が起こり、明治8年（1875）5月23日、太政大臣三條實美は火葬禁止を解いた。この布告により火葬禁止以前に火葬業を行なっていた者を中心に火葬再開願いが続々と出された。

全国各地からの火葬再開の問い合わせについて、6月24日に内務卿大久保利通は各府県に火葬場の取り扱いについて通達を出した。

東京府下は朱引外で、その他の地方は市街村落の外で人家からの遠隔地とし、土地にかけられる税金が安く、土地の利用価値が低い所に火葬場を置くようにという指導であった。火葬場を取締りの対象とするもので、都市化による墓地不足もあり、火葬を必要悪としても認めざるを得ないというものであった。

更に火葬場の建設や運営の費用については人民の自弁とすることや、遺骨をその場所に埋めることが禁じられた。このことにより東京では火葬場は寺院の運営から離れ、独立採算となり民営化の道を歩むことになる。また火葬場が墓地と分離させられることになり、今後の火葬場の立地に影響を与えることになった。

2. 火葬に関する取り締まりの流れ

1) 公衆衛生としての火葬と取締りの強化

明治8年(1875)に火葬が再開されることとなったが、従来の慣習として行なわれていた火葬をそのまま認めたというものではなかった。火葬再開後に出された通達によって火葬場の設置は制限を受けることになったが、まだ取締りの内容はさほど厳しくなかった。火葬の煙をまとめ煙出しから出す方式がとられていたが、その臭気は問題視されていた。

東京・千住火葬場(現在は廃止)は、その位置があまりにも住宅地に近いことから、たびたび臭気が問題となっていた。火葬はコレラを媒介するといううわさが流れ、明治10年(1877)に火葬場の調査が依頼された。結果は「火葬がコレラなどの伝染病を媒介するというのは根拠のない話で、むしろ伝染病対策に対しては有効な方法であり推奨すべきである。しかし臭気に関しては近傍の住民に不快感を与えているため、焼却炉の改造が必要である」ということであった。

更にコレラの流行を受け明治12年(1879)に「虎列刺病豫防假規則」が制定され、その後の伝染病予防法とともに伝染病による死亡者の火葬が義務付けられることになった。

明治12年「府縣(ふけん)衛生課事務事項」が定められ、墓地の位置や境界および埋葬、火葬の手続きを定めることと、埋葬場の地形や火葬場の構造を檢察し取締方法を設けることが定められた。埋葬(土葬)が盛んであった地域にも、伝染病対策の火葬場が設置されることになった。

明治17年(1884)には墓地を加え「墓地及埋葬取締規則」が交付され、墓地、火葬場とも許可制となった。またこの規則の執行方法を警視総監府知事縣令で定め内務卿に届出るものとし、細目の素案を各府縣に示した。

内容は、「火葬場は人家および人民の輻輳(ふくそう)*の地から120間(約216m)以上離し、風上とならない場所を選び、煙突を設け、臭煙を防ぐ装置を設け、周囲に塀を設ける。ただし林原野等で人家から離れた場所の時は除く」といったもので、火葬場の位置の基準を明確に記し、火葬炉の構造にも触れ、目立たないように火葬を行なうようにといったものであった。当時、ほとんど火葬が行なわれていない地方もあったが、全国一律に通達を出した。

この時の通達が都道府県毎の許可基準の基となっており、現在も条文にその名残が見られる。

※物が1ヵ所に集中し混雑する様態をいう。

2) 墓地、埋葬等に関する法律の制定

戦後、昭和23年5月31日に、法律第48号により「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓理法」という。)が制定され、これに基づいて「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」が同年7月13日に定められた。同法は、明治17年(1884)の「墓地及埋葬取締規則」等の従前の規則及び、「埋火葬の認許等に関する件」の内容を踏襲したもので、墓地や埋葬等に関して国民の宗教的感情に適合するとともに、公衆衛生と公共の福祉の見地から詳細の規定を設けたものであった。

火葬に関して一部抜粋した部分を示す。

①火葬とは死体を葬るためにこれを焼くことを言う(第2条第2項)

②火葬場とは火葬を行う施設として都道府県知事の許可を受けたものを言う(第2条第7項)

③火葬を火葬場以外の施設で行ってはならない（第4条）

④火葬場の経営、施設の変更（及び廃止）には都道府県知事の許可が必要である（第10条）

この場合における許可の基準は、各地の火葬需要、風俗習慣、宗教感情、地理的条件等により異なるものであり、全国一律の基準になじまないため、都道府県知事の裁量に委ねられている。

墓理法は基本的には従前の「墓地及埋葬取締規則」等の内容を遵守したものであったが、火葬は遺体の処理ではなく葬る行為の一部であるということを明確に表現している。明治初期の火葬再開以降、火葬場は処理場としての扱いが強くなったが、本来の葬送の場として扱おうとするものと考えられる。

また火葬場の計画・運営は極めて高い公共性が求められることから、厚生省（当時）からの通達等（昭和43年4月5日 環衛第8058号）により、運営の主体は地方公共団体が望ましいとされ、やむを得ない場合でも宗教法人か公益法人とされている。

火葬場の位置に関する条項は都道府県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則や条例で定められている。その条項のベースは明治17年10月4日に交付された「墓地及埋葬取締規則」に関する事項として11月18日に各府県に示された細目の素案が基準になっている。現在でもほとんど手がつけられず、残っているところもみられる。

しかし都道府県によっては現状にそぐわないということで、規制を緩和するなどの動きもみられる。更に許認可の権限を市区町村に移したり、施行細則を廃止し条例化したりしている。

その後、この墓理法は、一部の改正はみられるものの、基本的事項は変わらず、現在に至っている。

3) 国の地域主権改革に伴う都から市区町村への権限移譲

国の地域主権改革の考え方にに基づき、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）等により、44の法律に基づく都道府県の事務が、平成24年4月1日に市区町村へ移譲された（一部の事務は平成25年4月1日に移譲）。

墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し（墓地、埋葬等に関する法律（昭23年法第48条）第10条第1項及び第2項、第19条）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（墓地、埋葬等に関する法律第18条第1項、第19条）については、すべての市へ移譲する。

3. 現在の関連する法規について

火葬場の位置に関する法律として、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）と都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）がある。そこでは位置について都市計画決定を原則とすることが定められている。

火葬炉の仕様に関する事項は、法令等に定められていないので、火葬炉設備の設計・施工に当たっては関連する法令等を参考にする。現在、大気汚染防止法の対象施設とはなっていないが、各地方公共団体とも同法及びその他関連条例等に定めている規制基準値を目標値としている。

1) 建築基準法

法第 2 条第 2 項に特殊建築物として火葬場がある。また法第 51 条に都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされている。但し、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合を除くとされている。

建築基準法の手続き的な側面から分類すると次の 3 種類に分けられる。

- A 施設の位置について都市計画決定が必要とするもの。
- B 施設の敷地の位置について特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可するもの。
- C 建築基準法上の手続きのみでよいもの。(政令で定める範囲内での新築・増築・用途変更)

また特定行政庁の許可で良い場合は、建設計発第 29 条 計画局長・住宅局長通達（昭和 35 年 1 月 25 日）により次のようにされている。

- ① 市街化の傾向の少ない場所で、周囲に対する影響が少ない場合
- ② 暫定的なものである場合
- ③ 用途地域や都市施設等の既定都市計画がない場合あるいはそれらの計画の構想が確定していない場合
- ④ その他の関係部局が公益上やむを得ないと認める場合

2) 都市計画法

法第 11 条に都市施設として都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。その中で火葬場は市場、と畜場と同類に扱われており、墓園は公園と同じ扱いとなっている。都市計画決定は、その種類や規模によって、都道府県知事が行うものと市区町村が行う場合がある。

墓理法第 11 条において、「但し、都市計画事業として施行される場合は都市計画法第 59 条の許

可また、承認をもって許可があったものと見なす」とあることから墓埋法より都市計画法が優先されていることが分かる。火葬場の場合、都市計画事業で実施した例は少ない。

火葬場の用地選定の主な基準については、「計画標準（案）」（昭和 35 年建設省）がある。この基準は当初からあくまでも目安とされ拘束力はないものであるが、他に参考となる基準がないため、計画標準（案）をもとに判断する場合がある。

これはまだ野焼き施設が多く見られたときの調査に基づき策定されたもので、昨今の建設事情にそぐわない場合が多いため、こだわらないで総合的に判断しようという傾向がみられる。その緩和の度合いは都道府県により異なっている。

4. 火葬場の機能について

1) 火葬場での葬送行為の流れ

火葬場での一般的な葬送行為の流れは次の図2のようになる。

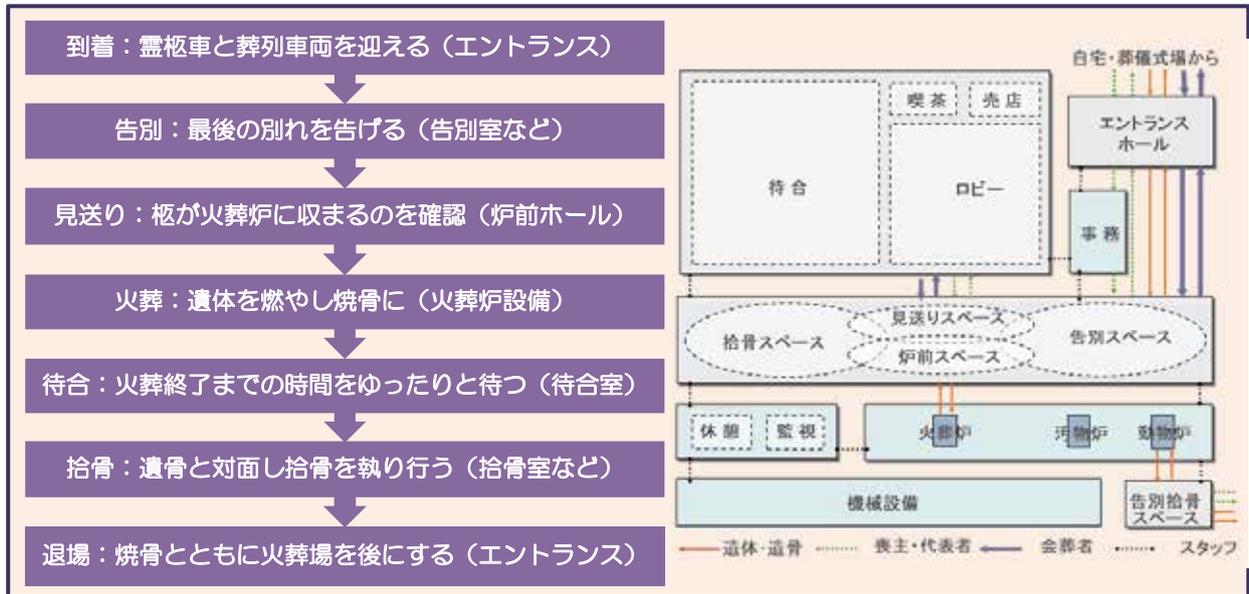


図2 火葬場の葬送行為の流れ

地域の慣習によっては、柩を火葬炉に収めると全員が帰宅するところもある。先に火葬場で火葬を行い焼骨での葬儀告別式を行う、いわゆる「骨葬」が行われている所もある。

通夜から葬儀・告別式が行える、葬儀式場が併設されていることもある。

2) 火葬場の役割と機能

火葬場は一部の民営の火葬場と、公営の火葬場として市区町村が単独で設置するか、いくつかの市区町村が一部事務組合を設置し広域により建設・運営されている。建設・運営にあたっては国からの補助制度がなく単独事業とされている。設置者の考えで、施設設備もサービスも多様である。施設の規模についても、集約して一定の大きさにする場合と、自治体単独でも分散配置する例もある。

日本の火葬場は、明治期の政策での火葬禁止と再開で、公衆衛生の面から遺体処理として焼却する場所として扱われてきたが、火葬の意味と火葬場本来の役割から、弔いの場として告別、炉前確認、待合、拾骨の場を提供するものになっている。

注) 火葬場内で焼骨を拾う行為を拾骨または収骨と表現する場合がある。収骨は壺に焼骨を収めることであるが、日本の場合、職員でなく会葬者が焼骨を拾い骨壺に収めるため、表現としては拾骨を使用した。室名等は実際の施設で使われている名称の収骨室とした。

コラム1 全ての人を平等に、世界遺産となった火葬場

スウェーデンでは、現在も国民の約8割が国教のルーテル福音派キリスト教に属している。16世紀から数世紀間に渡って国教システムが続いていた。長く続いた国教システムも2000年に廃止された。国教システムの時は、教会税を納付することで葬送に関するサービスを受けられた。国教システムの廃止により、収入に基づく強制的な葬儀納付金（埋葬税）を納めることにより宗教に関係なく平等にサービスを受けることになった。

森林墓地「Skogskyrkogården」（スクークス・シュルコ・ガーデン）はストックホルム市の南部にある。火葬場もその中にあり「森の火葬場」と呼ばれている。墓地全体は102ヘクタールで、1917年に建設が開始され、全体は1940年に完成した。合計8万5千基の墓があり、約30万人が埋葬されている。

ヨーロッパの火葬運動の中でスウェーデンも1920年代の後半から活発になる。火葬数の増加により1935年にこの墓地に火葬場を造ることを決めた。

火葬場は2つの小さい礼拝堂と、1つの大きい礼拝堂で構成され、それぞれ独立したエントランスを持ち、中庭と待合室で1つのユニットを組んでいる。会葬者は中庭から待合室を経由して礼拝堂に入る。儀式が終わると直接礼拝堂から退出し会葬者同士が顔を合わせることはなく、会葬者集団の個別化が図られている。



入口からランドスケープを望む



入口から礼拝堂へ向かう石畳



「生・死・生」を表す壁画の聖十字架礼拝堂

3つの礼拝堂は全て柩を取り囲むような形式で座席が配置されている。それぞれ異なった壁画が装飾されている。特定の宗教を示すものは建物からは除かれているが、祭壇に飾るためシンボルは用意されている。告別儀式的終了後、柩に砂が3回掛けられる。その後柩は埋葬されるようにリフトによって地下に下げられる。埋葬の再現である。これで会葬者は退場する。

通常遺族は炉前ホールでの柩の見送りに立ち会わない。火葬する前に炉前ホールで告別を行なう習慣があるヒンズー教徒などには希望があれば立ち合わせている。

亡くなくても全ての人を平等に、この墓地・火葬場はその象徴で、建設後60年以上が経過したが現在もほぼ当時のままの形で使われている。その美しい景観により、20世紀以降の建築としては初めて、1994年にユネスコの世界遺産に登録された。

第3章 多摩・島しょ地域の火葬場の施設内容と 葬送習慣について

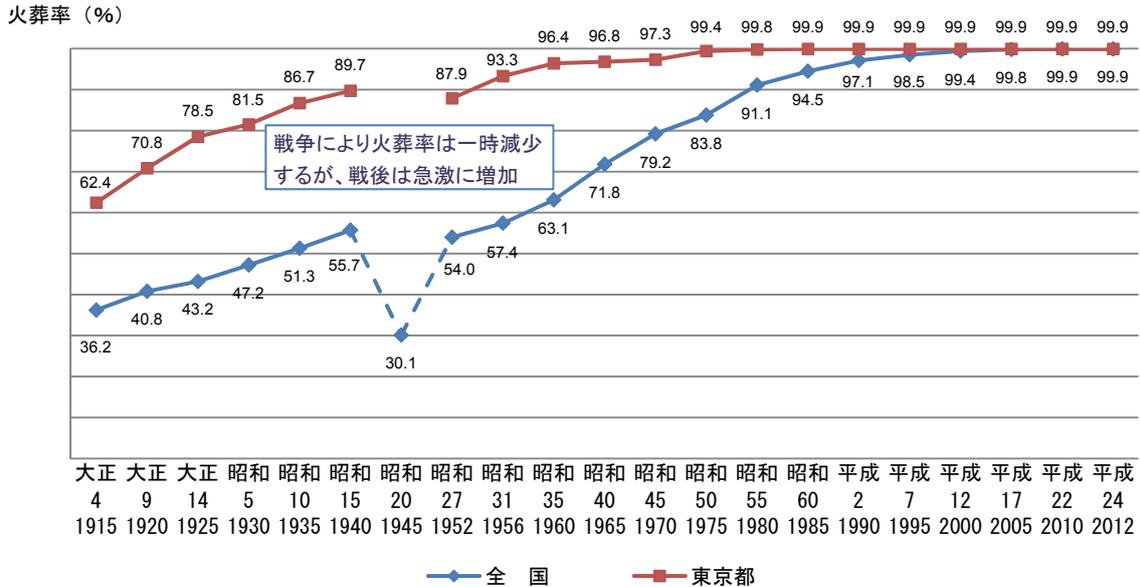
1. 東京都における火葬場の設置状況について
2. 火葬状況について
3. 火葬場の施設内容について
4. 火葬場の利用補助の事例について
5. 火葬場の使われ方と葬送習慣について
6. 火葬場を所有していない自治体の火葬サービスの考えについて

第3章 多摩・島しょ地域の火葬場の施設内容と葬送習慣について

1. 東京都内における火葬場の設置状況について

1) 火葬場数と火葬率の推移

東京都と全国における火葬率の推移を図3に示した。



(衛生年報、内務省統計年報、衛生行政業務報告等の資料より作成)

図3 東京都と全国における火葬率の推移

東京都内では古くから火葬が普及していて、江戸時代には火葬率が30%を超えており、全国平均と比べ、早くから火葬が普及していたことがわかる。

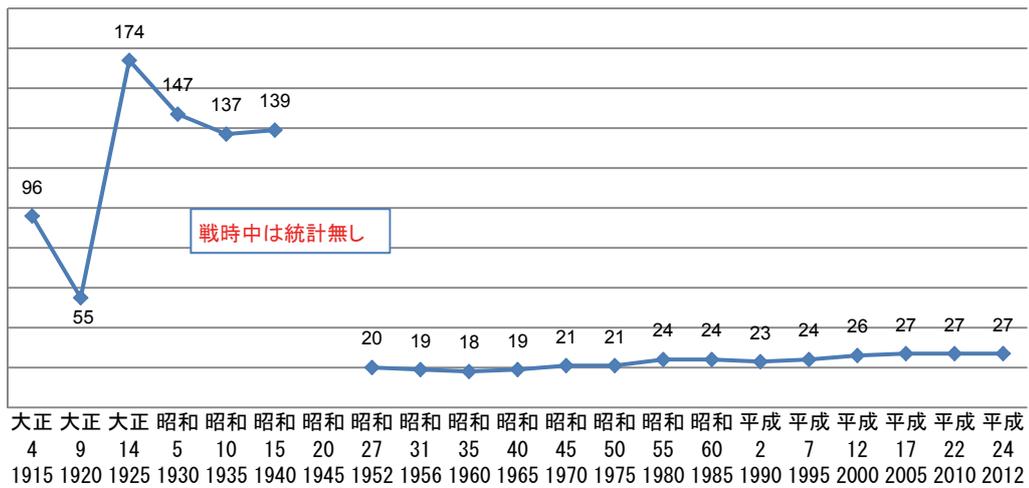
初めての全国統計となる、大正4年(1915)の火葬率は、全国平均36.2%に対して東京都は62.4%であった。大正時代でみると全国平均より火葬率は高く、大正9年には70.8%、大正14年には78.5%となった。その後、火葬率の上昇はやや鈍化するが、昭和5年(1930年)には81.5%、昭和10年には86.7%、昭和15年には89.7%と、戦前には約9割が火葬となった。全国平均55.7%に対してかなり高くなっていた。昭和27年の火葬率は87.9%と、戦後少し火葬率が下がるものの、昭和31年には93.3%、昭和35年には96.4%となった。その後も微増を続け、昭和60年には99.9%とほとんどが火葬となった。

次頁に、東京都内における火葬場数の推移を図4に示した。

東京府(当時)において火葬場数が制限されていたこともあり、戦前は現在の23区内に該当する区域の火葬場数は少なかったが、多摩地域の火葬場数は比較的多かったと思われる。

大正4年(1915年)の火葬場数は96カ所で、大正9年には55カ所となるが、大正14年には174カ所と最高となる。その後減少し、昭和5年(1930年)には147カ所、昭和10年には137カ所、昭和15年には139カ所となった。戦後は、整理統合が進み、昭和27年には20カ所となり、多少の増減を繰り返し、平成17年(2005年)には現在と同じ数の27カ所となった。

火葬場数（カ所）



(衛生年報、内務省統計年報、衛生行政業務報告等の資料より作成)

図 4 東京都内における火葬場数の推移

2) 東京都内における火葬場の設置状況

厚生労働省の統計によると、現在、東京都内の火葬場総数は 27 カ所で、恒常的に使用している火葬場数は 26 カ所であった。

23 区内には、都営が 1 カ所、大田区、港区、目黒区、品川区、世田谷区による一部事務組合設置が 1 カ所、民営が 7 カ所の計 9 カ所の火葬場がある。合計の火葬炉数は 106 基となっている。

23 区内の火葬場の設置状況を図 5 に示した。



図 5 23 区内の火葬場の設置状況

全国的に民営火葬場は少ないが、23 区内は民営火葬場の比率が高くなっている。東京都内には公営と民営が混在しているが、交通の利便性などもあり、区によっては民営火葬場しか利用できない状況となっている。都営瑞江葬儀所は、東京都の東部にあるため、利用は江戸川区と江東区

の住民が6割を占め、多摩地域の住民の利用は限られている。
 多摩地域の火葬場の設置状況を図6に示した。



図6 多摩地域における火葬場の位置図

多摩地域の状況を見ると、市単独の設置が4カ所、一部事務組合による設置が4カ所、民営が1カ所の計9カ所となっており、合計の火葬炉数は65基となっている。

火葬場を単独で所有しておらず、かつ一部事務組合にも加入していない自治体は、次の12市である。これらの市民は、民営の多磨葬祭場を主に利用していると推測される。

- ※12市 武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市

島しょ地域の火葬場の設置状況について図7に示した。



図7 島しょ地域の火葬場の設置状況

島しょ地域をみると、町村単独の設置が8カ所で、火葬炉数は合計11基となっている。
島しょ地域で火葬場を所有していないのは、利島村、御蔵島村、青ヶ島村の3村となっている。

3) 人口と死亡者数の推移

平成22(2010)年10月1日現在における東京都の人口(平成22年国勢調査)は1,316万人で、前回の平成17年国勢調査(1,258万人)と比べ、約58万人(4.6%)増加しており、初めて1,300万人を超えた。

(地域別)

- 区部 895万人 前回調査から46万人(5.4%)増加
増加数、増加率ともに前回は上回る
- 多摩地域 419万人 前回調査から約13万人(3.1%)増加
増加数、増加率ともに前回は下回る(増加率は区部に比べ鈍化)
郡部においては平成7(1995)年以来減少が続いている
- 島しょ地域 2万8千人を割り込んでいる 前回に比べ929人(3.2%)減少

地域別の死亡者数の推移を図8に示した。

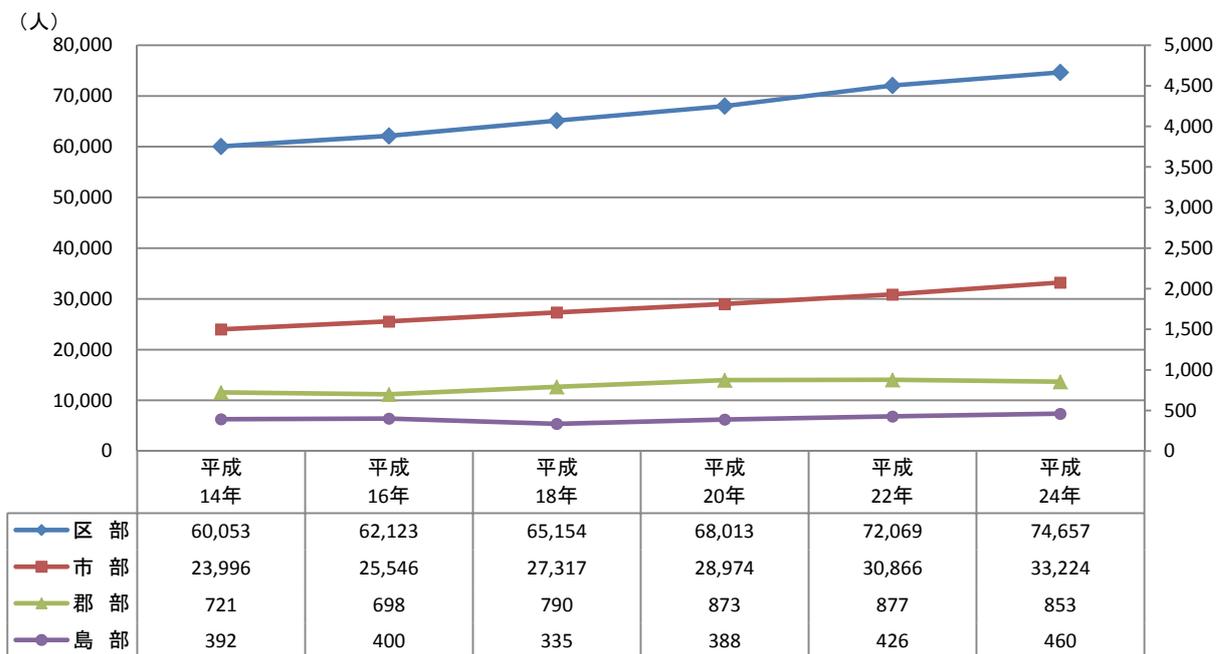


図8 東京都の地域別の死亡者数の推移(東京都保健福祉局人口動態統計より作成)

東京都の人口は、今後も当分の間増加を続けるものと予想されるが、徐々に増加幅は狭まっていく。10年後の平成32(2020)年頃がピークとなり、1,335万人程度に達する。

これをピークに減少に転じるものと推測されており、東京も人口減少社会へと突入する。区部、多摩地域ともに、ほぼ同様の推移を辿るものと見られる。

いずれも、当面増加するものの、近い将来減少に転じる。ただしその転換期は、区部が平成 32 年頃であるのに対し、多摩地域は平成 27 (2015) 年頃と、多摩地域が若干早く人口ピークを迎えることが予想される。

なお、島しょ地域については、昭和 25 (1950) 年頃の約 4 万人をピークに、年々人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されている。

人口の増加に合わせて死亡者数も増加している。

東京都全体では、平成 14 年の 85,162 人が、平成 24 年には 109,194 人と、1.28 倍に増加している。区部では、平成 14 年の 60,053 人が、平成 24 年には 74,657 人と 1.24 倍に増加し、東京都全体よりは低いが増加の傾向にある。

多摩地域の市部をみると、平成 14 年の 23,996 人が、平成 24 年には 33,224 人となり、1.39 倍に増加しており、増加率は高くなっている。郡部は、平成 14 年が 721 人で、平成 24 年には 853 人と、全体的には増加傾向である。島しょ地域では、平成 14 年の 392 人が平成 24 年には 460 人となり、やはり全体的には増加の傾向である。

今後、人口減少や人口構成の高齢化は、さらなる加速が予測され、この変化にいかに対処していくかは火葬場にとっては緊急の課題となっているといえる。

4) 人口当たりの火葬炉数

NPO 法人日本環境斎苑協会の調査によると、平成 22 年度の調査では全国で稼働している火葬場数は 1,545 ヲ所、火葬炉数は 5,320 基となっている。平成 24 年の日本全国の死亡者数は 124 万 5 千人で、1 炉当たりが年間に扱う火葬件数は 234 件/基であった。

死亡者数から推計すると、平成 24 年度の区部の 1 炉当たりが年間に扱う火葬件数は 1,030 件/基と全国平均の 4.40 倍とかなりの稼働率となっている。それは、少ない火葬炉数で多くの件数をこなすといった考えがある民営火葬場が多いことに起因しているものと思われる。多摩地域は 524 件/基となっており、全国平均の 2.24 倍となり、区部よりは低いがかかなり高い稼働率となっている。

島しょ地域については、広域化が難しいため、島ごとにそれぞれ火葬場を設置するケースが多く、稼働率は低くなっている。

2. 火葬状況について

東京都のまとめによる、平成25年度の多摩・島しょ地域の市町村別の火葬状況を表1に示した。

表1 平成25年度における市町村別の火葬状況（東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課より）

	死体			死胎			総数		
	総数 (体)	火葬 (体)	火葬率 (%)	総数 (体)	火葬 (体)	火葬率 (%)	総数 (体)	火葬 (体)	火葬率 (%)
区部計	75,761	75,756	99.9%	2,157	2,156	99.9%	77,918	77,912	99.9%
八王子市	4,975	4,975	100.0%	94	94	100.0%	5,069	5,069	100.0%
立川市	1,565	1,565	100.0%	27	27	100.0%	1,592	1,592	100.0%
武蔵野市	1,192	1,192	100.0%	48	48	100.0%	1,240	1,240	100.0%
三鷹市	1,425	1,425	100.0%	26	26	100.0%	1,451	1,451	100.0%
青梅市	1,642	1,642	100.0%	14	14	100.0%	1,656	1,656	100.0%
府中市	1,988	1,988	100.0%	43	43	100.0%	2,031	2,031	100.0%
昭島市	958	958	100.0%	13	13	100.0%	971	971	100.0%
調布市	1,569	1,569	100.0%	45	45	100.0%	1,614	1,614	100.0%
町田市	3,372	3,372	100.0%	62	62	100.0%	3,434	3,434	100.0%
小金井市	800	800	100.0%	12	12	100.0%	812	812	100.0%
小平市	1,509	1,509	100.0%	14	14	100.0%	1,523	1,523	100.0%
日野市	1,378	1,378	100.0%	34	34	100.0%	1,412	1,412	100.0%
東村山市	1,358	1,358	100.0%	6	6	100.0%	1,364	1,364	100.0%
国分寺市	787	787	100.0%	14	14	100.0%	801	801	100.0%
国立市	548	548	100.0%	7	7	100.0%	555	555	100.0%
福生市	582	582	100.0%	11	11	100.0%	593	593	100.0%
狛江市	588	588	100.0%	15	15	100.0%	603	603	100.0%
東大和市	644	644	100.0%	12	12	100.0%	656	656	100.0%
清瀬市	991	991	100.0%	8	8	100.0%	999	999	100.0%
東久留米市	891	891	100.0%	12	12	100.0%	903	903	100.0%
武蔵村山市	556	556	100.0%	4	4	100.0%	560	560	100.0%
多摩市	1,134	1,134	100.0%	12	12	100.0%	1,146	1,146	100.0%
稲城市	541	541	100.0%	17	17	100.0%	558	558	100.0%
羽村市	481	481	100.0%	6	6	100.0%	487	487	100.0%
あきる野市	834	834	100.0%	22	22	100.0%	856	856	100.0%
西東京市	1,506	1,506	100.0%	25	25	100.0%	1,531	1,531	100.0%
瑞穂町	303	303	100.0%	4	4	100.0%	307	307	100.0%
日の出町	246	246	100.0%	5	5	100.0%	251	251	100.0%
檜原村	72	72	100.0%	-	-	-	72	72	100.0%
奥多摩町	145	145	100.0%	-	-	-	145	145	100.0%
多摩地域計	34,580	34,580	100.0%	612	612	100.0%	35,192	35,192	100.0%
大島町	134	134	100.0%	-	-	-	134	134	100.0%
利島村	3	0	0.0%	-	-	-	3	0	0.0%
新島村	34	34	100.0%	-	-	-	34	34	100.0%
神津島村	26	26	100.0%	-	-	-	26	26	100.0%
三宅村	21	20	95.2%	-	-	-	21	20	95.2%
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	126	126	100.0%	-	-	-	126	126	100.0%
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	7	7	100.0%	-	-	-	7	7	100.0%
島しょ地域計	351	347	98.9%	0	0	-	351	347	98.9%
東京都全体	110,692	110,683	99.9%	2,769	2,768	99.9%	113,461	113,451	99.9%

多摩地域では死体、死胎とも埋葬がみられず全て火葬であった。島しょ地域では、利島村では死体3体が全て埋葬であった。また三宅村が死体21体のうち1体が埋葬であった。御蔵島村及び青ヶ島村では亡くなった人はいなかった。島しょ地域全体では351人亡くなり、4体が埋葬で火葬率は98.9%であった。

区部についてみると、死体総数75,761体のうち埋葬が5体、死胎総数2,157体に対して埋葬が1体、死体と死胎を合わせた総数77,918体のうち埋葬が6件と、火葬率は100%とはならなかった。東京都全体では、死体総数110,692体に対して埋葬が9体、死胎総数2,769に対して埋葬が1体、死体と死胎を合わせた総数113,461体に対して、埋葬が10体であった。

利島村には火葬場が無いため、現在でも埋葬が主となっているが、多摩地域が火葬率100%となっているにもかかわらず区部では埋葬がみられた。宗教的な要因が考えられる。

3. 火葬場の施設内容について

1) 多摩・島しょ地域の火葬場の概要

調査の概要と方法

各火葬場の施設内容や運営状況、災害対策に対する考えを把握するため、多摩・島しょ地域の全ての火葬場 17 ヶ所にアンケート調査を実施した。調査票は 6 ページ、問 9 までとなっており、調査票を自治体単独の場合は企画担当課に、一部事務組合の場合は組合事務局に、民営火葬場の場合は総務部に直接、郵送及び電子メールで送付し郵送または電子メールで回答を得た。

アンケート実施日 平成 26 年 7 月 4 日 (金)
 回答期限 平成 26 年 7 月 24 日 (木)
 回答率 100%

多摩・島しょ地域にある火葬場の概要について表 2 に示した。

表 2 多摩・島しょ地域にある火葬場の概要

火葬場名	設置主体	現施設建設年月	炉数(基)			霊安室(室)	葬儀式場の有無	運営形態	火葬料金(円)		待合室使用料金(円)	
			火葬炉	汚物炉	動物炉				住民大人	住民外大人	住民	住民外
八王子市斎場	八王子市	H 2 年 2 月	8	0	0	1	有(2室)	直営	無料	50,000	10,000	20,000
日野市営火葬場	日野市	S39 年 3 月	3	0	0	0	無	直営	無料	50,000	無料	無料
南多摩斎場	南多摩斎場組合	S50 年 10 月	12	0	0	2	有(3室)	直営	無料	50,000	10,000	10,000
立川聖苑	立川・昭島・国立聖苑組合	H11 年 3 月	7	0	0	1	無	直営	無料	80,000	無料	無料
府中の森市民聖苑	府中市	H 8 年 7 月	6	0	0	2	有(4室)	直営	無料	-	無料	-
瑞穂斎場	瑞穂斎場組合	H14 年 10 月	8	0	0	1	有(3室)	直営	無料	80,000	無料	5,000
青梅市火葬場・青梅市斎場	青梅市	H19 年 2 月	4	0	1	1	有(3室)	指定管理者制度	無料	80,000	無料	無料
ひので斎場	秋川流域斎場組合	H13 年 4 月	3	1	0	1	有(2室)	直営	10,000	80,000	3,000	6,000
多磨葬祭場	株式会社日華	S 6 年 4 月	14	0	0	1	有(3室)	民営	53,100~150,000 民営のため住民の区分無し		9,290~25,700 民営のため住民の区分無し	
大島町火葬場	大島町	H13 年 8 月	2	0	0	1	有(2室)	直営	50,000	75,000	0	-
新島村火葬場	新島村	H17 年 7 月	1	0	0	0	無	直営	30,000	37,500	0	0
式根島火葬場	新島村	H22 年 3 月	1	0	0	0	無	直営	30,000	37,500	0	0
神津島村火葬場	神津島村	H13 年 9 月	1	0	0	0	無	直営	40,000	56,000	0	0
三宅村火葬場	三宅村	H 4 年	2	0	0	0	無	直営	30,580	40,770	0	0
八丈町火葬場	八丈町	H20 年 9 月	2	0	0	1	待合室葬儀利用可 有(1室)	指定管理者制度	40,000	40,000	30,000	30,000
小笠原村父島火葬場	小笠原村	H19 年	1	0	0	0	有(1室)	直営	28,000	64,000	510	1,020
小笠原村母島火葬場	小笠原村	S53 年 8 月	1	0	0	0	無	直営	28,000	64,000	510	1,020

① 施設の設置主体

多摩地域の火葬場の設置主体は市単独による設置が 4 ヶ所、一部事務組合による設置が 4 ヶ所、民営が 1 ヶ所となっており、一部事務組合での設置が比較的多い。

八王子市及び日野市はそれぞれ市単独で火葬場を所有しているが、南多摩斎場組合にも加わっており、市民は両方の火葬場の利用が可能である。多磨葬祭場は多摩地域唯一の民営の火葬場である。

島しょ地域の火葬場は利便性から広域化は難しく、それぞれが単独での設置となっている。新島村と小笠原村は 2 ヶ所の所有となっている。

②施設の建設年

建設後 10 年以下の新しい火葬場は、青梅市火葬場、新島村火葬場、式根島火葬場、八丈町火葬場で、島しょ地域に比較的多い。建設後 20 年以上が経過している火葬場は、八王子市斎場、日野市営火葬場、南多摩斎場、三宅村火葬場、小笠原島村母島火葬場と、民営の多磨葬祭場である。

特に日野市営火葬場が昭和 39 年、南多摩斎場が昭和 50 年、小笠原島村母島火葬場が昭和 53 年の建設となっており、大規模改修等も行われているもののかなり老朽化が目立っている。日野市営火葬場は、都市計画区域内にありながら都市計画決定がされていないこともあり、建替えが困難な状態である。また民営の多磨葬祭場も昭和 6 年の建設で、大規模改修や耐震補強などが行われているが、都市計画決定をしておらず建替えが難しいといった建築的な問題を抱えている。

③火葬炉数

多摩地域では、民営を除くと火葬炉が最も多いのが南多摩斎場の 12 基で、最も少ないのが日野市営火葬場とひので斎場の 3 基となっている。汚物炉を設置しているのはひので斎場のみである。また、動物炉の設置は青梅市火葬場の 1 基のみとなっている。

島しょ地域では、小規模な火葬場が多く火葬炉数は 1 基か 2 基である。

④霊安室の設置状況

遺体保管用の霊安室を設置しているのは、多摩地域では八王子市斎場（1 室 3 体）、南多摩斎場（2 室 6 体）、立川聖苑（1 室 1 体）、府中の森市民聖苑（2 室 9 体）、瑞穂斎場（1 室 4 体）、青梅市火葬場・青梅市斎場（1 室 3 体）、ひので斎場（1 室 3 体）と、民営の多磨葬祭場（1 室 20 体）である。立川聖苑以外は葬儀式場を併設している火葬場である。災害対策用というより葬儀利用が中心となるが、民営火葬場と比べると公営火葬場は安置できる数が少なくなっている。

島しょ地域では、大島町火葬場と八丈町火葬場でそれぞれ 1 室 1 体の保管が可能で、小笠原村父島火葬場は霊安室の設置は無いが 2 体の遺体の保管が可能となっている。

⑤葬儀式場の設置状況

葬儀式場の設置状況をみると、多摩地域では、日野市営火葬場、立川聖苑を除き、民営火葬場を含め、全て葬儀式場が設置されている。立川聖苑には隣接して、立川市営の葬儀式場があるため、実質的に葬儀式場の併設が無いのは日野市営火葬場だけである。葬儀式場を併設している割合は高くなっている。

島しょ地域では、大島町火葬場と小笠原村父島火葬場に葬儀式場が併設されており、八丈町火葬場も待合室などを使って葬儀を行うことも可能である。それ以外は、まだ自宅で葬儀を行うケースが多いなど、利用者の要求が少ないこともあり、設置している割合は少ない。

⑥運営形態

運営形態は、民営の多磨葬祭場を除き自治体設置であるが、青梅市火葬場と八丈町火葬場では指定管理者制度を導入している。それ以外は全て直営である。直営の場合、全ての火葬場で火葬業務は民間業者または個人に委託されている。

売店がある場合は福祉関係の団体に場所貸しで運営させている場合が多い。

⑦火葬料金

火葬料金をみると、多摩地域の火葬場では利用圏域内の住民について、ひので斎場を除き全て無料である。ひので斎場は待合室も有料で、圏域内の住民の場合、大人で火葬料金が 10,000 円、待合室の使用料が 3,000 円となっている。火葬料金が無料でも、待合室が有料なのは南多摩斎場で、待合室の使用料は 10,000 円となっている。

圏域外の火葬料金は、八王子市斎場、日野市営火葬場、南多摩斎場が 50,000 円で、他は 80,000 円となっている。他の火葬場を参考にする場合もあるが、基本的には 1 体当たりに換算した維持管理運営費分を負担してもらうという考えが主となっている。

民営の多磨葬祭場は、自治体からの補助が無いため独立採算で運営がなされている。火葬料金は火葬炉の等級（サービス内容）によって異なり、最上等が 59,000 円、特別室が 95,000 円、特別殯館（とくべつひんかん）が 150,000 円で、市・区民葬の場合は申告すれば最上等が 53,100 円となる。待合室も有料で、大きさによって異なり 9,290 円～25,700 円で、待合ロビーの椅子席を使用しても 1 人当たり 400 円がかかる。

府中市民は府中の森市民聖苑を利用した場合、火葬は無料であるが、多磨葬祭場を利用した場合は火葬料金 59,000 円の他に待合室の使用料がかかることになる。民営火葬場を利用しても、市からの補助は無く利用者の負担となっている。

島しょ地域では、全ての火葬場で火葬料金を徴収している。最も安いのが小笠原村で 28,000 円、最も高いのが大島町の 50,000 円となっている。

2) 施設の稼働状況

多摩・島しょ地域の火葬場における火葬状況について表 3 に示した。

表 3 平成 25 年度の多摩・島しょ地域の火葬場の火葬状況

火葬場名	住民火葬件数(件)					住民以外火葬件数(件)				合計 (件)	一日最 大受入 件数 (件)	年間 稼働 可能日 (日)	年間 受入 可能数 (件)	稼働率 (%)
	大人	うち減額・免 除制度の利 用	小人	死胎児	その他	大人	小人	死胎児	その他					
八王子市斎場	3,799	0	11	34	23	504	1	5	3	4,380	17	303	5,151	83.8%
日野市営火葬場	803	0	2	28	0	88	1	0	0	922	5	296	1,480	60.4%
南多摩斎場	4,685	1	9	50	32	261	4	25	5	5,071	17	302	5,134	96.6%
立川聖苑	2,769	0	7	22	14	929	0	4	0	3,745	17	304	5,168	71.7%
府中の森市民聖苑	1,776	0	3	13	0	0	0	0	0	1,792	7	344	2,408	73.9%
瑞穂斎場	3,155	0	6	24	17	126	0	4	2	3,334	14	307	4,298	76.5%
(多摩地域のみ)	2,059	0	3	19	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青梅市火葬場	1,292	0	0	7	9	136			3	1,451	10	303	3,030	47.1%
ひので斎場	1,216	0	2	10	6	122	1	1	4	1,362	8	302	2,416	55.5%
多磨葬祭場	11,423	931	114	217	83	-	-	-	-	11,837	60	301	18,060	63.9%
(多摩地域のみ)	9,367	-	93	170	68	-	-	-	-	9,698	-	-	-	-
大島町火葬場	127	41	0	0	2	2	0	0	0	131	2	299	598	21.6%
新島村火葬場	28	0	0	0	0	2	0	0	0	30	2	365	730	4.1%
式根島火葬場	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	365	730	0.7%
神津島村火葬場	26	2	0	0	0	0	0	0	0	26	2	365	730	3.6%
三宅村火葬場	21	0	0	0	5	0	0	0	0	26	2	365	730	2.9%
八丈町火葬場	127	10	0	0	16	0	0	0	0	143	3	365	1,095	11.6%
小笠原村父島火葬場	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	365	730	0.7%
小笠原村母島火葬場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	365	730	0.1%
合計	42,682	985	250	594	292	2,172	7	42	18	43,959	172	-	53,218	-

①火葬炉の稼働率

死胎児やその他（汚物等）を除き、年間の受入可能件数（1日の可能な火葬数×稼働日）に対してどれくらいの火葬があったか、火葬炉の稼働率をみってみる。

南多摩斎場が最も高く96.6%である。次いで八王子市斎場の83.8%である。70%を超えているのが、瑞穂斎場が76.5%、府中の森市民聖苑が73.9%、立川聖苑が71.7%で、民営の多磨葬祭場も稼働率が高く、63.9%となっている。

稼働率が高い火葬場では、11時から13時くらいの希望が多い時間帯の予約を取りたい場合は数日待たなければならない場合もある。特に南多摩斎場では集中する時間帯以外でも予約が取りにくくなっており、八王子市斎場も12:30の時間帯は夏場でも3日待ちで、冬場は1週間待つこともあるということであった。稼働率が高い火葬場では、昼間の時間帯の受入枠を増やして欲しいといった、葬祭業者からの要望は多くなっている。

島しょ地域の火葬場は地域特有の立地上の問題により、広域での火葬場の整備が難しいこともあり、全体的に稼働率が低くなっている。

②火葬の状況

多摩地域の火葬場は火葬料金が無料のところが多いため、減額・免除の制度の利用は少ない。そのため、生活保護者などの利用の統計は取っていないケースが多い。減額・免除の制度の利用の割合が高いのは、大島町火葬場で大人127件のうち41件、32.3%が制度を利用している。

圏域外住民の割合が高いのは立川聖苑である。大人でみると、圏域内住民が2,769件で圏域外住民は929件と、25.1%を占めている。立川聖苑は火葬場を所有していない周辺自治体の住民が多く利用していると思われる。

続いて圏域外住民の割合が多いのは八王子市斎場である。圏域内住民は3,799件で、圏域外住民は504件と、11.7%を占めている。相模原市の津久井地区の住民にとって、八王子市斎場の方が相模原市営斎場より近いこともあり、相模原市民の利用が多くなっている。

圏域外住民の利用が比較的に少ないのは、日野市営火葬場、青梅市火葬場、ひので斎場であり、利用率は10%程度である。

また、稼働率の高い南多摩斎場は、圏域外住民の利用がさらに少なくなっている。圏域内住民4,685件に対して圏域外住民は261件と、5.3%しか見られず、他と比較してもかなり低い。

南多摩斎場の圏域内住民は、死亡数と火葬件数からみると約2,100件が南多摩斎場を利用出来ず、民営の多磨葬祭場や立川聖苑、近隣の相模原市営斎場を利用しているのではないと思われる。（相模原市の統計によれば、平成25年度の町田市民の相模原市営斎場利用者数は300件となっている。）南多摩斎場圏域内住民は火葬予約が取りづらいため、圏域外を利用せざるを得ない状況となっている。

3) 多摩地域の火葬場の状況

多摩地域では、明治時代は土葬が主で、火葬は伝染病者が主であった。伝染病の流行とともに各地で簡易な火葬場が設置された。そのほとんどは廃止されたが、八王子市斎場、日野市営火葬場などのように、位置が変わらず現地建替えや大規模改修を行いながら現在も使用している施設もみられる。

都市化に伴い戦後は土葬禁止区域が各地に制定されることになった。そのため、立川市では都

市計画の一部として火葬場を建設した。府中市では住民サービスのため都市施設として火葬場を建設した。旧北多摩郡のエリアの多くの自治体では、火葬場を建設することなく民営火葬場を利用している。

多摩地域の現存する火葬場で、住宅地の中での立地は平成 8 年に竣工した府中の森市民聖苑を除き、昭和 30 年以前に建設されたものである。日野市営火葬場、立川聖苑、民営の多摩葬祭場については、建設当時はほとんど住宅が無い場所での建設であったものが、市街地の拡大とともに次第に住宅地の中に組み込まれていったものである。瑞穂斎場も住宅が近くにみられる。

昭和 30 年代以降に建設された南多摩斎場、青梅市火葬場、ひので斎場は住宅地から離れた場所での立地となっている。

多摩地域の火葬場の状況は次のとおりである。なお、各データについては、平成 26 年 7 月に実施した各火葬場からのアンケート調査結果により把握したもの（火葬件数及び稼働日数については、平成 25 年度実績）である。また、「火葬場の経緯」については、図書「火葬場の立地」（火葬研究協会立地部会編 日本経済評論社発行 2004 年 12 月 p124～p136）を参考とした。

八王子市斎場



八王子市斎場外観



八王子市斎場炉前ホール

設置主体	八王子市（市単独）				
対象人口	563,334人（平成26年6月1日現在）				
建設年	平成2年2月12日				
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階				
敷地面積	11,841.61㎡	建築面積	2,810.86㎡	延床面積	3,933.15㎡
火葬炉	大型炉8基				
施設構成	告別ホール1室、収骨室3室、待合室9室（洋室7室、和室2室）、霊安室1室（3体収容）、葬儀式場2室（150席×1室、80席×1室）、駐車場台数148台				
施設運営	直営（葬送業務は委託）				
火葬件数	住民 大人 3,799件	小人 11件	死胎児 34件	身体の一部・改葬など 23件	
	住民外 大人 504件	小人 1件	死胎児 5件	身体の一部・改葬など 3件	
	合計 大人 4,303件	小人 12件	死胎児 39件	身体の一部・改葬など 26件	
	総計 4,380件				
受入数	1日最大受入数 20件（人体のみ17件）				
休業日	友引、年始1月1日～3日				
稼働日数	303日（年間）				
火葬受入	9:30（一般5体、死胎児等1体）、12:30（一般6体、死胎児等1体） 14:30（一般6体、死胎児等1体）				

火葬場の経緯

火葬場台帳によると、設置は明治43年（1910）9月28日（指令第1045号）となっている。個人所有の簡易な施設であったと思われ、大正9年（1920）12月28日に林権次郎（譲渡人）から八王子市（譲受人）に於いて譲受の件が許可された。敷地は600坪（1,980㎡）、火葬室は木造平屋建36坪（118.8㎡）で、木造平屋建12坪（39.6㎡）の附属建物があった。火葬料金は上等と並等があり大正7年の火葬料金は大人が上等で6円、並等が4円であった。その後昭和10年に建て替えが行われて、当時の火葬炉数は6基であった。

現在の施設は同敷地内で建替えが行われ、平成2年に竣工したものである。建替えの際、住民との協定により炉数などの制限がみられる。

日野市営火葬場



日野市営火葬場外観



日野市営火葬場炉前ホール

設置主体	日野市（市単独）		
対象人口	180,338人（平成26年6月1日現在）		
建設年	昭和39年3月		
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階		
敷地面積	1,425.86㎡	建築面積	190.97㎡
延床面積	190.97㎡		
火葬炉	普通炉3基		
施設構成	炉前ホールのみ、待合室2室（洋室2室）、駐車場台数17台		
施設運営	直営（火葬業務は委託）		
火葬件数	住民 大人 803件	小人 2件	死胎児 28件
	住民外 大人 88件	小人 1件	死胎児 0件
	合計 大人 891件	小人 3件	死胎児 28件
	総計	922件	
受入数	1日最大受入数 5件（人体のみ5件）		
休業日	友引、年始、修繕検査日		
稼働日数	296日（年間）		
火葬受入	10:00（2体）、13:00（2体）、15:00（1体）		

火葬場の経緯

日野市における火葬場の歴史は古く、火葬場台帳によると大正11年7月3日に当時の南多摩郡日野町字全松6950番地口号に設置された。経営者は日野町、管理者は日野町長となっている。薪・石炭を燃をとした火葬炉が1基で、簡易な建物の伝染病対策としての火葬場であった。当時の火葬料金は寝棺が7円、座棺が3円50銭で、12歳未満の小児は半額であった。

現在の施設は、同敷地内で建て替えが行われ昭和39年に竣工したものである。敷地は都市計画決定を受けておらず、現地での建替えが難しいため、定期的に改修を行いながら使われている。

□南多摩斎場（一部事務組合）



南多摩斎場外観



南多摩斎場炉前ホール

設置主体	南多摩斎場組合（八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市）			
対象人口	1,404,118人（平成26年6月1日現在）			
建設年	昭和50年10月			
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階			
敷地面積	29,375.31㎡	延床面積	4,233.4㎡	
火葬炉	大型炉12基			
施設構成	告別ホール1室、収骨室4室、待合室13室（洋室11室、和室2室）、霊安室2室（6体収容）、葬儀式場3室（104席×1室、80席×1室、35席×1室）、駐車場台数100台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住民 大人4,685件	小人9件	死胎児50件	身体の一部・改葬など32件
	住民外 大人261件	小人4件	死胎児25件	身体の一部・改葬など5件
	合計 大人4,946件	小人13件	死胎児75件	身体の一部・改葬など37件
	総計 5,071件			
受入数	1日最大受入数 17件（人体のみ17件）			
休業日	友引、年始1月1日から1月3日、臨時休業日			
稼働日数	302日（年間）			
火葬受入	9:00（2体）、11:00（3体）、11:30（2体）、12:00（2体）、12:30（2体）、13:00（2体）、13:30（2体）、14:00（2体）			

火葬場の経緯

多摩ニュータウンの建設に伴う人口の増加に対応するため、八王子市、（八王子市は火葬場所のため住民の一部が利用）、町田市、多摩市、稲城市の組合により設置された。所在地は町田市上小山田町2147で、一部の敷地は八王子市にまたがる。昭和45年5月14日に都市計画決定された。都市計画事業として行われ昭和50年10月に竣工した。それに伴い町田市火葬場は廃止された。昭和60年3月27日に日野市が加わり5市で運営・管理することになった（日野市は八王子市同様に火葬場所のため住民の一部が利用）。

業務開始当時は、火葬炉6基・待合室3室で運営されていたが、昭和58年に火葬炉3基を増設、昭和60年に待合室3室を増設し、平成7～8年にかけて火葬炉3基・待合室4室を増設し式場も増設している。さらに平成21年3月式場棟を増築し、現在は火葬炉12基、式場3式場、待合室13室で運営を行っている。

立川聖苑（一部事務組合）



立川聖苑外観



立川聖苑炉前ホール

設置主体	立川・昭島・国立聖苑組合（立川市、昭島市、国立市）
対象人口	約 365,000 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）
建設年	平成 11 年 3 月 30 日
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
敷地面積	2,511.16 m ² 建築面積 1,251.2 m ² 延床面積 2,002.8 m ²
火葬炉	大型炉 7 基
施設構成	告別室 2 室、収骨室 2 室、待合室 6 室（洋室 4 室、和室 2 室）、霊安室 1 室（1 体収容）、 駐車舞台数 35 台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人 2,769 件 小人 7 件 死胎児 22 件 身体の一部・改葬など 14 件 住民外 大人 929 件 小人 0 件 死胎児 4 件 身体の一部・改葬など 0 件 合計 大人 3,698 件 小人 7 件 死胎児 26 件 身体の一部・改葬など 14 件 総計 3,745 件
受入数	1 日最大受入数 17 件（人体のみ 17 件）
休業日	友引、年始 1 月 1 日から 1 月 3 日
稼働日数	304 日（年間）
火葬受入	9:00（1 体）、9:30（1 体）、10:00（1 体）、10:30（2 体）、11:00（1 体）、 11:30（2 体）、12:00（1 体）、12:30（1 体）、13:00（1 体）、 13:30（2 体）、14:00（1 体）、14:30（2 体）、15:00（1 体）

火葬場の経緯

立川市が昭和 23 年（1948）12 月 25 日に土葬禁止区域に指定されることに伴い、火葬場の建設が計画された。火葬場は昭和 23 年 3 月に設置され、昭和 23 年 10 月 8 日に都市計画決定されている。住所は立川市羽衣町 3 目 94・95 番地であった。その後、昭和 60 に年に昭島市・国立市が加わり、3 市による一部事務組合の立川・国立・昭島組合火葬場となる。現在の組合名は立川・国立・昭島聖苑組合となっている。

平成 11 年 3 月に同敷地内で施設の建替えが行われた。現在では住宅地の中の火葬場となっている。その後、駐車場が拡張されており、隣接する立川斎場は、立川・国立・昭島聖苑組合の運営ではなく、立川市単独の運営である。

□府中の森市民聖苑



府中の森市民聖苑全景



府中の森市民聖苑炉前ホール

設置主体	府中市（市単独）
対象人口	250,659人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成8年7月15日
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
敷地面積	12,000㎡ 建築面積5,244㎡ 延床面積9,872㎡
火葬炉	普通炉6基
施設構成	告別室2室、収骨室2室、待合室5室（和室5室）、霊安室2室（9体収容）、葬儀式場4室（150席×1室、90席×2室、50席×1室）、法要室4室、駐車場台数79台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住 民 大人1,776件 小人3件 死胎児13件 身体の一部・改葬など0件 合 計 大人1,776件 小人3件 死胎児13件 身体の一部・改葬など0件 総 計 1,792件
受入数	1日最大受入数 7件（人体のみ7件）
休業日	休館日
稼働日数	344日（年間）
火葬受入	10:30 11:30 12:00 12:30 13:30 14:30 15:30（各時間帯1件）

火葬場の経緯

昭和50年に長期計画をふまえ、基地跡地利用計画を「平和の森」構想として策定し市民斎場建設が盛り込まれた。平成4年12月に「市民斎場は必要であり、場所については基地跡地が適切である。」との答弁が出された。建設に関して賛成と反対と賛否両論あったが、「市民斎場建設促進に関する請願」を採択した。これを受けて斎場建設の検討に入り基本構想策定の作業に入った。

大きな反対運動があったが都市計画決定のための事前協議に入り、平成6年に都市計画法に基づく住民説明会を開催した。同年都市計画火葬場の承認・決定がされその後都市計画事業認可もされた。平成8年2月に本工事に、同年6月に外構工事が竣工し、7月に火葬炉4基、葬儀式場3室で開館した。

計画から21年と長い労力と時間をかけての建設であった。京王線東府中駅から歩いて行ける位置にあり葬儀式場や法要室を備えた利便性の良い火葬場である。平成19年度に大規模改修を行い、火葬炉は4基から6基、葬儀式場は3室から4室と増設、また、法要室を葬儀式場にあわせ4室に整備した。

□瑞穂斎場（一部事務組合）



瑞穂斎場外観



瑞穂斎場炉前ホール

設置主体	瑞穂斎場組合（瑞穂町、福生市、羽村市、埼玉県入間市、武蔵村山市）
対象人口	371,183人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成14年10月1日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階
敷地面積	25,288.30㎡ 建築面積 5,044.59㎡ 延床面積 5,483.03㎡
火葬炉	大型炉8基
施設構成	告別室3室、収骨室3室、待合室10室（洋室8室、和室2室）、霊安室1室（4体収容）、葬儀式場3室（150席×1室、70席×1室、40席×1室）、駐車場台数250台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人3,155件 小人6件 死胎児24件 身体の一部・改葬など17件 住民外 大人126件 小人0件 死胎児4件 身体の一部・改葬など2件 合計 大人3,281件 小人6件 死胎児28件 身体の一部・改葬など19件 総計 3,334件
受入数	1日最大受入数 14件（人体のみ14件）
休業日	年始1月1日から1月3日、臨時休業日（メンテナンスの必要があるとき）
稼働日数	307日（年間）
火葬受入	9:30、10:30、12:30、13:30及び14:30については2体受入。 11:30については3体受入。冬季は14:30も3体受入。

火葬場の経緯

瑞穂斎場組合斎場の始まりは株式会社積善社火葬場が昭和11年4月24日に開設したもので、当時の住所は埼玉県元狭山村栗原新田であった。昭和27年に狭山火葬場組合が買収した。昭和33年に元狭山村の一部が瑞穂町に編入したことに伴い、東京都へ同地が組込まれた。その後、昭和62年に都市計画決定を行い平成元年に瑞穂斎場組合に改称した。構成市町は瑞穂町・福生市・羽村市・埼玉県入間市と東京都と埼玉県にまたがっているという形態で、都道府県を越えての一部事務組合の設置は全国的にもめずらしい。

その後、平成14年に同敷地内で建替えが行われ、平成17年には武蔵村山市が加わった。その際、火葬炉2基の増設と収骨室1室、待合室3室の増築が行われた。現在は、瑞穂町・福生市・羽村市・埼玉県入間市・武蔵村山市の4市1町で運営されている。

□青梅市火葬場・青梅市斎場



青梅市火葬場外観



青梅市火葬場炉前ホール

設置主体	青梅市（市単独）
対象人口	137,406人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成19年2月
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
敷地面積	6,656㎡ 建築面積 1,191㎡ 延床面積 2,128㎡
火葬炉	普通炉4基、動物炉1基
施設構成	告別室2室、収骨室2室、待合室4室（洋室4室）、霊安室1室（3体収容）、葬儀式場3室（122席×1室、96席×1室、50席×1室）、駐車場台数55台
施設運営	指定管理者
火葬件数	住民 大人1,292件 小人0件 死胎児 7件 身体の一部・改葬など 9件 住民外 大人 136件 小人0件 死胎児 3件 身体の一部・改葬など 4件 合計 大人1,428件 小人0件 死胎児10件 身体の一部・改葬など13件 総計 1,451件
受入数	1日最大受入数 10件（人体のみ10件）
休業日	友引、年始1月1日から1月3日
稼働日数	303日（年間）
火葬受入	9：00、9：30、10：00、10：30、11：30、12：00、 13：00、13：30、14：00、14：30（各時間帯1件）

火葬場の経緯

青梅市火葬場は昭和39年に青梅市長淵に都市計画火葬場として建設された。『青梅市史 下巻(平成7年)』によると、昭和41年10月に青梅市では市内全域が火葬制度となったが、それまでは伝染病など特別の場合を除き、土葬という地域がほとんどであった、と記述されている。都市計画火葬場の建設に伴い、市内全域で火葬へと変わっていくことになった。また、平成19年2月に同敷地で建替えが行われた。なお、葬儀式場と火葬棟は別棟で敷地は道路で分断されているため地下道で結ばれている。

□ひので斎場（一部事務組合）



ひので斎場外観



ひので斎場炉前ホール

設置主体	秋川流域斎場組合（あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）				
対象人口	106,876人（平成26年6月1日現在）				
建設年	平成13年4月1日				
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階				
敷地面積	37,782.79㎡	建築面積	3,547.98㎡	延床面積	4,954.05㎡
火葬炉	普通炉3基				
施設構成	炉前ホール3分割、収骨室2室、待合室3室（和室3室）、霊安室1室（3体収容）、葬儀式場2室（100席×2室）、駐車場台数82台				
施設運営	直営（火葬業務は委託）				
火葬件数	住民 大人 1,216件	小人 2件	死胎児 10件	身体の一部・改葬など	6件
	住民外 大人 122件	小人 1件	死胎児 1件	身体の一部・改葬など	4件
	合計 大人 1,338件	小人 3件	死胎児 11件	身体の一部・改葬など	10件
	総計 1,362件				
受入数	1日最大受入数 8件（人体のみ8件）				
休業日	友引、年始1月1日から1月3日				
稼働日数	302日（年間）				
火葬受入	9：00、9：30、10：00、11：00、11：30、 13：00、13：30、14：00（各時間帯1件）				

火葬場の経緯

秋川流域斎場組合「ひので斎場」は、平成9年に都市計画決定され、平成13年4月に供用を開始している。秋川流域斎場組合の設立は平成7年5月1日で、当初の構成市町村は、あきる野市、日の出町、檜原村であったが、平成25年5月1日に奥多摩町が組合に加入している。平成22年に式場棟から火葬棟へ移動するためエレベーターを設置した。それまでは会葬者は外を歩いて移動していた。

□多磨葬祭場（民営）



多磨葬祭場外観



多磨葬祭場特別殯館炉前ホール

設置主体 株式会社日華

主な対象地域 三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、西東京市他

建設年 昭和6年4月20日

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

敷地面積 7,526.095 m² 建築面積 2,334.487 m² 延床面積 3,121.473 m²

火葬炉 特別殯館2基、特別室4基、最上等8基

施設構成 火葬炉のランクによって3つに炉前ホールが分けられる、収骨室6室、待合室17室（洋室14室、和室3室）、霊安室1室（20体収容）、葬儀式場3室（150席×1室、50席×2室）、駐車場台数55台

施設運営 直営（民営）

火葬件数 全体 大人11,423件 小人114件 死胎児217件 身体の一部・改葬など83件
総計11,837件

（多摩地域 大人9,367件 小人93件 死胎児170件 身体の一部・改葬など68件）

受入数 1日最大受入数 60件

休業日 友引、年始1月1日から1月3日、年2日のメンテナンス日

稼働日数 301日（年間）

火葬受入 9時～15時までの各時間帯8件

火葬場の経緯

当時民営火葬場が主であった東京市（当時）で、大正8年に東京市会にて市営火葬場の設置が可決された。その後の計画では東と西にそれぞれ1ヵ所ずつが予定され、多摩墓地（現東京都営多磨霊園）の付属施設としての多摩火葬場（敷地面積5,000坪：約1万6,530 m²）、と瑞江火葬場が都市計画火葬場として計画された。多磨火葬場は都市計画火葬場として計画されたが、東京市営で建設されることはなかった。

民営の多磨火葬場（現多磨葬祭場）は昭和4年に設置許可が下り、多磨墓地の隣接地に建設され、昭和6年9月22日に使用許可が下りている。敷地は2,200坪（7,260 m²）で、東京市の計画の約半分となっている。

4) 島しょ地域の火葬場

島しょ地域においては元々土葬が主であったが、昭和40年頃から各島で火葬場が整備されるようになった、島しょ地域の火葬場の概要は次の通りである。なお、前述の多摩地域の状況と同様、各データについては、平成26年7月に実施した各火葬場からのアンケート調査結果により把握したもの（火葬件数及び稼働日数については、平成25年度実績）である。

□大島町火葬場



大島町火葬場外観



大島町火葬場炉前ホール

設置主体	大島町（町単独）
対象人口	8,289人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成13年8月31日
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
敷地面積	3,196.20㎡ 建築面積 297.00㎡ 延床面積 240.61㎡
火葬炉	普通炉2基
施設構成	炉前ホール、収骨室1室、待合室2室（洋室1室、和室1室）、霊安室1室（1体収容）、葬儀式場2室（72席×1室、80席×1室）、駐車場台数44台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人127件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など2件 住民外 大人2件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 合計 大人129件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など2件 総計131件
受入数	1日最大受入数 7件（人体のみ2件）
休業日	友引、年末12月28日から年始1月3日
稼働日数	98日（年間）
火葬受入	午前9時から午後5時まで

□新島村火葬場



新島村火葬場外観



新島村火葬場炉前ホール

設置主体	新島村（村単独）
対象人口	2,920人（平成26年6月1日現在）※新島村全体
建設年	平成17年7月
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
敷地面積	2,205.42 m ² 建築面積 288.39 m ² 延床面積 345.73 m ²
火葬炉	大型炉1基
施設構成	炉前ホールのみ、待合室2室（洋室1室、和室1室）、駐車場台数23台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人28件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 住民外 大人2件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 合計 大人30件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 総計30件
受入数	1日最大受入数 2件（人体のみ2件）
休業日	休業の規定なし
稼働日数	30日（年間）
火葬受入	午前9時から午後5時まで

□式根島火葬場



式根島火葬場外観



式根島火葬場炉前ホール

設置主体	新島村（村単独）
対象人口	2,920人（平成26年6月1日現在）※新島村全体
建設年	平成22年3月
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
敷地面積	1,915.39㎡ 建築面積 250.00㎡ 延床面積 252.64㎡
火葬炉	大型炉1基
施設構成	炉前ホールのみ、待合室1室（洋室1室）、駐車場台数17台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人4件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 住民外 大人1件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 合計 大人5件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 総計 5件
受入数	1日最大受入数 2件（人体のみ2件）
休業日	休業の規定なし
稼働日数	5日（年間）
火葬受入	午前9時から午後5時まで

□神津島村火葬場



神津島村火葬場外観



神津島村火葬場炉前ホール

設置主体	神津島村（村単独）
対象人口	1,930人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成13年9月30日
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
敷地面積	941.5㎡ 建築面積 150.41㎡ 延床面積 150.41㎡
火葬炉	普通炉1基
施設構成	炉前ホールのみ、待合室1室（洋室1室）、駐車場台数10台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人26件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 総計26件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受入数	1日最大受入数 2件（人体のみ2件）
休業日	無休
稼働日数	25日（年間）
火葬受入	午前9時から午後5時まで

□三宅村火葬場



三宅村火葬場外観



三宅村火葬場炉前ホール

設置主体	三宅村（村単独）
対象人口	2,767人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成4年
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階
敷地面積	2,454.51㎡ 建築面積 274.00㎡ 延床面積 227.50㎡
火葬炉	普通炉2基
施設構成	炉前ホールのみ、待合室2室（和室2室）、駐車場台数20台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人21件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など5件 総計26件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受入数	1日最大受入数 2件（人体のみ2件）
休業日	土日・祝日及び年末年始を休日としているが、申請があれば業務を行う
稼働日数	22日（年間）
火葬受入	午前9時から午後5時まで

□八丈町火葬場



八丈町火葬場外観



八丈町火葬場炉前ホール

設置主体	八丈町（町単独）
対象人口	7,935人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成20年9月
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
敷地面積	2,762.7㎡ 建築面積 546.7㎡ 延床面積 897.11㎡
火葬炉	普通炉2基
施設構成	炉前ホール、収骨室1室、待合室2室（洋室1室、和室1室）、霊安室1室（1体収容）、 駐車場台数38台
施設運営	指定管理者
火葬件数	住 民 大人127件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など16件 総 計143件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受入数	1日最大受入数 3件（人体のみ3件）
休業日	無休
稼働日数	100日（年間）
火葬受入	午前7時から午後10時まで

□小笠原村父島火葬場



父島火葬場外観



父島火葬場炉前ホール

設置主体	小笠原村（村単独）
対象人口	2,100人（平成26年6月1日現在）
建設年	平成19年
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階
敷地面積	4,394 m ² 建築面積 298 m ² 延床面積 322 m ²
火葬炉	普通炉1基
施設構成	炉前ホール、収骨室1室、待合室1室（洋室1室）、霊安室1室（2体収容）、葬儀式場1室（30席×1室）、駐車場合数15台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住民 大人4件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 住民外 大人1件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 合計 大人5件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 総計 5件
受入数	1日最大受入数 2件（人体のみ2件）
休業日	無休
稼働日数	15日（年間）

□小笠原村母島火葬場



母島火葬場外観



母島火葬場炉前ホール

設置主体	小笠原村（村単独）
対象人口	480人（平成26年6月1日現在）
建設年	昭和53年8月13日
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階
敷地面積	667 m ² 建築面積 66 m ² 延床面積 50 m ²
火葬炉	普通炉1基
施設構成	炉前ホール
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住 民 大人1件 小人0件 死胎児0件 身体の一部・改葬など0件 総 計1件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受 入 数	1日最大受入数 2件（人体のみ2件）
休 業 日	無休
稼働日数	2日（年間）

5) 火葬施設に対する課題について

「火葬施設に対する課題」について回答があったのは次の9カ所の火葬場であった。回答があった内容を表4に示した。

表4 火葬施設に対する課題

施設名称	設備面の課題	運営面の課題
八王子市斎場	平成2年の建築物であり、経年劣化による設備・機器のトラブル、修繕の増加。	葬儀形式の多様化への対応が必要。 式を行わない場合：告别ホールで30分くらい別れの儀式を行うケースあり。 火葬待合室の混雑：待合室にて飲食許可をしているが量の多い食事がふるまわれ、片づけに時間がかかりすぎるため、次の時間の方を待たせるケースが多くなってきた。
日野市営火葬場	施設の老朽化	
府中の森市民聖苑	施設・設備の劣化	葬儀に対する意識の変化に対する対応
立川聖苑	建物、設備等の維持修繕	
青梅市火葬場	建物の雨漏り対応	
多磨葬祭場	当火葬場は第一種低層住居専用地域のため、施設の拡張ができないこと。	
大島町火葬場	築年数も10年を超え、設備、建物共に老朽化している。	現在火葬業務委託している業者以外に当該業務受託を希望する業者が全くいない状況・委託契約につき永らく特命随意契約により他社との競争原理が働かない。
小笠原村父島火葬場	保守業務が村内に存在せず運用保守面で不安。	
小笠原村母島火葬場	建物・設備が老朽化しており、数年以内にリプレースが必要。	

「火葬施設に対する課題」について、アンケートでの回答は少なかったが、次のように整理できる。

・設備面からみた課題について

設備面では施設の老朽化を課題に挙げていた火葬場が多くみられた

特に民営の多磨葬祭場は都市計画決定をされておらず、敷地が第一種低層住居専用地域のため、施設の拡張ができないことをあげている。府中市には府中の森市民聖苑があり、府中市民のほとんどが市民聖苑を利用しているため、府中市民への影響はないが、改修が出来ないことによる影響は火葬場を所有していない自治体に対して大きいものと思われる。

島しょ地域では、海に近い火葬場も多いため、塩害による建物の劣化が多摩地域の火葬場より激しい。そのため早いサイクルで建物の改修等が必要になっている。また、小笠原村のようにメンテナンス業者の不足を挙げているところもあった。

・運営面からの課題について

大島町火葬場では火葬を行う人の確保が課題となっているところもあった。島しょ地域では維持管理や業務を行う人の確保が課題となっているといえる。

最近の社会状況や葬送習慣の変化に伴い、八王子市斎場や府中の森市民聖苑では、葬儀に対する意識の変化に対応する必要性を挙げるなど、直葬の増加や焼骨の引き取り拒否、遺族の立会い

の無い火葬など、葬儀の変化への対応も火葬場として求められている。

また火葬場全体の課題として、八王子市斎場では運営管理の難しさとして、次の内容をあげていた。

「斎場は故人との最後の別れの間として、遺族の気持ちに寄り添って運営したいが、葬儀形態が多様化及び火葬件数が増加する中で時間との戦いに翻弄され、葬祭業者とのトラブル（例：火葬場への到着が遅れるケース）も増加傾向にある。」

火葬件数が増えることにより、効率優先となり火葬をこなすことが精一杯で、十分なお別れを行うことができないなどの問題や、火葬場は公共施設であり多くの人が利用するが、葬祭業者が上手く遺族をコントロールできないことにより運営の支障がみられるなど、火葬件数の増加への対応と遺族への配慮の狭間で管理者の苦勞が伺えた。

6) 死亡者数の増加への対応について

「今後の死亡者数増加への対応について対策を講じているか」について回答があったのは次の3カ所の火葬場であった。回答があった内容を表5に示す。

表5 今後の死亡者数増加への対応について対策を講じているか

施設名称	設備面での対応についての対策	運営面での対応についての対策
八王子市斎場		増加の状況を見極め、必要となれば今の火葬時間枠で受入件数を増やす。そのためにはパソコン利用の予約案内システムの変更が必要。
南多摩斎場		火葬受入枠（件数）を増加する予定。
大島町火葬場	現状では、不良個所に随時対応していくほかはない。	業務が「人の死」に関するデリケートなもので、他の業者を探し育成すること自体がつねに業者の情報を積極的に集めていきたい。

瑞穂斎場、ひので斎場や青梅市火葬場のように、今後の火葬需要を見越して既に施設整備を終えたところもある。火葬件数が多く稼働率が高い火葬場がみられるものの、アンケート上では対応を考えていない火葬場が多かった。

新たな施設の建設などは、担当者レベルでは回答できない部分ではあると思われるが、具体的に施設の改修や建物の建設などを予定しているところはなく、運営面で何とか対応したいという考えがみられた。

4. 火葬場の利用補助の事例について

多摩地域の火葬場は圏域内の住民の場合、ひので斎場を除き他の全ての火葬場で火葬料金が無料である。

したがって、生活保護者などの減免措置は必要ない。一般と区別がないため、生活保護者の火葬がどれくらいあるのかについての把握はしていない。

火葬場の利用に関して何らかの補助があるかについて回答があったのは、次の2カ所であった。回答があった内容を表6に示す。

表 6 火葬場の利用補助の事例について

施設名	目的	助成の要件	助成額
瑞穂斎場	組織団体の住民が組合外の火葬場を使用したとき、その使用に要した料金を補助することを目的とする。	組合住民の責任でない理由により組合の施設を利用できない場合で、組合からの指示に従った場合。	火葬場使用料及び霊柩車使用料の一部又は全額。
三宅村火葬場	三宅村火葬場条例第7条に基づく、使用料の減免。	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者。 (2) その他、村長が特別の事由があると認めた者。	(1) 定額の2分の1相当額 (2) 定額の4分の1相当額

瑞穂斎場の利用補助は組合内の住民が火葬場の施設の故障などで火葬が行えなく他の火葬場を利用した場合に補助を行うというもので、特に問題が無いときに他の火葬場を使用した場合は助成の対象にはならない。三宅村火葬場は、生活保護者などの火葬料金に関する減免となっている。

火葬場が混雑しているため、混雑緩和を含め他の火葬場の利用を認めるといったような助成制度はみられなかった。

減免措置としては、民営の多磨葬祭場では自主的に市・区民葬の希望の手続きを行えば、最上等の火葬料金が59,000円から53,100円となり、生活保護者など減額・公費となる場合は29,500円となっている。この減額分に対しては自治体から多磨葬祭場に対して補助はない。

周辺自治体の火葬施設との連携については、「連携している」と回答があった自治体は1カ所もなかったことから、周辺自治体との連携はあまり行われていないのが現状である。

5. 火葬場の使われ方と葬送習慣について

1) 調査の概要と方法

各火葬場の使われ方や火葬場が立地している地域の葬送習慣について把握することを目的に、各火葬場の現地視察を行い、火葬場がどのように遺族や会葬者に配慮しながら運営しているか、運営上の課題などについてヒアリング調査を行った。

現地ヒアリング調査は、平成26年8月4日（月）から9月4日（木）にかけて行い、多摩地域の火葬場については9カ所全て、島しょ地域については小笠原村父島及び小笠原村母島の2カ所の火葬場を除いた6カ所の、計15カ所の火葬場について行った。

ヒアリングは、施設を管理している場長、火葬場に常駐した管理者がいない場合は、火葬場を管轄する担当課の担当者に対して行った。

2) 火葬場内での葬送行為に関する項目

①火葬場に到着する主な葬列車両と駐車場について

(1) 霊柩車の種類の傾向

・多摩地域の火葬場

主に使用される霊柩車をみると、多摩地域では洋型霊柩車またはワンボックス型の寝台車が増えている。宮型霊柩車を禁止していなくても、宮型霊柩車を使用するケースは少なく、宮型霊柩車離れが進んでいる。



ワンボックス型霊柩車の例



宮型霊柩車の例

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域では、大島町及び八丈町を除いて葬祭業者は無い。大島町の葬祭業者は霊柩車を所有していないため、大島町所有の霊柩車を使用している。八丈町には葬祭業者が2社あり、それぞれリムジン型霊柩車を所有している。

それ以外の島しょ地域では葬祭業者が無いことから、村で霊柩車を所有しており、それを利用している。新島村火葬場、式根島火葬場には霊柩車の車庫があり、そこにワンボックスを改造した霊柩車が配置され、火葬の際は貸出しを行い近親者が運転する。神津島村火葬場、三宅村火葬

場は、村所有の霊柩車を火葬業務の委託業者が使用している。



新島村火葬場にある霊柩車



式根島火葬場にある霊柩車

・島外からの遺体搬送について

救急病院が無い島もあり、島しょ地域では島外で亡くなることも多い。23区内の病院で亡くなった場合は次のような経路で遺体がそれぞれの島まで運ばれる。

- ①委託業者が病院から東海汽船のフェリーが発着する竹芝棧橋まで柩（遺体）を運ぶ
↓ ※高速艇は区画された客室がないため利用されない
- ②東海汽船のフェリーの1等客室に柩を安置する
↓ ※客室内は遺族だけの貸切りとし他の乗船客は入れないようにといった配慮がなされる
- ③島にフェリーが着いたら柩を下船させる
↓ ※他の乗船客の目に触れないように乗船客の乗降前か後のどちらかに行われる
- ④霊柩車で自宅などへ柩を運ぶが、葬祭業者が無い新島村、神津島村などでは村役場の霊柩車を借りる

(2) 葬列車両の状況

・多摩地域の火葬場

葬列車両の状況を見ると、府中の森市民聖苑では併設の葬儀式場の利用割合が高いため、最寄りの交通機関や乗用車を利用して各自で来場する割合が多い。

駐車場が狭いため、立川聖苑は乗用車の利用は2台、日野市営火葬場では乗用車の利用は3台と、乗用車の利用を制限していることもあり、マイクロバスの利用が中心となっている。それ以外ではマイクロバスと乗用車の利用になる。葬儀式場がある瑞穂斎場や民営の多磨葬祭場ではタクシーの利用もみられる。

八王子市斎場、日野市営火葬場、青梅市火葬場などでは会葬者の減少もあるが、費用を掛けないようにマイクロバスをなるべく利用せずに乗用車の利用が増えている。

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域では、大島町火葬場や八丈町火葬場ではマイクロバスの利用もあるが、それ以外では軽自動車などの利用が多くなっている。

②火葬場内での葬送行為について

(1) 告別室（ホール）内等での最後のお別れを行う行為について

・多摩地域の火葬場

炉前ホールの他に告別室または告別ホールがあるのは、八王子市斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場で、その他の火葬場は炉前ホールのみである。

南多摩斎場については、エントランスホール正面に焼香台を置き、柩が火葬炉に納まるのを確認した後そこで読経・焼香が行われる。告別の時間は5分～15分程度となっており読経や焼香が行われる。

炉前ホールしかない日野市営火葬場では時間制限が設けられており、見送りを含めて5分となっている。また受入れ件数が多い南多摩斎場では5分、府中の森市民聖苑と瑞穂斎場では15分と告別の時間が制限されている。

告別室がある火葬場では会葬者集団の個別化が図られているが、八王子市斎場は告別ホール形式となっており、同時2件が重なることもあるため大きな音を出す演奏などの制限が設けられている。

ひので斎場は炉前ホールが分割されており、告別から柩の見送りは一体で行われている。

民営の多磨葬祭場では告別から柩の見送りは一体となるが、等級によって炉前ホールが分かれており、特別殯館と特別室では個別化が図られている。お別れの形式は自由である。

会葬者数は、瑞穂斎場では50名程度と多いが、その他の火葬場では15名～20名程度となっており減少傾向にある。



八王子市斎場の告別ホール



青梅市火葬場の告別室

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場に関しては、全ての火葬場は炉前ホールのみで建物構成となっており、告別から柩の見送りは一連で行われる。島しょ地域では会葬者の数が比較的多く、20名～40名程度が中心となっている。火葬件数が少なく同時時間帯に1件しか火葬が行われないため、告別の形式は自由に行うことができる。

・直葬について

多摩地域の火葬場では直葬の割合が増えており、その割合は府中の森市民聖苑が38%、八王子市斎場では28%、その他の火葬場では10～15%となっている。直葬の場合でも、読経や焼香の他、お花入れができる火葬場が多くなっている。

島しょ地域では、単身者が亡くなっても、近くに住んでいる後見人が火葬に立ち会うため、直葬の比率は少ない。大島町火葬場と八丈町火葬場で僅かにみられる程度である。

(2) 炉前ホールでの柩を火葬炉へ納めるのを見送る行為の状況について

・多摩地域の火葬場

告別室が無く炉前ホールのみの日野市営火葬場とひので斎場では、告別から柩の見送りは一体で行われる。民営の多磨葬祭場も同様である。

公営の火葬場では、柩の見送りの際に炉前ホールには八王子市斎場を除き1組の会葬者しか入れずに個別化が図られている。八王子市斎場は受入れの関係もあり、同時に複数の会葬者が入ることになり、炉前ホールに入れる人数も6名に制限されている。立川聖苑でも、炉前ホールには1組の会葬者しか入れない。また、府中の森市民聖苑は、炉前ホールに入れるのは喪主等親族、僧侶である（炉前を見渡せる見送りホールには1組の会葬者が立ち会うことができる）。

見送り時間については南多摩斎場と日野市営火葬場では5分に制限され、瑞穂斎場では15分となっている。ひので斎場では告別を含めて30分以内になるようお願いをしている。

民営の多磨葬祭場では全員が炉前ホールにて見送るが、最上等の場合は複数の会葬者が入り混じることになる。



ひので斎場の分割された炉前ホール



府中の森市民聖苑の見送りホール

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場に関しては炉前ホールしかないが、火葬件数が少ないこともあり、特に制限は設けておらず、会葬者がゆっくりと見送りが可能となっている。

(3) 待合時の状況について

・多摩地域の火葬場

待合時の状況を見ると、葬儀式場を利用した場合以外は、会葬者は基本的には火葬終了まで待合室で待っている。ほとんどの火葬場で軽食またはお弁当が用意されている。府中の森市民聖苑と瑞穂斎場では持ち込みが出来ないようになっている。

公営の火葬場で、売店の設備があるのは八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場で、それ以外は湯茶のみの用意となる。ひので斎場では自動販売機が設置されている。

民営の多磨葬祭場では、待合時の飲食の売上も会社の利益になるため、会葬者へのサービスに配慮している。



瑞穂斎場の待合室



南多摩斎場では売店の他に自動販売機が置かれる

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場に関しては、新島村火葬場と式根島火葬場では一部の会葬者を残して帰宅するが、それ以外の火葬場では全員が火葬終了まで待っていることが多い。

地域の人が手伝い乾き物や軽食を持ち込む事が多いが、設備が不十分な施設もあり、式根島火葬場では飲料水まで用意する必要がる。神津島村火葬場では、待合室が狭いため車中で食事をすることもある。



大島町火葬場の式場棟の厨房



神津島村火葬場の外部待合スペース

(4) 拾骨時の状況について

・多摩地域の火葬場

拾骨時の状況を見ると、日野市営火葬場以外では全て収骨室が設定されているため、収骨室で拾骨を行う。喪主が火葬炉から出てきた焼骨を確認するのは、八王子市斎場、府中の森市民聖苑、立川聖苑、青梅市火葬場、民営の多磨葬祭場で、それ以外は喪主による焼骨の確認は行わない。

耐火台車上ではなくトレーに移し換えて拾骨を行うのは、八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑となっている。拾骨時間は15分～20分程度である。

遺族からの焼骨の引き取り拒否が南多摩斎場と瑞穂斎場でみられたが、火葬場としては遺族に

対して丁寧に説明し一部でも焼骨を持って帰ってもらうようお願いしている。



八王子市斎場の収骨室



南多摩斎場の収骨室

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場の場合、焼骨の間違いが起こりにくいため、喪主等が確認しないで、そのまま拾骨が行われる事が多い。焼骨の引き取りに関して、遺族から拒否されることはほとんどないが、大島町火葬場では、万が一拒否された場合は町の無縁墓に納骨する了承を得てから納骨するとしている。



式根島火葬場の収骨スペース



神津島村火葬場の残灰庫

(5) 葬送行為全体について

・多摩地域の火葬場

多くの火葬場で、遺族の心情に配慮しながら運営を行っている。特に柩の見送り時には、炉前ホールに他の会葬者を入れないように配慮しながら運営を行っている。

火葬時間が決められているにもかかわらず、火葬場への到着が遅れるケースが増えている。運営スケジュールに余裕が無い火葬場では、全体の運営に影響を及ぼすため、葬祭業者に対して時間を守るように指導が行われている。場合によっては、後に回されることもあり、その場合は葬祭業者の責任ではあるが、火葬場に対するクレームにもなっている。そのような状況が年々増えており、火葬件数が増えるにつれて、問題が顕著になってきている。

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域では、大島町と八丈町以外には葬祭業者が無く、近所の方の協力を得て葬儀が行わ

れており、葬送習慣が守られている。神津島村では、火葬の手続きの際、葬儀の進行をまとめた用紙を役場で配布している。そこには用意するものなどの注意事項が書かれている。

3) 火葬場の運営に関する項目

①職員構成について

ヒアリングを行った 15 ヶ所の火葬場の内、民営の多磨葬祭場と指定管理者の青梅市火葬場と八丈町火葬場を除き、12 ヶ所は直営である。直営の場合は火葬業務に関しては民間企業または個人に委託をしている。

指定管理者と民営の火葬場を除き、火葬場に自治体職員や固有職員（嘱託を含む）などが常駐し管理業務を行っているのは、八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、立川聖苑、瑞穂斎場、ひので斎場となっており、それ以外は委託職員だけで業務を行っている。式根島火葬場では火葬業務受託者が高齢のため、村の職員が立ち会って手伝っている。

葬祭業者が関わる業務として会葬者の案内誘導が挙げられる。他には八王子市斎場、立川聖苑、青梅市火葬場、ひので斎場では、待合室の準備・片付を行っており、府中の森市民聖苑、民営の多磨葬祭場では告別や拾骨の進行も手伝っている。

島しょ地域の火葬場については大島と八丈島以外には葬祭業者が無く、自ら葬儀を行うところが多いため火葬場においても自主的に多くの事が行われている。

②年間の運営費用について

民営の火葬場を除き、火葬場の運営は独立採算ではないため、政策的な料金形態となっており、火葬料金は無料または低廉な料金で、不足分は税金による補てんが行われている。

多摩地域では、圏域内住民の場合ひので斎場を除き火葬料金が無料であり、葬儀式場がなければ、収入源はわずかである。料金収入のみで運営できている火葬場はみられない。

年間の維持管理費に対する収入の状況をみると、八王子市斎場が 18.9%、日野市営火葬場が 19.9%、南多摩斎場が 6.2%、府中の森市民聖苑が 35.0%、瑞穂斎場が 4.8%、青梅市火葬場が 16.2%、ひので斎場が 11.4%などとなっている。

年間の維持管理費を全体の火葬件数で割った 1 体火葬するのにかかる費用は、八王子市斎場が 2 万 9 千円、日野市営火葬場が約 2 万 5 千円、南多摩斎場が約 4 万 3 千円、府中の森市民聖苑が 11 万 2 千円、瑞穂斎場が 6 万 4 千円、青梅市火葬場が 4 万 7 千円、ひので斎場が約 27 万 8 千円（一時的な経費増を除くと約 10 万円）となっている。

件数が多ければ、1 体当たりの費用は安くなるが、設備が充実しているとともに、ゆったりとお別れができる施設ほど、かかる経費は高くなっている。

島しょ地域については、火葬料金が高めに設定されているため、維持管理費に対する収入の比率は高いが、火葬件数が少ないため 1 体当たりの費用は割高になっている。

③運営に関する課題について

・設備面からの課題

維持管理の状況については、設備面では、多くの火葬場で、建物の老朽化や経年劣化に伴う修繕費の増加、維持管理費の問題についてあげている。比較的新しい青梅市火葬場でも湿気対策や

雨漏りが問題となっている。八王子市斎場では火葬炉の補修の必要性など、火葬場周辺の環境面でも問題となっている。

・運営面からの課題

運営面では、立川聖苑では委託の問題、八王子市斎場では待合室の混雑と火葬の有料化の検討、南多摩斎場では死亡者数増加に伴う火葬受入可能件数（枠）の拡大が課題となっている。

島しょ地域の火葬場では、火葬業務を行う人の確保が課題として挙げられている。

4) 火葬場の情報公開等に関する項目

①火葬場の情報公開について

多摩地域の各火葬場にはホームページがあり、施設概要や火葬料金、予約・利用方法などが掲載されている。南多摩斎場では、排ガスの測定結果も公表されている。利用者数も多く、更に圏域外住民の利用もあるため、ホームページの内容も充実しているものと思われる。さらに葬儀式場が併設されている場合は、交通案内や駐車場の案内もしっかり行われている。

島しょ地域では、八丈町火葬場のみホームページに施設概要や火葬料金、予約・利用方法などが掲載されているが、その他の火葬場は情報が記載されていない。地域の人が葬儀や火葬を手伝うため、特に情報は不要であると思われる。

②火葬場の周辺住民との協議及び説明の場について

定期的に周辺住民との協議及び説明の場を設けているのは、八王子市斎場のみで、1年間に2回行われている。

ひので斎場では、特に周辺住民に対して説明の場を設けていないが、地元の自治会長に対して、排ガス、臭気、騒音測定結果の報告を年1回行っている。

定期的に周辺住民との協議や説明の場を設けている火葬場は少なかった。

③利用者からの意見の収集について

利用者から火葬場に関する意見を聞く手段を設けているのは、八王子市斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場、新島村火葬場、式根島火葬場、神津島村火葬場、八丈町火葬場である。

八王子市斎場ではホームページの投稿ページから可能で、府中の森市民聖苑では市長への手紙、メール、電話等により意見を伝えることができる。瑞穂斎場と青梅市火葬場では、火葬場内のアンケートから、新島村火葬場、式根島火葬場、神津島村火葬場では担当課へ直接意見を伝えるようになっている。八丈町火葬場は火葬場内のアンケートか担当課へのメールで可能である。

約半数の火葬場で利用者から意見を収集する手段が取られていた。

④葬祭業者に対する指導等の状況について

定期的に葬祭業者との協議及び指導の場を設けているのは、民営の多磨葬祭場のみで、葬祭業者、霊柩自動車会社との意見交換が年間10回程度行われている。

多くの火葬場が竣工当時に行っており、その後は問題が発生した場合のみ、当該葬祭業者に指

導を行っている。府中の森市民聖苑ではパンフレットによる周知を行っており、八王子市斎場では葬祭組合の会合に出席しそこで意見交換が行われている。

火葬場の考えはある程度周知されているといった考えがみられた。

5) 葬儀式場及び葬儀に関する項目

①葬儀式場の利用について（葬儀式場を併設してある場合のみ）

多摩地域では、葬儀式場を併設しているのは八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場、ひので斎場と民営の多磨葬祭場である（つまり日野市営火葬場と立川聖苑を除く）。

島しょ地域には大島町火葬場に葬儀式場が併設されており、八丈町火葬場は待合室と炉前ホールを使用して葬儀は可能である。

八王子市斎場と南多摩斎場の一部、大島町火葬場、八丈町火葬場を除いて、祭壇が設置され貸出しを行っている。

利用に関してどの火葬場も通夜から葬儀・告別式での利用は可能であるが、夜間は一定の時間までで、宿泊設備は無いものの仮眠程度なら可能となっている。

通夜の際はどこの火葬場でも飲食は可能であるが、葬儀・告別式で利用する場合は八王子市斎場では不可となっている。初七日法要の利用については、八王子市斎場、南多摩斎場では不可となっている。



南多摩斎場の葬儀式場



大島町火葬場の葬儀式場

②霊安室について

葬儀式場を併設している八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場、ひので斎場、民営の多磨葬祭場、島しょ地域の大島町火葬場と、葬儀が可能な八丈町火葬場には霊安室の設置がある。

ひので斎場と瑞穂斎場のみ、霊安室で遺体との面会は不可となっている。八王子市斎場では、建物の構造上、面会や搬入時間の制限を設定しており、これに関する改善要望が葬祭業者から時々寄せられている。



八王子市斎場の霊安室



八丈町火葬場の霊安室

6) 建築上の課題について

建築上の課題についてあげたのは次の4カ所の火葬場である。

八王子市斎場は使い勝手が悪いとの葬祭業者からの意見が、日野市営火葬場は施設の老朽化、青梅市火葬場は緑地の確保であった。

式根島火葬場は利用頻度が少なく、清掃等で月2回程度の開閉を行っているが、自動ドアや鍵の塩害が原因と思われる故障が発生しているといった、島ならではの課題点を挙げていた。



塩害が生じている式根島火葬場



三宅村火葬場の塩害状況

6. 火葬場を所有していない自治体の火葬サービスの考えについて

1) 調査の目的と方法

火葬場を所有していない自治体に対して、火葬場の利用状況や、火葬利用に関する補助、災害対策に対する考えを把握するため、アンケート調査を実施した。調査票は2ページ、問5までとなっており、調査票を企画担当課に郵送及び電子メールで送付し、郵送または電子メールで回答を得た。

火葬場を単独で所有しておらず、また一部事務組合にも加入していない自治体は次の12市3村である。

多摩地域（12市）

武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市

島しょ地域（3村）

利島村、御蔵島村、青ヶ島村

アンケート実施日 平成26年7月4日（金）

回答期限 平成26年7月24日（木）

回答率 100%

2) 住民の利用が想定される主な火葬場と建設計画の有無について

火葬場を所有していない自治体の住民の利用が想定される主な火葬場の状況と火葬場の建設計画の有無について表7に示した。

表7 火葬場を所有していない自治体の住民の利用が想定される主な火葬場の状況と火葬場の建設計画の有無

自治体名	住民の利用が想定される主な火葬場	火葬場計画の有無
武蔵野市	多磨葬祭場、堀ノ内斎場、落合斎場	無
三鷹市	堀ノ内斎場、多磨葬祭場、立川聖苑、南多摩斎場、日野市営火葬場、青梅市火葬場、瑞穂斎場組合、思い出を語るロマンの杜ひので斎場	
調布市	多磨葬祭場ほか	
小金井市	多磨葬祭場	
小平市	多磨葬祭場	
東村山市	多磨葬祭場	
国分寺市	多磨葬祭場	
狛江市	多磨葬祭場、代々幡斎場	
東大和市	瑞穂斎場組合、立川聖苑、多磨葬祭場	
清瀬市	所沢市斎場、多磨葬祭場、しののめの里、浦和斎場	
東久留米市	多磨葬祭場	
西東京市	多磨葬祭場、堀ノ内斎場、立川聖苑	
利島村	大島町火葬場	
御蔵島村	該当なし	
青ヶ島村	八丈町、もしくは入院先等の内地の火葬場	

注) 朱色表記は民営火葬場

①住民が利用する主な火葬場について

特に細かい集計があるものではないが、多摩地域では、全ての自治体で、府中市にある民営の多磨葬祭場を挙げていた。民営の火葬場では他に 23 区内の東京博善株式会社経営の堀之内斎場、落合斎場、代々幡斎場を挙げていた。これは比較的多摩地域に近い 23 区内でも西部に位置に立地していることもあげられる。

多摩地域内の公営火葬場では、立川聖苑、瑞穂斎場などの名前が挙がり、清瀬市は埼玉県内の所沢市斎場、入間東部広域斎場しののめの里、さいたま市浦和斎場などを利用している。

公営火葬場の場合、圏域内の住民であれば、ひので斎場を除き火葬料金は無料であるが、圏域外住民の場合は火葬料金を 5 万円～8 万円としているところが多く、全体では 8 万円としているところが多い。また火葬予約の際に、圏域内住民の予約の優先枠があるため、火葬予約ができる時間帯が制限されるなど、圏域外住民が利用しにくいような受入れ体制になっている。

それに対して多磨葬祭場のような民営火葬場は、誰でも自由に利用できるため、居住地に関係なく自由な時間を予約することが可能である。また火葬料金も最上等であれば、公営火葬場を圏域外料金で使うことより、安く火葬を行うことが可能である。

火葬場が無いことによる住民の直接の費用負担は多いが、火葬場を所有していない自治体では火葬場の設置費用や運営に関する費用などが必要なく、自治体自体の負担は少ない。

島しょ地域では、御蔵島村は島内で亡くなった場合のみ土葬となっている。また青ヶ島村は八丈町火葬場、もしくは 23 区等の入院先近辺の火葬場と回答していた。

利島村については、大島町と協定を結んでいるため、大島町火葬場を挙げていた。

多摩地域では他の自治体と協定を結んでいる自治体は無く、遺族は比較的近い利用しやすい火葬場を使用しているものと思われる。

②火葬場の建設の計画の有無について

今回の調査では、火葬場を所有していない全ての自治体で火葬場の計画は無かった。当面は民営の多磨葬祭場と周辺の火葬場を利用するような状況となっている。

3) 火葬場利用についての補助について

火葬場を所有していない自治体の中で火葬を行うことに対して補助制度を設けているのは利島村のみである。

補助の内容は次の通りである。

- ・利島村に住所を有する者が死亡し火葬に付す場合の費用の一部を補助する。
- ・利島村内で死亡し島外で火葬した場合の交通費等について 1 件当たり 300,000 円。
- ・大島町火葬場を利用する場合は、大島町民と同様に利用が可能。

全体として、火葬場を所有していない自治体では、住民が火葬を行った際の補助を行っていないことから、住民サービスとしては捉えていないような状況であった。

4) 火葬を取り巻く課題と死亡者数増加に関する対策について

自治体としての火葬を取り巻く課題と死亡者数増加について火葬に対する課題を表 8 に示した。

表 8 火葬を取り巻く課題と死亡者数増加に関する対策について

自治体名	自治体としての火葬に対する課題	今後の死亡者数増加に対する火葬に関する対策
三鷹市	高齢化の急速な進展に伴い、今後火葬の需要増加への対応が社会問題化されると思われることから、市民の利用状況等の実態を把握する必要がある。	
調布市	高齢化が進行する中、調布市における年間死亡者数も増加傾向にある。現在、調布市自前の火葬場はないが、火葬場に関する市民要望は今後一層高まってくることが想定されることが課題となっている。	特段、対策はしていない。
小平市	高齢者の増加に伴い、火葬場の利用率が上昇した場合、待ち時間の増加やサービスの質の低下等が懸念される。	現時点では特に何もしていない。
西東京市		死亡者数の増加にむけてというわけではありませんが、火葬を含む市民葬儀によって、市民が自宅等で葬儀を行う場合に経済的な負担を少なくすることを目的として、市と市民葬儀取扱店が協定をし、比較的安い費用でご利用できる制度を設けている。
青ヶ島村	島外からの来島者(住民も含む)が死亡し、悪天候の影響等で遺体を島外に搬出できない場合の対応が課題となる。	

「自治体としての火葬場に対する課題」としてあげていたのは 4 自治体のみで、特に問題視はしていないことが伺えた。また「今後の死亡者数増加に対する火葬に関する対策」については、特段対策を講じていないようであり、各自治体とも死亡者数の増加による火葬の扱いについては特に考えていないような状況であった。

コラム2 消えゆく宮型霊柩車

霊柩車の運用は、大正6年ごろに大阪や名古屋で始まったといわれている。その原型は葬列の輿や棺車（霊柩人力車）で、輿に遺体を納めた棺を置き担いで運んでいた。その後、大八車に輿を乗せたものへと変化していった。その屋根は唐破風となっており、宮型霊柩車の原点となっている。当時はアメリカの霊柩車のビム号が輸入されそのまま使用されていた。和風の宮型霊柩車は大阪の葬儀業者駕友（かごと）が大正末から昭和初期に製作を開始し、そこから分譲された車両から各地域で独自の発展を始めたといわれている。大正11年の大隈重信の国民葬で、トラックの後部に輿を載せて走ったことをヒントにした、とされている。

宮型霊柩車を見る機会が減っているのは、街中を走っているとすぐに目につくことや、宮型霊柩車の乗り入れを規制する火葬場が増えたことが大きな理由ともいわれている。また高額でメンテナンスにも費用と手間がかかる宮型霊柩車を保有する葬祭業者が減ってきていることも見なくなった要因ともいる。



大八車に輿をのせた霊柩人力車



石川県金沢地方限定の宮型霊柩車



神宮寺宮型四方破風大竜造りの宮型霊柩車



洋型・リムジン型・マイクロバス型霊柩車

第4章 近隣火葬場の現状と新設・改修計画及び外部受入れの状況について

1. 設置状況及び運営状況について
2. 圏域外からの火葬受入れについて
3. 今後の施設計画の状況について
4. 近年建設された火葬場の建設プロセスと留意点について

第4章 近隣火葬場の現状と新設・改修計画及び外部受入れの状況について

1. 設置状況及び運営状況について

1) 調査の概要と方法

多摩地域の近隣火葬場に対して、設置状況、施設内容や運営状況、外部からの受入れ状況、災害対策に対する考えを把握するため、アンケート調査を実施した。設置状況について図9に示した。

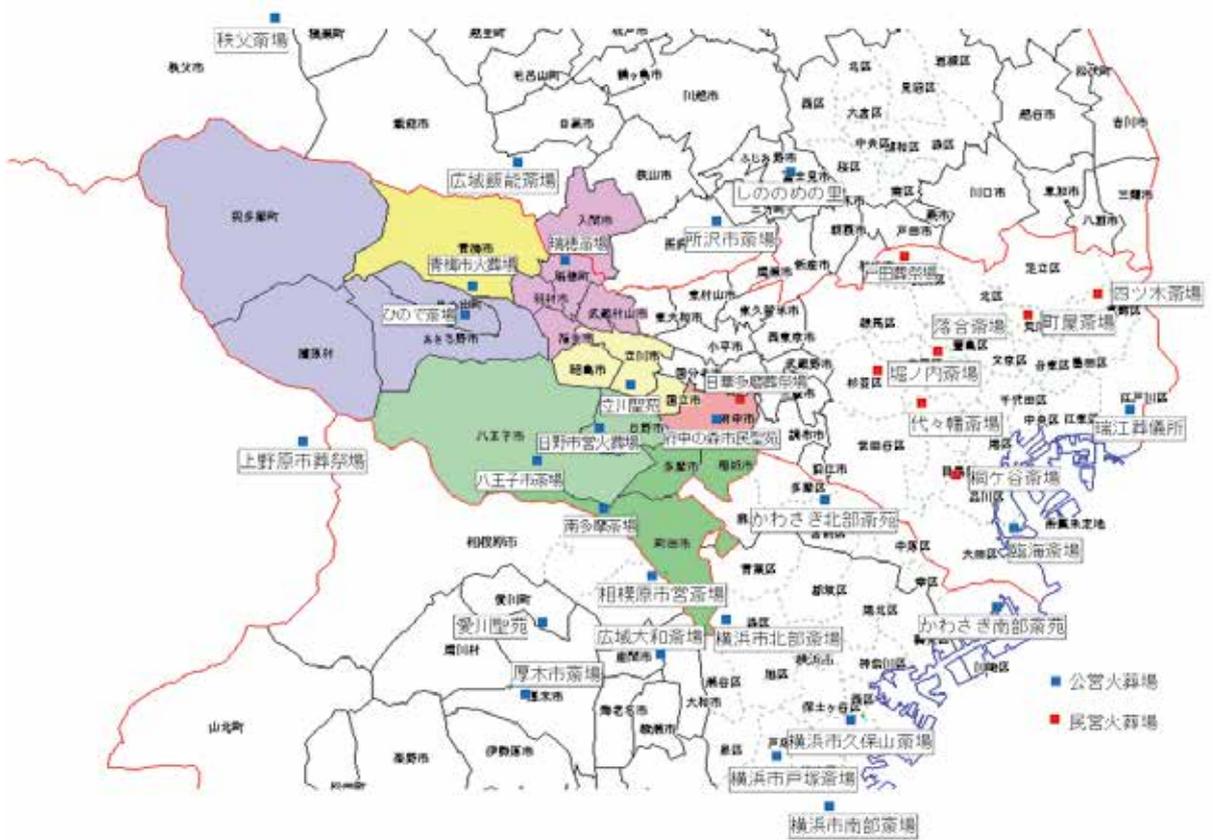


図9 多摩地域近隣火葬場の設置状況

東京都内においては、23区内にある地方公共団体設置の公営2カ所、民営6カ所、埼玉県、神奈川県、山梨県については多摩地域に隣接している自治体の火葬場を対象とした。自治体設置の火葬場に対しては、調査票は5ページ、問8まで、民営火葬場に対しては、3ページ、問5までとなっており、火葬場の担当課に郵送及び電子メールで送付し、郵送または電子メールで回答を得た。

アンケート実施日	平成26年7月4日(金)
回答期限	平成26年7月24日(木)
回答率	100%

アンケート実施火葬場 公営 17 火葬場 (13 自治体)、民営 6 火葬場 (1 企業)

東京都 瑞江葬儀所 (東京都)、臨海斎場 (臨海部広域斎場組合: 港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)
落合斎場・代々幡斎場・四ツ木斎場・桐ヶ谷斎場・堀ノ内斎場・町屋斎場 (全て東京博善株式会社)

埼玉県 広域飯能斎場 (広域飯能斎場組合: 飯能市、狭山市、日高市)、所沢市斎場 (所沢市)、入間東部広域斎場しののめの里 (入間東部地区衛生組合: 富士見市・ふじみ野市・三芳町)、秩父斎場 (秩父広域市町村圏組合: 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町)

神奈川県 相模原市営斎場 (相模原市)、厚木市斎場 (厚木市)、愛川町営斎場愛川聖苑 (愛川町)、大和斎場 (広域大和斎場組合: 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)、横浜市久保山斎場・横浜市南部斎場・横浜市北部斎場・横浜市戸塚斎場 (全て横浜市)、かわさき南部斎苑・かわさき北部斎苑 (全て川崎市)

山梨県 上野原市葬斎場 (上野原市)

2) 調査施設の概要

多摩地域近隣で調査した施設の概要について表 9 に示した。

表 9 多摩地域近隣の調査施設の概要

都道府県	火葬場名	設置主体	現施設建設年月	火葬炉(基)	胎児炉(基)	汚物炉(基)	動物炉(基)	告別室(ホール)数(室)	取骨室数(室)	遺体安置数(体)	葬儀式場の有無
東京都	瑞江葬儀所	東京都	S49年12月	20	0	0	0	1	3	8	無
	臨海斎場	臨海部広域斎場組合	H15年11月	10	0	0	0	炉前ホールのみ	3	20	有(4室)
	落合斎場	東京博善株式会社	H12年6月	10	0	0	0	3(等級により炉前分割)	3	24	有(4室)
	代々幡斎場		H8年11月	10	0	0	0	3(等級により炉前分割)	3	24	有(6室)
	四ツ木斎場		H元年12月	9	0	0	0	2(等級により炉前分割)	2	12	有(4室)
	桐ヶ谷斎場		H10年12月	12	0	0	0	3(等級により炉前分割)	3	32	有(6室)
	堀ノ内斎場		H4年3月	8	0	0	0	2(等級により炉前分割)	2	10	有(3室)
町屋斎場	H6年10月	12	1	0	0	3(等級により炉前分割)	3	26	有(10室)		
神奈川県	相模原市営斎場	相模原市	H4年10月	10	1	0	0	告別ホール3室	3	4	有(2室)
	厚木市斎場	厚木市	H24年3月	6	0	0	0	4	3	4	有(2室)
	愛川町営斎場愛川聖苑	愛川町	H9年10月	3	0	0	1	2	2	3	有(2室)
	大和斎場	広域大和斎場組合	S57年4月	8	0	1	0	2	2	4	有(4室)
	横浜市久保山斎場	横浜市	H7年12月	12	0	0	0	炉前ホール6分割	炉前拾骨	-	無
	横浜市南部斎場		H3年9月	10	0	0	0	3	2	-	有(2室)
	横浜市北部斎場		H14年4月	16	0	0	0	炉前ホール8分割	5	-	有(4室)
横浜市戸塚斎場	S55年4月	6	0	0	3	0	2	-	有(2室)		
かわさき南部斎苑	川崎市	H16年4月	16	0	0	0	3	3	12	有(4室)	
かわさき北部斎苑		S57年3月	16	0	0	0	炉前ホール2分割	2	6	有(2室)	
埼玉県	広域飯能斎場	広域飯能斎場組合	S56年4月	4	0	0	0	1	2	1	有(1室)
	所沢市斎場	所沢市	S62年4月	8	0	0	0	4	4	5	有(4室)
	入間東部広域斎場しののめの里	入間東部地区衛生組合	H20年6月	6	0	0	1	2	2	4	有(3室)
	秩父斎場	秩父広域市町村圏組合	S48年3月	3	0	0	0	1	1	0	専用でなく待合室兼用
山梨県	上野原市葬斎場	上野原市	S55年7月	2	0	0	0	炉前ホールのみ	1	-	無

東京都 23 区内の火葬場は、都営 1 ヲ所、一部事務組合による設置 1 ヲ所、民営 6 ヲ所で、公営及び民営の設置に関係なく、火葬場に近い住民が主に利用している。瑞江葬儀所においては、都営であるため利用対象者は都民全員となるが、主に利用するのは江戸川区を中心に、江東区、葛飾区の住民となる。

埼玉県は一部事務組合での設置が多く、所沢市斎場は単独であるが、他の 3 ヲ所は一部事務組合による設置であった。神奈川県では自治体単独が多く、横浜市と川崎市は複数の火葬場を所有していた。山梨県の上野原市葬斎場は自治体単独での設置であった。

東京都内及び神奈川県内の施設は火葬炉数が多い大規模な施設が多く、埼玉県内の施設は比較的炉数は少ない。山梨県の上野原市葬斎場は 2 基となっていた。

火葬炉が 10 基以上の施設は、東京都内では瑞江葬儀所 20 基、臨海斎場 10 基、落合斎場 10 基、代々幡斎場 10 基、桐ヶ谷斎場 12 基、町屋斎場 12 基。神奈川県内では、相模原市営斎場 10 基、横浜市久保山斎場 12 基、横浜市南部斎場 10 基、横浜市北部斎場 16 基、かわさき南部斎苑 16 基、かわさき北部斎苑 16 基となっていた。

火葬炉以外では、相模原市営斎場には胎児炉が 1 基、大和斎場には汚物炉が 1 基、動物炉は愛川町営斎場愛川聖苑（以下、「愛川聖苑」という。）に 1 基、横浜市戸塚斎場に 3 基、入間東部広域斎場しのめの里（以下、「しのめの里」という。）に 1 基設置されていた。

葬儀式場を併設している割合は高く、東京都瑞江葬儀所、横浜市久保山斎場、秩父斎場、上野原市葬斎場を除いた全ての施設で葬儀式場が併設されていた。秩父斎場においては、葬儀式場は専用ではないが待合室が葬儀式場を兼ねている。

霊安室は、横浜市の 4 ヲ所の斎場、秩父斎場と上野原市葬斎場以外に設置がある。臨海斎場では収容可能体数が 20 体、かわさき南部斎苑では 12 体と公営の火葬場としては多いが、民営の火葬場では 10 体から 32 体とより多くの遺体を預かることができるようになっている。

3) 火葬料金等について

多摩地域の近隣火葬場の休業日と火葬料金について表 10 に示した。

火葬場の休日をみると、上野原市葬斎場は年始が休日となっているのみで、それ以外は稼働しており休日は特に設けられていない。秩父斎場では年始と日曜日が休日となっている。

先の 2 ヲ所以外の火葬場は、年始と友引を中心とした休日形態となっている。

火葬料金をみてみると、民営の火葬場は当然有料である。公営の火葬場で料金を無料としているのは、相模原市営斎場と愛川聖苑のみである。更に待合室も無料となっている。それ以外の火葬場では有料となっている。

有料でも最も安いのがかわさき南部斎苑及び北部斎苑で、料金は市民 3,000 円で待合室の使用も有料で 4,000 円となっている。待合室を含めた料金で最も安いのが飯能斎場で、料金は 5,000 円（火葬料金 5,000 円、待合室は無料）である。

公営で最も高いのが瑞江葬儀所で、火葬料金は 58,300 円、待合室は 10,400 円となっており、民営の火葬場の火葬料金に近い形態となっている。民営の火葬場の火葬料金は、火葬炉の等級（サービス内容）によって料金形態が異なり、最上等が 59,000 円、特別室が 107,500 円、特別賓館が 177,000 円で、最上等で減額・公費の場合は 29,500 円となる。当然のことながら、民営の場合は圏域内外の料金形態は無い。

全体的に圏域外住民に対しては高めの料金設定となっているが、一部例外として、秩父斎場はあまり差が無く圏域外住民でも 8,000 円である。続いて安いのがかわさき南部斎苑及び北部斎苑の 30,000 円、最も高いのが愛川聖苑としののめの里の 80,000 円であった。

表 10 多摩地域の近隣火葬場の火葬の休業日と火葬料金

都道府県	火葬場名	火葬の休業日	大人火葬料金(円)		待合室使用料金(円)		葬儀式場使用料金(円)	
			住民	住民以外	住民	住民以外	住民	住民以外
東京都	瑞江葬儀所	1/1~1/3、友引	58,300	71,280	10,400	12,480	-	-
	臨海斎場	1/1~1/3、5月・8月・11月・2月の年4回3日間保守点検	23,000	70,000	20,000	60,000	56,000	170,000
	落合斎場	友引日、年始3日	特別賓館 177,000円 特別室 107,500円 最上等 59,000円 減額・公費 29,500円	最低19,764	最高56,700	243,540	※住民内外料金区分無	
	代々幡斎場			最低23,220	最高56,700	243,540		
	四ツ木斎場			最低17,280	最高28,080	243,540		
	桐ヶ谷斎場			最低23,220	最高86,400	972,000		
	堀ノ内斎場			最低19,764	最高28,080	243,540		
町屋斎場	最低10,800	最高56,700	243,540					
神奈川県	相模原市営斎場	1月1日~3日、毎月第2(1月のみ第3)友引日、5月・10月の第2友引日前日	0	45,000	0	0	50,000	75,000
	厚木市斎場	友引日、年始	10,000	70,000	0	0	60,000	120,000
	愛川町営斎場愛川聖苑	友引日、1/1~1/3	0	80,000	0	0	100,000	200,000
	大和斎場	1/1~1/3、施設点検日1日、その他管理者が認める日11日	10,000	50,000	0	30,000	50,000	100,000
	横浜市久保山斎場	友引休場日(市営4斎場のうち一部斎場は輪番開場)、1月1日及び2日	12,000	50,000	5,000	7,500	-	-
	横浜市南部斎場		12,000	50,000	5,000	7,500	50,000	75,000
	横浜市北部斎場		12,000	50,000	5,000	7,500	80,000	120,000
	横浜市戸塚斎場		12,000	50,000	5,000	7,500	80,000	120,000
	かわさき南部斎苑	1月1日及び友引日	3,000	30,000	4,000	12,000	80,000	240,000
かわさき北部斎苑	3,000		30,000	4,000	12,000	80,000	240,000	
埼玉県	広域飯能斎場	友引日及び12/31~1/3	5,000	60,000	0	5,000	10,000	20,000
	所沢市斎場	友引日(ただし、友引の日の通夜は利用できる)及び1/1~1/3	5,000	60,000	2,000	7,000	25,000	50,000
	入間東部広域斎場しののめの里	友引日及び1/1~1/2	10,000	80,000	5,000	10,000	150,000	-
	秩父斎場	日曜、1月1日・2日	4,500	8,000	4,940	9,270	4,940	9,270

4) 助成制度及び周辺自治体との協定について

助成制度及び周辺自治体との協定の状況についてみると、助成制度を設けているのは厚木市と横浜市のみである。助成制度の内容について表 11 に示した。

表 11 火葬場の助成制度の事例について

自治体名	目的	助成の要件	助成額
厚木市	市民が死亡し、厚木市斎場以外の火葬施設を利用した遺族等に火葬炉使用料の一部を助成するため。	厚木市斎場の火葬炉の使用予約をし、又は使用許可を受けた遺族等が、火葬炉の故障等により厚木市斎場を使用することができなくなった場合。	負担した火葬炉使用料から、市内火葬炉使用料の額を差し引いた額。ただし、死亡者が死亡時において12歳以上のときは60,000円、12歳未満のときは43,000円を限度とする。
横浜市	横浜市民が横浜市内の民営火葬場を使用した場合において、市営斎場との火葬料金の差額の一部を補助し、使用者の負担の公平化を図るため。	死亡者が横浜市民であり、横浜市内の民営火葬場を使用して火葬した場合。	10歳以上:16,000円、7~9歳:20,000円、7歳未満:16,000円、死胎児:5,600円

厚木市においては、厚木市民が厚木市斎場の火葬炉が使えなかった場合によるもの、横浜市の場合は、市内に1ヵ所ある民営火葬場を使用した場合に、公営火葬場を利用した場合と同じ火葬料金の負担となるように助成を行うものである。

多摩地域において同様のケースとして府中市が該当するが、同様の助成制度は設けられていない。

負担金による他自治体の住民の受入はどこの自治体にもなく、協定等による住民と同等の施設利用制度については、愛川町（愛川聖苑）と厚木市においてみられた。

協定の内容は、当施設隣接した地区の自治会加盟世帯については、町内住民取扱い規定に準じる措置を講じるもので、対象は、厚木市（棚沢・下川入・三田地区の一部）となっており、以前からあったものがそのまま継続されている。



横浜市北部斎場外観



厚木市斎場外観

2. 圏域外からの火葬受入れについて

1) 施設の火葬状況について

多摩地域の近隣火葬場の平成 25 年度の火葬状況について表 12 に示した。

表 12 平成 25 年度の多摩地域の近隣火葬場の火葬状況について

都道府県	火葬場名	火葬件数(件)					一日最大 受入件数 (件)	年間稼 働日 (日)	年間受入 可能数 (件)	稼働率 (%)
		住民	減額・免 除の制度 の利用	住民 以外	うち多摩 地域	合計				
東京都	瑞江葬儀所	7,207	2,463	250	61	7,457	25	303	7,575	98.4%
	臨海斎場	6,233	562	124	75	6,357	25	350	8,750	72.7%
	落合斎場	9,358	1,256	-	不明	9,358	70	250	17,500	53.5%
	代々幡斎場	7,510	537	-	不明	7,510	70	250	17,500	42.9%
	四ツ木斎場	9,407	370	-	不明	9,407	63	250	15,750	59.7%
	桐ヶ谷斎場	9,029	536	-	不明	9,029	84	250	21,000	43.0%
	堀ノ内斎場	7,607	525	-	不明	7,607	56	250	14,000	54.3%
	町屋斎場	11,829	1,666	-	不明	11,829	84	250	21,000	56.3%
神奈川県	相模原市営斎場	4,656	0	602	287	5,258	22	348	7,656	68.7%
	厚木市斎場	1,553	0	204	不明	1,757	16	302	4,832	36.4%
	愛川町営斎場愛川聖苑	366	7	246	16	612	8	277	2,216	27.6%
	大和斎場	4,072	247	309	73	4,381	18	350	6,300	69.5%
	横浜市久保山斎場	7,707	0	318	不明	8,025	33	318	10,494	76.5%
	横浜市南部斎場	5,354	0	275	不明	5,629	22	318	6,996	80.5%
	横浜市北部斎場	7,990	0	683	不明	8,673	39	318	12,402	69.9%
	横浜市戸塚斎場	4,349	0	174	不明	4,523	17	318	5,406	83.7%
	かわさき南部斎苑	8,857	1	1,069	不明	9,926	38	302	11,476	86.5%
かわさき北部斎苑	改修中	改修中	改修中	改修中	改修中	改修中	302	改修中	改修中	
埼玉県	広域飯能斎場	2,389	90	363	不明	2,752	11	302	3,322	82.8%
	所沢市斎場	2,477	30	1,249	不明	3,726	16	300	4,800	77.6%
	入間東部広域斎場しののめの里	2,084		627	14	2,711	12	303	3,636	74.6%
	秩父斎場	1,471	15	104	6	1,575	8	311	2,488	63.3%
山梨県	上野原市葬斎場	297	2	150	38	447	4	260	1,040	43.0%

多摩地域からどれくらい利用があるかは統計を取っていない火葬場が多いため、詳細は不明であるが、最も多いのが相模原市営斎場の 287 件である。23 区内の民営火葬場への利用も多いものと思われる。

受付制限をしている関係もあり、特に稼働率が高いのが瑞江葬儀所で稼働率が 98.4%となっている。また横浜市営の火葬場も全体的に稼働率が高く、80%を超えている施設も見られる。臨海斎場の稼働率は 72.7%となっている。

埼玉県の近接する火葬場は火葬炉数が少ないものの稼働率が高くなっている。広域飯能斎場で 82.8%、所沢市斎場で 77.6%、竣工年が新しいしののめの里でも 74.7%となっている。多摩地域から比較的利用が多い相模原市営斎場も稼働率が比較的高く 68.7%となっている。

民営火葬場は、公営火葬場に比べて火葬炉の形式も異なることもあり、火葬件数が多いにもかかわらず稼働率は 50%前後となっている。公営の火葬場と比べると民営の火葬場は火葬炉の回転数が多くなっている。公営火葬場の 1 日当たりの火葬炉の回転数は多くても 2 回転程度であるが、民営の火葬場は 7 回転を想定している。その運営方針の違いが受入れ数の差になっている。

2) 圏域外からの火葬受入れについて

圏域外住民の火葬受入れ状況及び圏域内住民優先枠（以下「優先枠」という。）の状況について表 13 に示した。民営火葬場は利用の圏域が定められていないため除いた。

表 13 圏域外住民の火葬受入れ状況と圏域内住民優先枠について

都道府県	火葬場名	現在の圏域外住民の受入れ状況について	圏域内住民優先の受付枠がある場合、その内容について	圏域外住民の今後の受入れについて
東京都	瑞江葬儀所	住民枠と同様に受入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
	臨海斎場	住民枠と同様に受入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
神奈川県	相模原市営斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	火葬枠(死体)22 枠のうち、15 枠を市内優先としている。(市内優先受付は利用日の前々日午後3時まで)	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	厚木市斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	12時30分、13時、13時30分は市内優先枠とし、市外の方は2日前の午前8時までに予約がない場合に利用可能(12月31日及び1月4～6日については、9時、10時30分、14時30分以外の時間帯を市内優先枠とする)。その他の受付枠については、住民枠と同様に受け入れている。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	愛川町営斎場 愛川聖苑	住民枠と同様に受け入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
	大和斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	9:30～15:30の30分間隔で1日18件を受け入れており、その内の9:30と15:30のそれぞれ1枠を区域以外の方を受け入れているが、区域以外の優先枠ではなく、区域内及び区域以外どちらにも先に予約をされた住民が優先となる。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	横浜市久保山斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	09:00～14:30の時間帯において30分単位で設定している受付枠のうち、市民の場合は全時間帯において火葬日の7日前から予約可能。市外の場合、利用頻度の高い11:00～13:30(市民優先利用時間帯)は火葬日の2日前から、その他の時間帯(9:00～10:30、14:00～14:30)は火葬日の7日前から予約可能。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	横浜市南部斎場			
	横浜市北部斎場			
	横浜市戸塚斎場			
	かわさき南部斎苑	予約に空きがある場合のみ受入れる。		予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	かわさき北部斎苑	予約に空きがある場合のみ受入れる。		予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
埼玉県	広域飯能斎場	住民枠と同様に受け入れる。	予約のためこむ傾向のある冬季の一定期間、組合外の利用を制限している。	住民枠と同様に受入れる予定である。
	所沢市斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	火葬受入れ枠16枠中、すべての時間枠が利用できる(市外居住者については10枠のみ)。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	入間東部広域斎場 しのめの里	住民枠と同様に受け入れる。	11:00～13:00までの6件については構成団体優先枠として設定しています。	住民枠と同様に受入れる予定である。
	秩父斎場	住民枠と同様に受け入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
山梨県	上野原市葬斎場	住民枠と同様に受け入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。

圏域外住民を圏域内住民枠と同様に受け入れているのは、17カ所中、瑞江葬儀所、臨海斎場、愛川聖苑、広域飯能斎場、しのめの里、秩父斎場、上野原市斎場の7カ所となっている。それ以外は空きがある場合に圏域外住民の予約が可能となっている。

優先枠を設けているのは12カ所となっており、希望が集中する時間は圏域内しか予約できない枠を設けるなど、圏域内優先の受付としている。住民枠と同様に受け入れると回答した広域飯能斎場としのめの里でも優先枠が設けられている。

所沢市斎場では、市外居住者の火葬件数が増加しているが、市営斎場であることから、市民の利便性を考えた利用制限を行うことも考えるといった回答(表14参照)にみられるように、今後の圏域外住民の受入れについては、現在と同じような形を予定しているものの、火葬件数が増えるに場合は、受入れの制限がなされる可能性もある。

3. 今後の施設計画の状況について

多摩地域の近隣火葬場の今後の施設計画の状況及び火葬施設についての課題等を表 14 に示した。

表 14 多摩地域の近隣火葬場の今後の施設計画の状況及び火葬施設についての課題等

都道府県	火葬場名	斎場改修等の計画の有無	計画時期	計画の内容、課題	火葬施設に対する課題について		今後の死者数増加への対応についての対策	
					設備面	運営面	設備面	運営面
東京都	瑞江葬儀所	無		※毎年、火葬炉の維持補修を4基ずつ行っている。				
	臨海斎場	無		課題として葬儀式場が4室でほぼ100%の稼働率で1週間くらい待つ状況のため増設の要望が多い。	開設して10年が経過し今後の大規模修繕に伴う費用等。	安定した運営のため、使用料改定等。	未対策	未対策
	落合斎場	無						
	代々幡斎場	無						
	四ツ木斎場	有	平成27、28年度予定	四ツ木斎場全面建て替え工事	設備効率の向上(スピード、保温、美しい焼骨、低燃費等)。	低額葬儀化による葬家の要望多様化への対応策。	検討中	同左
	桐ヶ谷斎場	無						
	堀ノ内斎場	無						
	町屋斎場	無						
神奈川県	相模原市営斎場	有		平成40年度ごろを目途に、新たな火葬場の整備を予定しており、整備場所(位置)の選定が大きな課題である。現市営斎場は津久井地域(市西部)との合併以前からの東端部に位置していたが、合併を経て、西側に大きく市域が拡大し、偏りが顕著になったこと等の理由により、津久井地域での立地が望ましいと考えられる。新たな火葬場の機能や事業手法等は未定である。		平成27年度より指定管理者制度への移行が予定されているが、移行がスムーズに行われ、移行後のサービスの質が低下することのないよう、指定管理者と連携を取っていくことが今後の課題である。	現在の市営斎場の他に、新たな火葬場の整備を検討している。	火葬枠を増やすため、一部の待合室を分割し、計7室を計10室とする改修を行い、1日の火葬枠(死体)を19枠から22枠とした。その結果、待ち日数(死亡から火葬までの日数)を大幅に減らすことができた。
	厚木市斎場	無					将来の死者数の増加に対応するため、現状に加え、火葬炉を最大で2基増設するスペースが確保されている。	
	愛川町営斎場 愛川聖苑	無						
	大和斎場	無						火葬施設に対する課題及び死者数増加への対応については今年度、施設整備構想策定調査業務委託を発注し、その結果において四市と協議をし決定していく予定である。
	横浜市久保山斎場	無						受入枠の細分化(1時間単位から30分単位への変更)、火葬需要の多い冬場における受入時間帯の延長(平成27年1、2月実施予定)。
	横浜市南部斎場	無				休憩室の不足。		
	横浜市北部斎場	無						
	横浜市戸塚斎場	無				施設の老朽化、駐車場の不足。		
	かわさき南部斎苑	無						
	かわさき北部斎苑	有	H25~29年度予定		現火葬炉の改修、現斎場棟及び休憩室の改修、斎場棟(休憩室・告別室含む)増築。改修工事においては、火葬件数及び駐車台数の制限あり。			
埼玉県	広域飯能斎場	無			老朽化がすすんでいるが、建替え等具体的な計画がない。	事務局職員については、慢性的に人手不足を感じている。		
	所沢市斎場	無			平成25年度に更新した火葬炉も耐用年数が20~25年であるため、平成41年から46年頃には次期更新が必要となる。耐用年数に到達するまで安全な状態で使用できるよう計画的なメンテナンスで対応する。		市内居住者の火葬件数は微増の状況であり、団塊世代が高齢になる10年後には、待合室やロビー、見送りホール、告別室を整備したい。	市外居住者の火葬件数が増加しているが、市営斎場であることから、市民の利便性を考えた利用制限を行うことも考える。
	入間東部広域斎場しののめの里	無					火葬炉の増設スペースが2炉分ある。	
	秩父斎場	有	H28年度予定		現在の火葬場に隣接して新火葬場を建設する。建物完成後に現在の火葬場を取り壊し、駐車場整備及び植栽を実施する。施設内容:火葬炉4基、動物炉1基、告別収骨室4室、待合室50人程度4室、25人程度1室 ※詳細はHP参照	現在の施設が昭和48年3月竣工のため、利用者ニーズ(狭い待合室、少ない駐車台数など)に合っていない。また、火葬炉の黒煙や臭気、近隣への路上駐車などから周辺住民へ迷惑をかけている。当組合では、これらの点を改善し、今後10年程度は火葬件数の増加が見込まれることから新火葬場を建設するため事業を進めている。		
山梨県	上野原市葬斎場	無	H26年度予定		※葬斎場主燃炉耐火物積替及びガス冷却器内部耐火物打替等の修繕工事を行う。工事着手日は、平成26年5月28日(水)、完成日は、7月31日(木)の予定。			

具体的な施設の改修計画を実施しているのは、公営火葬場では、かわさき北部斎苑、秩父斎場、民営の火葬場では四ツ木斎場となっている。相模原市営斎場は今後 10 年くらいを目途に新しい火葬場を建設する計画となっている。また、大和斎場では将来の需要調査を行い、今後の整備の方針を構成市と協議する予定となっている。厚木市斎場においては、施設整備が終了している。

火葬施設に関する課題として、広域飯能斎場、横浜市戸塚斎場などのように施設の老朽化を挙げている火葬場や、臨海斎場のように建設後 10 年が経過し大規模修繕の費用について課題としている火葬場もみられた。

民営の火葬場では、設備効率の向上（スピード、保温、美しい焼骨、低燃費等）を図ることと、低額葬儀化による葬家の要望多様化への対応策を行うことが必要といった認識を持っている。公営火葬場でも同様の考えがあると思うが、広域飯能斎場は、老朽化が進んでいるが、建替え等具体的な計画がないように、認識がありながら具体的な行動に移していない火葬場も多い。

横浜市の各火葬場では、今後の死亡者数の増加に対しては、火葬の受入れ間隔を見直すことで対応を考えているが、そうすると休憩室の不足など運営面だけで対応できない課題もでてきている。

瑞江葬儀所は、東京都の行革部門から平成 11 年～12 年に江戸川区への移管の話が出されたが進んでおらず、火葬炉や設備・建物も含めた改修も全く進まない状態となっている。

多摩地域近隣の火葬場では、厚木市斎場のように改修が済んでいる火葬場や、現在改修中の火葬場もみられる。将来の死亡者数増加への対応に向けて検討に入った自治体も多くある中で、多摩地域の火葬場は稼働率が近隣の火葬場より高い施設も多い。また古い施設もみられる中で、将来の死亡者数の増加に向けて、具体的な建設に向けての検討に入っていない火葬場がみられる。特に市街地の中の火葬場ほど具体的な行動を起こせずにいるようである。



新たな火葬場を計画中の相模原市営斎場



唯一の都営火葬場の瑞江葬儀所

4. 近年建設された火葬場の建設プロセスと留意点について

1) 火葬場の建設プロセス

火葬場の計画から供用開始までの大まかな流れについて図 10 に示した。年数は状況によって異なる。

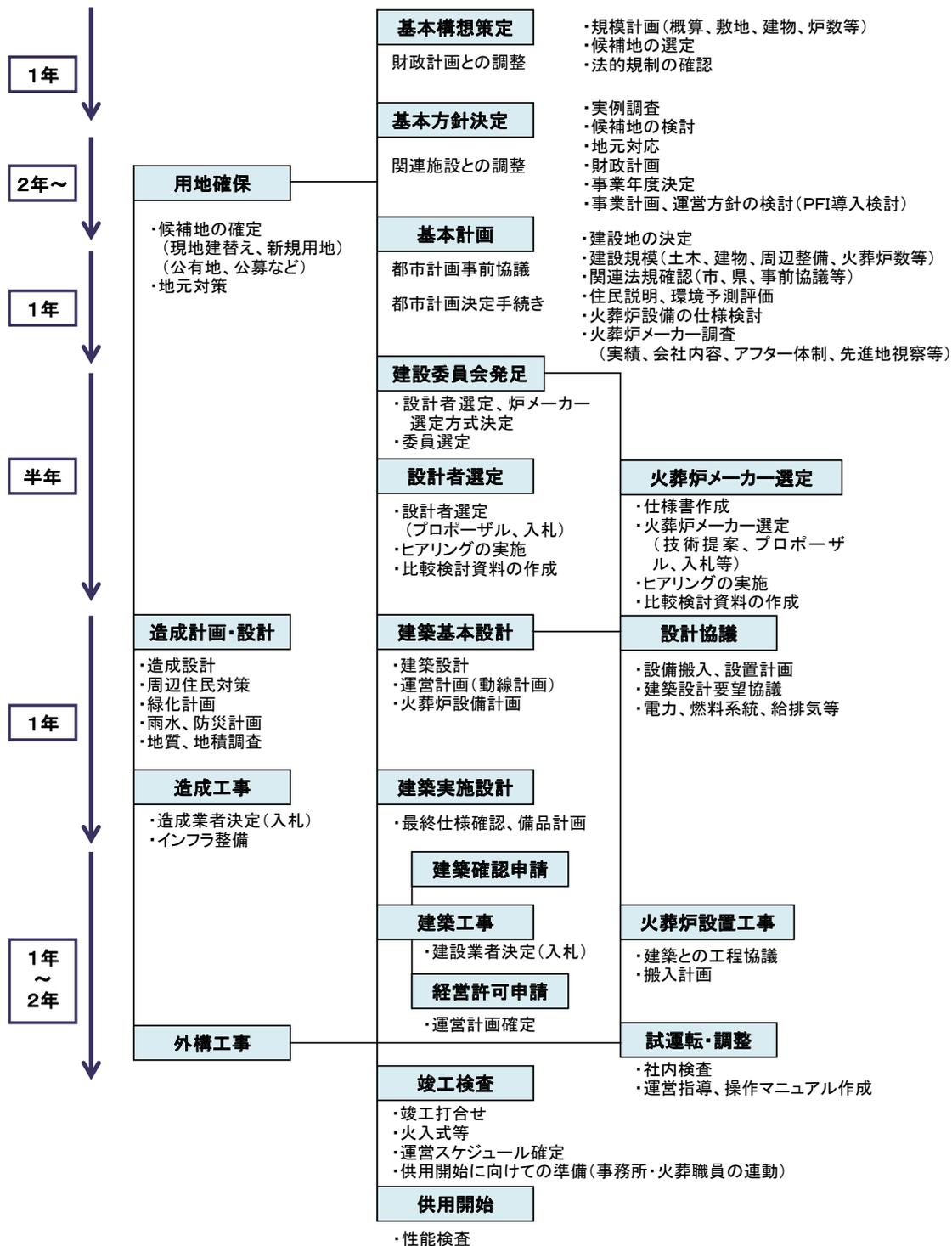


図 10 火葬場の建設プロセスのフロー

火葬場を建設する場合、基本方針の決定で1年程度必要となる。候補地選定に関しては長期間を有することが多い。候補地を絞り込み住民の同意を得るために多くの自治体が苦勞しているのが現状である。周辺住民対策を行い、都市計画決定まで最短でも2年程度はかかることになる。

用地が決まった後は、設計者と火葬炉メーカーを決定し、基本設計、実施設計、そして建設工事と進むことになる。

敷地の形状にもよるが、新たな敷地での建設の場合、計画から供用開始まで最短で数年かかることになり、用地が決まらなければかなりの長期間を必要とする。

火葬場建設の際は、ほとんどのケースで周辺住民の反対があり、交渉に慎重さが求められるため、比較的水面下で進められることが多い。そのため、計画が具体化するまで公表されないケースが多く、選定過程が不透明だという批判も多くみられる。

最近建設された多摩地域の周辺施設として厚木市斎場の建設プロセスについてみる。

2) 神奈川県厚木市斎場の事例

新設の厚木市斎場は、老朽化と将来の火葬需要に対応することを目的に市の総合計画に位置付け、発意から12年が経過した平成24年4月1日に供用開始となった。

厚木市斎場の建替えについては、平成12年3月に庁内関係課長によるプロジェクトチームとして「厚木市斎場施設整備検討委員会」を組織化し、現在地とするか他地域に新設するかを検討を重ねた結果、各種の法令上の規制や立地条件、規模、必要面積等から新たな場所を選定し、整備するとの方向性が示された。

これに基づき市内8カ所を候補地として選定し、平成13年7月には3カ所に絞り、基本構想に匹敵する内容を盛り込んだ報告書を取りまとめ、同月市の最高審議機関である政策会議において2カ所とし、さらに平成14年3月同会議において1カ所に絞り込み候補地とした。

平成14年4月には市の機構改革により事業を推進する職員を配置し、5月から候補地の地元説明会や個別折衝に入った。一方、これに並行して平成15年3月には「厚木市斎場施設整備事業基本計画」を取りまとめたが、候補地としての地元合意は得られず、迷惑施設としての風評から「総論賛成各論反対」の状態が続く中で、平成15年4月には地元自治会において「斎場対策協議会」が組織化され、これを受け皿として様々な検討が行われることになった。

市としては地元の考え方は検討段階と認識していたが、自治会は平成16年8月に臨時総会を開催し、斎場施設の受入れの是非を問う投票を実施した結果、反対票が多く、折衝を一時中断せざるを得ない状態となってしまう、「斎場対策協議会」も解散した。

その後、市は非公式な折衝等を繰り返す中で、平成17年4月には自治会に対して斎場施設整備事業の推進への協力要請文書を発送し、同月の自治会定期総会の通常案件終了後、「重要案件」として斎場問題の取扱いが提案され、喧々囂々の中で市との協議再開が採決された。これにより市は自治会役員を始めとする全戸訪問を再開し、候補地の選定理由などを何度も説明し、理解を求め、以後継続的に実施されるようになった。

同年9月から市主催により数度にわたり地権者説明会や住民説明会が開催されたが、容認・推進を求めるグループと反対するグループの動きが活発となった。この間市では地権者宛てに用地測量を実施するため所有土地への立入りを求め、承諾書を受領した。

こうした動きに対し、反対するグループは、平成18年市議会2月定例会に向けて反対署名活動

を展開し、候補地の白紙撤回を求める陳情を提出したが、自治会が2月26日に開催した臨時総会により条件付き受入れを決議したことで、本会議で満場一致により不採択となった。

自治会としては方針を決定したことで、4月に新たに「斎場施設・周辺整備検討委員会」を発足させ、地域にふさわしい斎場施設の整備と地域の活性化・発展に向けた周辺整備に向けて検討することになった。またこれとは別に「地権者幹事会」が地区内外の代表により組織化され、地権者と市との連絡調整を図ることになった。

市ではその後も自治会と協議を重ね、平成18年10月には自治会側から「斎場施設整備に係る要望書」が出され、同年12月「回答書」を提出した。

平成19年1月には自治会臨時総会で市の回答を踏まえた「基本協定書」が決議され、市との間で、15項目の受入れ条件を付した「斎場施設整備に係る基本協定書」が締結された。市では、この結果から、最終的に当該地区を事業計画地として決定し、周辺自治会への報告等も含め対外的に公表した。

市ではこうした経過を踏まえ、新斎場の整備に向けて自主的な環境影響予測評価を目的に調査を実施するとともに、葬送の文化の新たな発信を基調とした建築基本設計・実施設計をプロポーザル方式により実施した。平成21年度に工事に着手し、平成24年3月24日に竣工した。



図 11 厚木市斎場位置図（厚木市の資料より）



山林の谷間に配置された厚木市斎場の全景



火葬炉2基に対して1室の告别室

■ 建築概要

名 称	厚木市斎場	延床面積	6,823.82 m ²
所 在 地	厚木市下古沢 548		火葬棟：5,549.49 m ²
建 築 主	厚木市		式場棟：1,274.33 m ²
地域地区	市街化調整区域、用途なし、防火指定なし、22条指定区域	主 要 室	告別室×4室、収骨室×3室 待合室×8室、待合ホール
敷地面積	86,192.24 m ²		式場（100人）×2室
建築面積	5,798.27 m ²	火葬炉数	6基（将来火葬炉+2基、動物炉+1基）

3) 火葬場建設の留意点

火葬場は基本的な公共施設として位置付けられ、都市計画決定を原則としており、火葬場建設のプロセスの中で立地をどうするかは最も重要な問題である。建設の際には忌避施設として周辺住民から反対が出され、計画の立案から竣工までに長期間を要する場合も多い。

火葬場の建設に当たり立地は火葬場の雰囲気には大きな影響を及ぼす。周辺環境も大きな問題となる。ふるさとの景色の中での別れといったイメージも重要となる。

現在の火葬場は、火葬炉の技術的な改良を踏まえて、立地場所の制限が少なくなっている。火葬場には故人との最後のお別れのため、多くの会葬者が訪れる。そのため、居住地から離れた場所ではなく、市街地近くの人が集まりやすい場所での設置も増えている。

周辺環境として、本来の火葬場が持つべき別れの場、葬送の場となるように配慮し、使用者や周辺住民に満足感を与える雰囲気づくりが望まれていることもあり、環境緑地も十分とれるゆとりとした敷地が確保できることが必要となる。

厚木市斎場の事例のように、環境緑地に恵まれた周辺に住宅が少ない場所での立地でも、建設までには長期間を要する。特に多摩地域の火葬場を所有していない自治体は市街化が進んでおり、候補地の選定は難しく、住民の理解を得るのはかなり困難である。

過去の建設事例をみると、府中市府中の森市民聖苑は、昭和50年に長期計画をふまえ、基地跡地利用計画を「平和の森」構想として策定し、市民斎場建設を盛り込まれたものである。建設に関して、賛否両論あったが建設・計画を進めることとした。都市計画決定のための事前協議に入り、平成6年に都市計画法に基づく住民説明会を開催した。同年都市計画火葬場の承認・決定がされた。平成8年2月に本体工事が、同年6月に外構工事が竣工し、計画から21年と長い時間と労力をかけての建設であった。

火葬場の建設には長期間を要するが、計画があっても建設までたどり着かなかった自治体も、都市部では多い。多摩地域内でも旧保谷市が計画した保谷火葬場は、都市計画決定まで行ったが建設までたどり着かなかった。

火葬場は遺体を燃やすことから処理場であるといった考えなど、迷惑施設であるという意識が多くみられる。建設の理解を求めするためには住民に対する丁寧な説明が必要であり、行政の職員の意識が特に重要となる。住民対策にあたり個別に粘り強く説得を行う必要があり、嫌なところに配置されたという考えが生じないようにしていかなければならない。また候補地の周辺の住民だけでなく周辺地域への配慮も忘れてはいけない。

以下に参考として、市民参加の候補地選定委員会を組織し、公募で候補地を選定した広島県三次市の事例を紹介する。

<広島県三次市の事例>

三次市では平成16年に策定した基本計画の中で、用地の選定にあたっては市民の意向や市民との協議を重視し、今後、数ヶ所の候補地を選定し、地形や距離、法的規制、市街化動向や周辺の土地利用等、様々な視点から解析・評価を行い、公正な評価に基づいた最適な用地を選定しており、基本計画の段階から候補地の選定にも市民参加を想定していた。

市は具体的に火葬場の計画を進める中で、候補地選定にあたり新三次市斎場整備検討委員会を設置することとした。委員は12名以内で議会の代表者、学識経験を有する者、市民の代表者のうちから市長が委嘱し、又は任命することになっている。

候補地は公募することとし、申出があった中から平成17年に一度候補地が選定されるが、地元の理解がなかなか得られないこともあり、市長交代を契機にこれまでの候補地を白紙に戻し再検討することになった。

平成20年6月に再度、新三次市斎場整備検討委員会を組織した。委員会は前委員7名を再任する中、学識経験者1名、市民代表8名、行政2名の11名で構成され、市民代表は自治組織代表及び公募で選ばれた。

候補地の再選定にあたっては、当初に応募された地区から選定することとし、一帯を公園として整備することを条件とした結果、9つの地区に応募した。全部で5回の委員会が開催され、委員による斎場候補地の現地視察も行われた。

検討委員会では、再検討にあたって応募のあった候補地の中から、前回検討した議論の積み重ねを考慮し、各委員が選定したい候補地を数ヶ所選び、その中から上位3地区に絞り集中的に委員会で議論を行った。

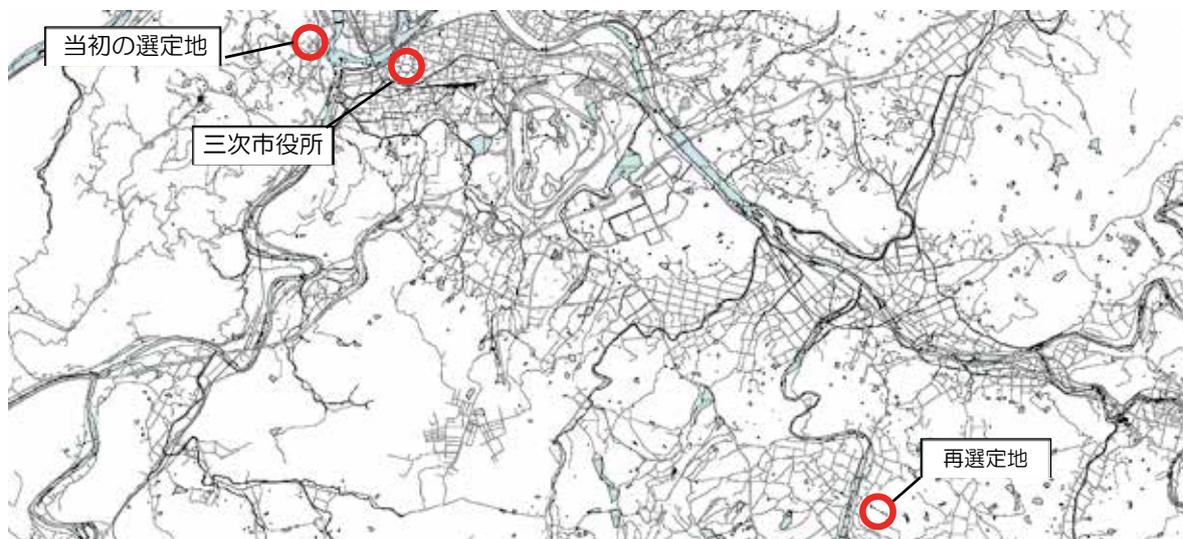


図12 選定した候補地と三次市役所の位置図

併せて、上位3地区に対して、新斎場を地域活性化の施設として受け入れられるかどうか、審議途中の経過を説明するとともに、地元と意見交換を行うよう市に依頼した。

結果、受け入れの意思や地域のまちづくりに活かしていただけることに加え、建設条件や立地条件が優れている点も加味して、上位3地区の中から最も望ましい候補地として太田幸地区を選定した。三次市斎場「悠久の森」は平成24年3月に完成した。計画から8年での完成であった。



三次市斎場「悠久の森」外観



炉前ホールと待合室を一体化したユニットプランを採用

■建築概要

施設名称 三次市斎場 悠久の森
 設置者 三次市
 所在地 広島県三次市大田幸町字金神 985 番地
 敷地面積 14,248.04 m²
 建築面積 2,444.47 m²
 延床面積 2,478.66 m²

主要施設 火葬炉 5 基
 ユニット 1-見送・拾骨ホール、待合 (40 席)
 ユニット 2-見送・拾骨ホール、待合 (60 席)
 ユニット 3-見送・拾骨ホール、待合 (80 席)
 霊安室、キッズルーム、会議室

第5章 火葬場における災害対策と広域火葬について

1. これまでの大震災時の火葬需要への対応について
2. 東京都広域火葬実施計画について
3. 自治体と火葬場における災害対策について
4. 民間事業者との連携について
5. 火葬場の災害対策に関する課題について

第5章 火葬場における災害対策と広域火葬について

1. これまでの大震災時の火葬需要への対応について

1) 大震災後に自治体が行った施策

①広域火葬計画の策定

大規模災害時に被災自治体の火葬能力が限界を超える場合には、近隣県を含む周辺自治体の火葬場を利用する「広域火葬計画」の重要性が阪神淡路大震災を教訓として注目され、厚生省（当時）は平成9年に「広域火葬計画の策定について」を47都道府県に通知した。

これを受けて東京都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定し、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、発災時における円滑な広域火葬体制の整備を行った。

その結果、東日本大震災では、民営火葬場を運営する東京博善株式会社が都との協定に基づき、都と連携して大型トラックを改造した専用の搬送車をつくり、被災地との間をピストン輸送し、運び込んだ遺体については夜を徹して火葬を行い、都が火葬協力した866体のうち579体の火葬を実施した。そうした素早い対応ができたのは民間企業の危機管理能力の高さを物語るとともに、都との協定に基づいて、毎年実施している訓練の成果であった。

②地域防災計画の見直し

自治体は災害時の責務として、直ちに災害対応業務が実施できるよう、災害対策基本法に基づいた「地域防災計画」を策定してきたが、一般的な「地域防災計画」では職員や庁舎の被災を前提としていない。そのため自治体の庁舎が被災し、多数の職員を失った東日本大震災では、「地域防災計画」に定められた災害対策や必要な業務を円滑に遂行できなかった。

この教訓を踏まえ、各自治体では差し迫る大震災に総合的かつ計画的に取り組むため、新たな被害想定に基づいて「地域防災計画」を抜本的に見直ししている。

首都直下地震が懸念される東京都では、平成24年11月に「地域防災計画」を見直した。従来の予防・応急・復旧等の局面に応じた整理から、施策ごとに課題、到達目標を示し、予防対策、応急対策、復旧対策の施策に分ける体系に変更し、火葬業務では市区町村と都の具体的取組と役割分担を明確に規定した。

本計画で市区町村は火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行するほか、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民営の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

都は都内の火葬場の被災状況や市区町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際には都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

市区町村は犠牲となった遺体の火葬業務に主体的に取り組む一方で、一時的に急増し対応しきれなくなった火葬需要については、都が他の自治体や民間企業との広域による火葬連携や支援体制を構築し、実効性を確保することを期待している。

③業務継続計画の策定

東日本大震災を契機に、平時の通常業務に加え、災害によって発生する膨大な災害対応業務を遂行し、行政機能をどう維持・継続するかという懸念から、内閣府・消防庁は、平成22年4月に「地震発災時における地方公共団体の業務手続の手引きとその解説」を都道府県知事に通知し、「業務継続計画」の検討を促した。

東日本大震災以降に計画の策定を検討している自治体は、都道府県で25.9%、市区で34.6%、町村で33.6%と「業務継続計画」への認識は自治体の規模にかかわらず高まりつつあり、今年の1月下旬から2月下旬にかけ実施された日本経済新聞の調査では、全国の大規模な自治体の6割が「業務継続計画」を策定している。

「業務継続計画」策定のポイントは、応急業務と併せて、発災時に優先して継続すべき通常業務（非常時優先業務）の特定や業務の中心的な役割を担う組織の決定など業務継続体制を検討しておくこと、その業務開始目標時間を定めておくことの2点で、内閣府は、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」で、自治体が現在進めている「地域防災計画」の見直しを、「業務継続計画」と整合性がとれたものにするよう求めている。

ちなみに首都直下地震で大きな災害が想定される東京23区では、87%にあたる20区が策定し、火葬を非常時優先業務としている。

しかし東京都では、平成20年11月に公表した首都直下地震を想定した「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」では、火葬業務を非常時優先業務に挙げていない。

これは、東京23区にある10の火葬場のうち7施設は民間事業者が運営し、民間事業者が東京の火葬需要の大半を担っているからである。都は発災時の円滑な火葬業務の継続を意図し、平成11年6月に「災害時における火葬の実施に関する協定」を東京博善株式会社、株式会社戸田葬祭場、株式会社日華の民間事業者3社と締結している。

各区で策定した「業務継続計画」の火葬業務にとっては都との連携が必要不可欠であり、各区は3社との協定を実効性あるものにするを都に対して強く求めている。

平成26年7月29日に、内閣府の中央防災会議の下部組織である防災対策実行会議は、将来の大災害時に遺体の埋火葬や搬送等を円滑に実施するための指針を定めた。その中で自治体が葬祭業者などと協力協定を事前に結ぶことや、自治体が火葬場使用で協力しあう広域体制を整備するよう、厚生労働省や都道府県に求めている。



瑞江葬儀所火葬棟外観



瑞江葬儀所待合棟外観

2. 東京都広域火葬実施計画について

1) 東京都における広域火葬の実施体制

東京都における、広域火葬の実施体制及び東日本大震災における火葬支援については次のような状況となっている。

①広域火葬の実施体制

(1) 被災状況の把握

市区町村は、区域内の死者数及び火葬場の被災状況について把握する。

火葬場経営者は、火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬場の火葬能力を把握し、都に報告する。

都は、火葬場経営者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、市区町村及び関係機関への正確な情報伝達を行うとともに、国に必要な情報を報告する。

(2) 広域火葬の応援・協力要請及び決定

被災市区町村は、平時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。

都は、火葬場、市区町村からの報告及び広域火葬に関する応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定する。また、応援可能な市区町村及び近隣県に応援・協力を要請し、国に報告する。さらに広域的な火葬を実施する必要がある場合は、国に応援・協力を要請する。

都は、都内全域を広域火葬体制とする旨、都民、市区町村、近隣県及び関係団体に周知する。

(3) 火葬場の調整

都は、応援可能な火葬場及び近隣県の火葬場の協力体制を整理し、被災市区町村ごとに火葬場の割り振りをを行い通知する。

被災市区町村は、都の割り振りに基づき、当該火葬場と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 火葬要員の派遣要請

都は、火葬場経営者から、職員の被災により火葬場が稼働できない旨の報告があった場合、被災していない市区町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請し、その旨を国に報告する。

(5) その他

市区町村は、火葬許可証の発行窓口等において、火葬の受付及び住民相談に応じる。

被災市区町村による火葬許可事務が困難と認められる場合には、全ての市区町村及び火葬場は、戸籍確認事務の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行う。

市区町村は、引取人が現れるまでの間、火葬場から焼骨を引き取り、保管する。

②マニュアル等の整備

都、市区町村及び火葬場が共通で使用するマニュアル等を整備している。

(様式例)

- ・火葬場被害状況報告（第報）
- ・広域火葬応援要請（第報）
- ・広域火葬協力依頼（第報）
- ・広域火葬受入報告（第報）
- ・広域火葬場割り振り（計画）表
- ・広域火葬場割り振り通知
- ・広域火葬実施日報、広域火葬実施報告

③円滑な執行のための事前準備

(1) 協定の締結

都は、近隣県等との間において締結する災害時の相互扶助等に関する協定において、広域火葬を円滑に実施するために必要な応援・協力体制等について定めている。その際、火葬要員の派遣、費用負担及び指揮命令等についても定めている。

市区町村は、相互に締結する災害時の相互扶助に関する協定において、火葬要員の派遣、費用負担及び指揮命令等、本計画を円滑に実施するために必要な事項について定めることにしている。火葬場経営者は、燃料供給側と協定を締結するなど、必要な体制を準備する。

《地方公共団体との主な応援協力》

- 1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会：全都道府県）
- 2) 震災時の相互応援に関する協定（関東地方知事会：1都9県）
- 3) 九都県市災害時相互応援に関する協定（九都県市首脳会議）

《民間団体との協定》

火葬の実施に関する協定：東京博善株式会社、株式会社戸田葬祭場、株式会社日華

(2) 遺体保存のための資機材等の確保

市区町村は、棺、遺体保存剤等の資機材を確保し、必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結。遺体収容所における作業員を確保する。

都は、災害時に使用する遺体収容所の設置場所、棺、遺体保存剤等の確保及び作業要員の確保に関する情報をあらかじめ把握する。遺体保存のための資機材等の確保について、関係機関等との協定を締結するなど協力体制を確立し、市区町村を支援する。

○遺体保存用ドライアイスの供給

- ・ドライアイスメーカー会
- ・全日本ドライアイスディーラー会

○棺等葬祭用品の供給

- ・全東京葬祭連合会
- ・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

《東京都広域火葬体制》

東京都広域火葬体制は、図 13 のとおりである。

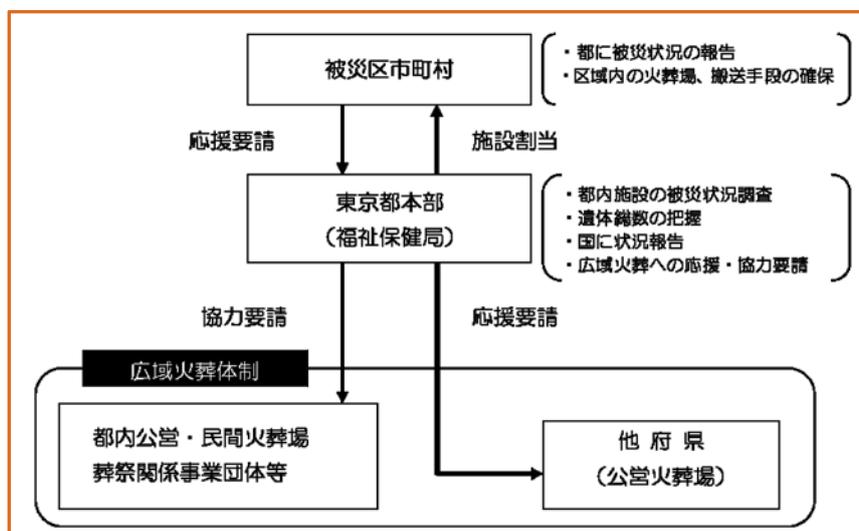


図 13 東京都広域火葬体制

(3) 遺体等搬送体制の確保

市区町村は、事前に搬送手段を確保し、搬送経路等を検討する。

都は、関係機関等と協定を締結するなど協力体制を確立し、市区町村を支援する。

さらに、発災時に市区町村から遺体搬送手段の確保の要請を受けた場合、自衛隊等の関係機関または関係業者へ協力を要請し、必要な措置を講じる。

《民間団体との協定》

○遺体搬送

- ・ 一般社団法人全国霊柩自動車協会
- ・ 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

(4) 火葬要員及び燃料等の確保

火葬場経営者は、災害時においても技術者に欠員が生じないよう体制の確保に努める。

また火葬に必要な燃料の確保及び復旧に関して、燃料供給側と協定を締結しておく。必要な資機材を確保する。

④主な取組

(1) 東京都広域火葬依頼訓練の実施

都では、協定を締結している自治体や都内火葬場、民間団体の協力を得て、都で整備したマニュアルを活用し、電話及びFAX等による通信訓練を定期的に行っている。担当職員の対応能力の向上や自治体担当者との連絡体制の確保、さらには関連マニュアルの見直し等に生かしている。

今後、さらに近隣県との連携を強化し合同訓練等を実施しており、平成26年3月には神奈川県との合同訓練を実施した。

(2) 火葬場の調整の検討

広域火葬体制となった後、都及び市区町村は、病死など被災以外の事由による遺体と災害による遺体を同じ取扱いとし、火葬を実施することとしている。

東日本大震災時に都が被災県からの要請で行った火葬協力では、火葬場ごとの状況にあわせ、

- 1) 一般の火葬終了後、夜間に被災者の火葬を行う
- 2) 複数の火葬場のうち特定の火葬場を被災者専用炉とし、災害以外の火葬はそれ以外の火葬場に振り分ける

のいずれかの方法で対応した。

2) 東日本大震災での火葬支援と課題

①東日本大震災での火葬支援の状況

被災地からの火葬協力の要請に対して、都営火葬場から受入れを開始し、体制が整った段階から公営火葬場及び民営火葬場に広げ、被災地自治体との連絡調整については、これまで都が整備してきたマニュアル等を活用することとした。また都職員を被災地に派遣し、県庁及び県警察との事前調整を行った。

一方、多数の火葬要請に大規模な搬送手段が求められたが、その確保は困難を極めた。最終的に都で大型トラック等を購入し、遺体搬送用に荷台を改造して用意することとなった。遺体搬送、火葬及び焼骨搬送は、民営火葬場及び民間運送会社等の協力を得て実施した。

②東日本大震災からみた広域火葬を円滑に進めるための課題

東日本大震災での火葬支援では、多数の遺体の搬送手段の確保が課題となった。

国の「広域火葬計画策定指針」（平成9年11月）では、遺体収容所から火葬場への遺体搬送は被災自治体が確保することとし、都道府県においても、遺体搬送手段の確保に努めることとしている。

また、厚生労働省防災業務計画においては、厚生労働省は大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ関係省庁に対し協力要請するとしている。

しかし大規模災害では被災自治体である市区町村が大規模搬送の手段を手配することは難しく、都道府県においても、平時からの体制が構築されていなければ、迅速な対応はできないといった状況であった。

3) 東京都における広域火葬に関する現状

都では、「東京都地域防災計画」に基づき、災害時における被災市区町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、都、市区町村及び火葬場経営者が行うべき基本的事項を「東京都広域火葬実施計画」（平成11年3月策定、最終改定平成25年1月31日）として定めている。あわせて、「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針」など、市区町村、警

視庁、都及び各関係防災機関が、遺体取扱いに関連する各種活動を行うためのマニュアルを整備している。

現在、東京都地域防災計画修正（平成 24 年 11 月）に続き、市区町村の地域防災計画修正が行われており、都と市区町村とが連携した広域火葬計画の充実が図られている。

都は、搬送手段の確保を含めた近隣県との相互応援や民間団体との連携協力を進め、広域火葬体制の充実に努めていく必要があり、マニュアルを作成し、神奈川県とも連携し合同訓練も行っている。

都では災害時の広域火葬が円滑に行えるように、協定を締結している自治体や都内火葬場、民間団体の協力を得て、都で整備したマニュアルを活用し、電話及びFAX等による通信訓練を定期的に行っている。

参考資料 火葬場問題の現状と課題 「生活と環境」p.44～48 平成 25 年 8 月号 発行：日本環境衛生センター

3. 自治体と火葬場における災害対策について

1) 多摩・島しょ地域の火葬場の災害対策に対する考えについて

17カ所の火葬場の調査結果（調査概要は p.22 参照）をもとに、多摩・島しょ地域の火葬場の災害対策に対する考えについて回答があったものを表 15 に示した。

表 15 多摩・島しょ地域の火葬場における災害対策に対する考えについて

施設名称	大規模災害への対応について対策を講じている内容		大規模災害時の広域火葬で都及び火葬場間の連携について、必要なものについて
	設備面について	運営面について	
八王子市斎場		多摩直下型もしくは立川断層型地震による推定 500 名近くの方々の火葬を速やかに行えるよう、火葬時間枠と受入件数を増やして対応。	多摩地区より 23 区内の方が被害が甚大である場合、多摩地区への都の支援がどの程度なされるか不安である。当斎場にも余力はないので、都内からの要請にどこまで答えられるか不安がある。他県斎場との連携を平時に行っておきたいがノウハウがない。
日野市営火葬場		都との広域火葬	
立川聖苑	自家発電の設置	火葬炉メーカーとの連携	早急な情報提供
青梅市火葬場		指定管理者より対応と体制の計画あり。	
多磨葬祭場			大規模災害時、都及び市のご指示通り火葬致します。
大島町火葬場	特にない。昨年 10 月の土砂災害の折にも 1 日最大で 7 遺体の火葬を行ったが、炉等の設備の耐久性を考えるとこれ以上のペースは無理である。有事の場合、どうすればベストなのか検討する。	左記の通り	昨年 10 月の土砂災害の時には、東京都島しょ保健所大島出張所の担当と積極的に情報交換ができた。火葬場のある「元町字黒まま地区」は大雨の際には避難区域となり、事実上火葬業務が行えなくなることから、都内または近県への火葬業務依頼も協議の中で出た。このときは話だけで終わったが、今後については東京都に仲介してもらい依頼することが出てくると考えている。

①大規模災害への対応についての対策（設備面）

設備面の対応としては、多摩地域では立川聖苑のみで、内容は自家発電機の設置という回答であった。島しょ地域では大島町火葬場としては特に設備面での対策は行っていないが、平成 25 年 10 月に土砂災害に遭い、多くの火葬を行ったこともあり、有事の場合どうすればベストなのか検討すると回答があった。内容は次の通りである。

□立川聖苑 自家発電機の設置

□大島町火葬場 昨年 10 月の土砂災害の折にも 1 日最大で 7 遺体の火葬を行ったが、炉等の設備の耐久性を考えるとこれ以上のペースは無理である。有事の場合、どうすればベストなのか検討する。

現地ヒアリングの際に多磨葬祭場では耐震補強と非常用発電機の設置を行ったと回答があったが、公営火葬場では古い施設も多い中、設備面での対策が遅れているような状況であった。

②大規模災害への対応についての対策（運営面）

運営面での対応としては、八王子市斎場、日野市営火葬場、立川聖苑、青梅市火葬場から回答があり、大島町火葬場からは有事の場合、どうすればベストなのか検討するとあった。

運営面での対応内容は次の通りであった。

□八王子市斎場 多摩直下型もしくは立川断層型地震による推定 500 名近くの方々の火葬を速や

かに行えるよう、火葬時間枠と受入件数を増やして対応

- 日野市営火葬場 都との広域火葬
- 立川聖苑 火葬炉メーカーとの連携
- 青梅市火葬場 指定管理者より対応と体制の計画あり

設備面より運営面で対応しようという考えが強い。都を通して広域火葬という考えもみられたが、立川聖苑や青梅市火葬場のように、施工した火葬炉メーカーとの連携を強めようといった考えもみられた。災害時には、通常の火葬の倍以上の処理能力が求められることもあるため、火葬炉設備が使用に耐えられるかが重要で、火葬炉メーカーとの連携を強める必要性を感じてのことと思われる。

③広域火葬での連携について

大規模災害時の広域火葬で都及び火葬場間の連携について、必要なものについて回答があったのは、八王子市斎場、立川聖苑、大島町火葬場と、都と広域火葬の実施について協定を結んでいる多磨葬祭場から回答があった。内容は次の通りであった。

□八王子市斎場 多摩地区より 23 区内の方が被害が甚大である場合、多摩地区への都の支援がどの程度なされるか不安である。当斎場にも余力はないので、都内からの要請にどこまで答えられるか不安がある。他県斎場との連携を平時に行っておきたいがノウハウがない。

□立川聖苑 早急な情報提供

□大島町火葬場 昨年 10 月の土砂災害の時には、東京都島しょ保健所大島出張所の担当と積極的に情報交換ができた。火葬場のある「元町字黒まま地区」は大雨の際には避難区域となり、事実上火葬業務が行えなくなることから、都内または近県への火葬業務依頼も協議の中で出た。このときは話だけで終わったが、今後については東京都に仲介してもらい依頼することが出てくると考えている。

□多磨葬祭場（民間企業として広域火葬の実施についての協定締結者）

大規模災害時、都及び市の指示通り火葬する。

実際に土砂災害で多くの方が亡くなり、その火葬を行った大島町火葬場では、災害時への対応への危機感が強かった。八王子市斎場では現段階でも施設の運営に余裕が少なく、災害時のことを考えると実際の現場を担当する側として、対応できるかといった不安を感じていた。周辺との連携を考えているが、具体的な方策が無いといった状況であった。

しかし、多くの火葬場で、広域火葬や火葬場間の連携に対する回答がみられず、危機管理に対する備えが不十分であると感じられる。

2) 多摩・島しょ地域の火葬場を所有していない自治体の災害対策に対する考えについて

①東京都の広域火葬の内容把握について

東京都の大規模災害時における広域火葬の内容について知っているかについて、次のような状

況であった。

知っている 10 自治体 (66.6%) 知らない 5 自治体 (33.3%) 自治体数 15 自治体

火葬場を所有していない自治体の3分の1で、都の広域火葬について知らないと回答があった。更に知らないと回答があった自治体は、予想される大規模災害への対応について、遺体安置や遺体の火葬依頼先の確保などの対策についての回答がみられなかった。

②連絡訓練を行っていることの把握

都が火葬場に対して広域火葬に向けての連絡訓練を行っていることを知っているかについて、次のような状況であった。

知っている 5 自治体 (33.3%) 知らない 10 自治体 (66.6%) 自治体数 15 自治体

5自治体のみが知っており、広域火葬の内容を知っている自治体の半数で、全体の3分の1しかなかった。

連絡訓練の内容は、都から各火葬場へ、災害時を想定して火葬の受入れが出来るかどうかFAXでやり取りするものであるが、現地ヒアリングを行った際、多くの火葬場で災害を想定した連絡訓練だとは思っていなかったと回答があった。

火葬場自体も連絡訓練を実施しているという意識は低かった。

③予想される大規模災害への対応について

遺体安置や遺体の火葬依頼先の確保などの対策について具体的に回答があったのが、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、狛江市、西東京市の8自治体である。

広域火葬について知らないと回答があった自治体からは、対応についての回答はなかった。

遺体の安置場所を指定したり、必要な道具や遺体搬送については葬儀業者協定を結んでいる自治体が多いが、火葬に関しては火葬依頼先が定まっていない自治体が多く、都に広域火葬の応援・協力を要請するといった考えが多くみられた。

□三鷹市の回答

遺体収容所及び身元不明遺体安置所として第二体育館を、遺体安置所及び遺体引渡所として第一体育館と芸術文化センターを指定し、都が作成した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」を踏まえ、警察や歯科医師会等と連携して対応する。資材に関しては、三鷹市葬祭業組合との間で「災害時における棺等の優先供給に関する協定書」を取り交わしている。火葬は原則として株式会社日華多磨葬祭場で行い、火葬に要する人員も同施設と連携して確保することとしているが、広域火葬が実施される場合に備え、都と緊密に連携する。

□西東京市の回答

遺体の収容所は総合体育館及び被災地最寄りの寺院の中から選定し開設するとともに、開設状況を都及び警察へ報告・連絡調整を実施する。その際には遺体の腐敗防止の対策を徹底する事としている。

その後、火葬については平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬が困難な場合には、都に広域火葬の応援・協力を要請することとしている。

④予想される大規模災害への対応として課題

今回のアンケートを通じ、予想される大規模災害への対応として課題について具体的に回答があったのが、武蔵野市、調布市、小金井市、小平市、東大和市、西東京市の6自治体である。

遺体保管のためのドライアイスの確保や遺体搬送手段の確保などを課題としてあげている自治体が多く、調布市のように広域火葬の体制の強化を挙げている自治体もみられた。

□調布市の回答

調布市地域防災計画では、市内の被災による死者を最大45人と想定しているが、近隣地域の火葬施設のみでは、火葬に相当の期間が必要となることが想定されていることから、広域火葬体制の強化が必要であると認識している。

□小金井市の回答

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び小金井警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供に努める必要がある。

死亡者が多く発生することにより、平時から火葬待ちがかなり発生することになるため、遺体保管用のドライアイスの確保と遺体の搬送が問題となると思われる。

3) 近隣火葬場の災害対策の状況

多摩地域の近隣火葬場の災害対策の状況について表16に示した。

表16 多摩地域の近隣火葬場の災害対策の状況

都道府県	火葬場名	大規模災害への対応についての対策の状況	
		設備面	運営面
東京都	瑞江葬儀所	東京都広域火葬計画(福祉保健局所管)に基づき、受け入れを行う。	同左
	臨海斎場	検討中	検討中
	落合斎場	建築構造体への安全率強化	備蓄等の強化
	代々幡斎場		
	四ツ木斎場		
	桐ヶ谷斎場		
	堀ノ内斎場		
町屋斎場			
神奈川県	相模原市営斎場		「相模原市地域防災計画」に基づき、市営斎場が災害時の遺体安置所となる。また、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合や、市営斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合、他の地方公共団体への応援要請を行う。
	厚木市斎場		県の担当部署が中心となって、広域火葬に関する連絡通報訓練を年1回行っている。
	横浜市久保山斎場	灯油を燃料とする非常用バーナーを設置。	防災訓練(非常用バーナーの取扱い訓練を含む)の実施(年1回)。
	横浜市南部斎場		
	横浜市北部斎場		
横浜市戸塚斎場			
埼玉県	所沢市斎場		指定管理者との協定書により、緊急時対策、防災対策等についてマニュアル作成。
	秩父斎場	建物改修中	建物改修中

災害対策の状況について、設備面での回答があったのが11カ所、運営面での回答があったのが14カ所である。

瑞江葬儀所では、東京都広域火葬計画（福祉保健局所管）に基づき、火葬の受け入れを行う。地元との協定で一日当たりの火葬件数が制限されていることもあり、東日本大震災広域火葬体制の際には、都が地元に対して直接説明を行って、特例で一般火葬を止めて1日あたりの火葬件数を増やして対応した。広域火葬総数は160件であった。ロストル式の火葬炉の操作は熟練したスキルが必要であるため、応援の方には炉前業務をやってもらった。

神奈川県全体では県の担当部署が中心となって、広域火葬に関する連絡通報訓練を年1回行っている。

個別の火葬場の状況として、23区内の民営の火葬場では、設備面として「建築構造体への安全率強化」、運営面として「備蓄等の強化」を挙げていた。また、東京都と広域火葬の実施について協定を結んでいる。

横浜市の斎場では、設備面として、燃料が都市ガスであるため「灯油を燃料とする非常用バーナーを設置」、運営面として「防災訓練（非常用バーナーの取扱い訓練を含む）の実施（年1回）」となっており、定期的に災害時を想定した防災訓練が行われていた。

相模原市営斎場では、設備面では特に回答は何もなかったが、運営面としては「『相模原市地域防災計画』に基づき、市営斎場が災害時の遺体安置所となる。また、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合や、市営斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合、他の地方公共団体への応援要請を行う。」としており、遺体安置場所は多くが体育館などを想定する中、市営斎場を遺体安置場所としていた。

所沢市斎場では、「指定管理者との協定書により、緊急時対策、防災対策等についてマニュアル作成」とあり、葬祭業者との協定ではなく、指定管理者と災害時の協定を結んでいた。

多摩地域の火葬場と比較して、近隣火葬場の方がより具体的に大規模災害に向けて対応を考えていた。更に民営火葬場では、大規模災害の対策として建物の耐震強化を挙げるなど、より強固な災害対策が行われていた。

しかし、民営火葬場は独立採算で運営しており、運営に関して国などを含め補助は受けていない。火葬料金や斎場の使用料が主な収入源となる。災害対策への対応は必要であるが、どこまで民間企業として負担すれば良いかについて、課題がみられる。



保管の場所を取らない組立式の棺



非常用バーナーユニット

4. 民間事業者との連携について

1) 各自治体と災害時の協定との締結状況について

各自治体の災害時の協定の締結状況や遺体安置場所について把握するため、多摩・島しょ地域の全 39 市町村に対して、調査用紙を企画課に対して電子メールで送付し、FAX または電子メールで回答を得た。調査票は 1 ページ、問 2 までとなっている。

調査対象	多摩地域 30 自治体	島しょ地域 9 自治体
アンケート実施日	平成 26 年 10 月 17 日（金）	
回答期限	平成 26 年 10 月 31 日（金）	
回答率	100%	

調査結果は次の通りであった。

①自治体または民間事業者との災害協定の締結状況

自治体または民間事業者との災害協定の締結状況は次の通りであった。

締結している	多摩地域	9 自治体	（ 30.0%）	
	島しょ地域	無し	（ 0.0%）	
	合計	9 自治体	（ 23.1%）	
締結していない	多摩地域	21 自治体	（ 70.0%）	うち検討中 2 自治体
	島しょ地域	9 自治体	（100.0%）	
	合計	30 自治体	（ 76.9%）	

締結しているのは多摩地域の自治体では 3 割であった。島しょ地域では締結している自治体はみられなかった。

自治体間で締結しているのは町田市のみであった。締結の相手先は隣接する相模原市に対してで、「災害時における相互応援に関する協定書」として、内容は火葬施設等公共施設の相互活用となっており、締結日は平成 14 年 1 月 15 日であった。

他の自治体では、相手先は葬祭業者や葬祭業者の組合となっており、内容は棺などの葬祭用具の提供や遺体搬送などとなっている。場合によっては遺体安置場所の提供も含まれている。

締結していない自治体では、締結に向けて検討中が 1 自治体、協議中が 1 自治体であった。

②遺体搬送等の訓練の実施について

遺体搬送・安置（保管）を含めた訓練の実施状況は次の通りであった。

実施している	多摩地域	2 自治体	(6.7%)
	島しょ地域	無し	(0.0%)
	合 計	2 自治体	(5.1%)
実施していない	多摩地域	28 自治体	(93.3%)
	島しょ地域	9 自治体	(100.0%)
	合 計	37 自治体	(94.9%)

遺体搬送・安置（保管）を含めた訓練を実施しているのは三鷹市と武蔵村山市の 2 自治体のみであった。

③遺体安置場所の決定について

遺体安置場所を決めているかについての結果は次の通りであった。

決めている	多摩地域	20 自治体	(66.7%)	外部に公表済 16 自治体
	島しょ地域	1 自治体	(11.1%)	外部に公表済自治体無し
	合 計	21 自治体	(53.8%)	
決めていない	多摩地域	10 自治体	(33.3%)	
	島しょ地域	8 自治体	(88.9%)	
	合 計	18 自治体	(46.2%)	

遺体の安置（保管）場所を決めているのは、多摩地域では 20 自治体で 66.7%、島しょ地域では 1 自治体で 11.1%、の合計 21 自治体の 53.8%であった。

それぞれ地域防災計画に基づいて設定している。遺体安置場所を外部に公表しているのは 16 自治体で、そのうち 14 自治体が市のホームページで公表していた。

2) 民間事業者との災害対策に向けた連携について

民間事業者に対して、災害対策への対応や自治体との連携についてヒアリングを行った。災害対策に対して、主な課題は次の通りであった。

① 民営火葬場

- ・東京都と災害時の協定を結んでいるが、都の前任者が異動となり、担当が変わった場合、新しい担当はどこまで理解しているのかが不安である。
- ・火葬用燃料が供給停止になった場合の対応をどうするのか。
- ・災害時には、平時の火葬に更に災害で亡くなった方の火葬を行うことになる。予め一般の火葬の予約が入っている場合はどのように対応すればよいのか。
- ・現状でも遺体保管場所は常に埋まっている状態であるが、災害時はどのように遺体保管を行え

ば良いのか、遺体保管場所の問題がある。

- ・現状でも経営的に余裕が無い中で、災害時に向けて対策を行わなければならない。民間事業者としてどこまでリスクを負わなければならないのか。

②葬祭業者

- ・災害時の連絡体制はどうか不安である。協定を結んでいても自治体からの協力の要請がないと動けない。遺体の腐敗の進み具合との競争になる。感染症対策も必要になる。
- ・遺体の安置場所がどこになるのか。決まっているのであれば教えて欲しい。素早い対応のためには事前に情報が必要となる。
- ・自治体は葬祭業者に対して何を望んでいるかを明確にして欲しい。棺やドライアイスなどの物品の提供なのか、納棺や遺体搬送などの役務なのか。過去の例ではミスマッチが多かった。
- ・協定を結んでいる団体や企業が、棺やドライアイスを直ぐに手配できるかは分からない。命令系統や交通の状態から、協定を結んでいない業者の方が早く供給できる可能性があるが、協定を結んでいないと利用できない。
- ・連絡網が確立すれば良いというわけではなく、自治体と民間事業者がどのようにすれば良いのか綿密な協議が必要になる。しかし、現場がどのようなものか分からないといった危機感が不足していると思っている。

③遺体搬送業者

- ・協定を結んでいても、実際に動けるのは協力要請があってからである。動こうと思っても動けない。
- ・遺体安置場所と搬送先が明確でないと、混乱してしまう。応援に行っても、現地の情報がなければ、実際は動けない。ガソリンの確保ができるかはかなり重要である。
- ・遺体以外のものの搬送を頼まれたらどうすればいいのか。重いものを運ぶという事になれば、霊柩車への負担も大きくなり、故障の原因にもなる。
- ・通信訓練が一度あった。シミュレーションしてみることは意味があると思われるが、通信網が万全の体制で行ったので、もし通信網が駄目になった場合はどうなるのか不安が残った。

④全体（共通）

- ・遺体への対応は、時間との勝負である。自治体から早く協力要請をもらわないと対応の遅れにつながる。
- ・協定やマニュアルではなくて、自治体も民間事業者も臨機応変で素早い対応が求められる。
- ・民間事業者が災害対策の準備や災害時の対応のために、どれだけリスクを負って、準備（設備投資）を行うのか。
- ・災害時の対応で資金回収ができない可能性もある。ボランティアでも行動したいが、トップは経営的な判断が求められる。自治体の担当も同様である。

参考に東京多摩葬祭業協同組合が作成した、緊急災害支援災害緊急輸送支援協力ガイドラインを図 14 に示した。

災害発生

【災害対策本部(国及び地方公共団体)】

- ・国土交通省自動車交通局 貨物 03-5253-8575
安全政策課 03-5253-8566
- ・緊急輸送・各運輸局一覧 ※別添一覧を参照

出動要請 全霊協・緊急輸送連絡網による連絡

【(社)全国霊柩自動車協会】

- 03-3357-7281
(緊急輸送組織の構成)(代替活動拠点の確保)
- ・全霊協本部が被害を被り機能しない場合、第1順位に中部、第2位に近畿支部連合会事務局に災害対策中央本部を設置 ※国及び地方公共団体からの要請が予測される場合

【災害対策中央本部(全霊協)】

- 本部長 (社)全霊協会長
副本部長 (社)全霊協専務理事
- (緊急輸送業務)
1. 車両、人員の調達と的確な配車の調整
 2. 災害状況、道路状況の把握
 - ・国及び地方公共団体の対応状況
 - ・緊急輸送の実施状況等の把握
 - ・関係機関への通報、報告
 - ・(社)全日本トラック協会との連絡 03-5323-7109
 3. 関係文書の発信
 4. 緊急輸送に関わる広報、受信、保管
 5. 物品の調達及び貸出
 - ・棺、収納袋
 - ・全日本葬祭業協同組合連合会との連絡 03-3222-4370
 6. 運賃、料金の計算とその請求、支払

緊急輸送指示書 全霊協会長名

【災害対策地方本部】

- ____支部連合会 本部長・支部連合会長
- (現況の把握に関する業務)
- ・災害地の状況
 - ・緊急輸送の実施状況
 - ・出勤可能車両数の状況
 - ・道路、交通の状況
 - ・情報の収集、伝達

緊急輸送指示書 連合会長または支部長名

【緊急輸送対策室(____支部区域)】

- 室長 支部長
- (輸送隊の編成及び運用)
1. 衛生専用携帯電話を配備
 2. 固定電話を「優先電話」にNTTへ変更登録

緊急輸送要請 各支部の連絡網により(電話・FAX・インターネット)

【支援支部・輸送隊(各事業者)】

- 緊急輸送出動要請書(輸送隊の事業者名等を記載したもの)
- ・事業者名
 - ・代表者名
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・車両登録番号

まる緊マークの発行依頼

【県警または最寄り警察署】

まる緊マークを携帯して現地対策本部へ出動

【警察の遺体の見分(検視)が終了後に搬送】

- 災害規模により異なります
(搬送形態)
1. 遺体収容所から安置所へ移送
 2. 火葬場への搬送

(東京多摩葬祭業協同組合ホームページより作成)

図 14 緊急災害支援災害緊急輸送支援協力ガイドライン

5. 火葬場の災害対策に関する課題について

1) 火葬場の施設面に関する課題について

都内には民営火葬場が多く、特に 23 区内及び北多摩地域については、火葬場を所有していない自治体が多く、民営火葬場に依存しているケースが多い。

阪神・淡路大震災、東日本大震災とも、震災地域の火葬場の多くが被災を免れ稼働ができたが、首都圏、特に東京 23 区内の火葬場は、想定される震度 6 強地域に公営の瑞江葬儀所、臨海斎場と、民営の町屋斎場、四ツ木斎場、代々幡斎場、桐ヶ谷斎場、戸田葬祭場の 7 火葬場が、震度 6 弱地域に堀ノ内斎場、落合斎場の 2 火葬場が位置しており、火葬場の同時被災によって遺体の火葬が滞る可能性が高い。東京都と民営火葬場は火葬の実施に関する協定を結んでいるが、民営火葬場も被災する可能性が高い。

また、多摩地域にある民営の多磨葬祭場の建設は昭和 6 年であり、耐震補強を行っているが、地震による建物への影響も大きいと考えられる。また旧耐震基準での設計の火葬場も多くみられる。

火葬業務の継続のためには、建物の耐震化や燃料の備蓄などの十分な対策が必要となる。また、二次災害発生を回避するために、危険物の保管については常時点検と確認が重要になる。

首都圏の火葬場は公害対策の面から都市ガスの利用率が高い。ガス会社は災害時でも復旧は早いとしているが、都市ガスはライフラインの被害の中では復旧が遅かった例もみられ、全面的な供給支障の解消に 6 週間程度要したところもある。一つの火葬場の被害が火葬能力の大幅なダウンにつながる可能性が高い。自治体は火葬場の都市ガス復旧を最優先事項とするとともに、代替燃料の検討を行う必要がある。

しかし火葬場の整備自体に国からの補助金が無い状態で、それぞれの自治体が独自に財源を確保して整備を行っている。民営火葬場も同様である。そのような状況において、災害対策にどれだけ費用を負担させるかどうかの問題もある。

民営の株式会社東京博善の火葬場では設備内容が統一されているが、公営の火葬場では火葬炉メーカー、建設年度、設備内容、システム等が異なることから、操作の方法も違いがみられる。災害時に火葬職員を派遣しても火葬炉を上手く操作出来ないため、結果的に炉前作業のみになってしまう。特に、災害時では通常と異なる運転がなされるため、火葬炉メーカーの協力が不可欠である。

【ポイント】

- ・ 火葬場整備に国からの補助金が無い中で災害対策のための財源の確保
- ・ 23 区内及び北多摩地域については火葬場を所有していない自治体が多く、民営火葬場に依存しているケースが多い
- ・ 東京都内の火葬場は都市ガスを燃料としている火葬場も多い、都市ガスの供給停止が火葬能力の大幅ダウンとなる
- ・ 災害時では通常と異なる火葬炉の運転がなされるため、火葬炉メーカーの協力のもと安全性を確認しながらの運転が求められる

2) 発災日時、季節条件と遺体保管の課題について

阪神・淡路大震災は早朝、東日本大震災は友引に発生したため、火葬場は稼働しておらず、参列者や職員の人的被害はなかった。発災日時などの条件が変われば、人的、物的被害によって、火葬が非常に困難になる可能性があり、十分な検討が求められる。

阪神・淡路大震災（1995. 11. 17 発生）、東日本大震災（2011. 3. 11 発生）とも冬季で、外気が低温で遺体の保存が可能であったため、神戸市では予約制で計画的に火葬できたが、季節条件によっては、遺体の保存が非常に困難になる可能性が高い。

亡くなった瞬間に遺体の腐敗が始まる。火葬場が津波により被災した宮城県名取市では、東京都の支援が得られたのは2週間後であった。冬場でありながら、遺体の傷みが激しく仮埋葬（土葬）の実施の寸前であった。これがもし夏場であればもっと早く傷むことが想定される。

また、名取市では、大勢の人が訪れたため混乱があり身元確認のための遺体安置場所と検案場所が二転三転している。また、身元が判明しても遺族も被災しているため、遺族が遺体を引き取ることができないこともあり、葬儀式場にまとめて安置された。しかしそこも一杯になり、遺体の安置場所の確保が問題となった。また、遺体の搬送には自衛隊の協力を得ている。

自治体が葬祭業者と協定を結んでいても、ドライアイスや棺の確保が間に合わないケースがみられた。自治体からの協力要請があつてからでないと、協力業者は動けないため、実際はかなりのタイムラグが発生した。反対に、協定を結んでいない民間業者が早い段階で用意できても、協定がないため、利用できないといったケースもあった。

仮埋葬を行った宮城県石巻市では、仮埋葬の場所として郊外の運動公園などが利用された。住宅地に近い場所では、仮埋葬の場所の確保が難しいと思われる。

災害救助法に基づく「発災後10日以内に遺体の処置・埋火葬業務を終了」という規定があるため、火葬できないまま保存している遺体の仮埋葬（土葬）を行う可能性があるが、首都圏での用地確保は公共用地以外では困難となるため、仮埋葬を避けるための対策が求められる。

【ポイント】

- ・ 過去の大規模災害時は冬期であったが、夏期では遺体の腐敗が早いため早急な遺体の安置と火葬が求められる
- ・ 葬儀業者と協定を結んでいてもドライアイスや棺の確保が困難な可能性がある
- ・ 災害時は交通網が遮断されるため遺体の搬送が困難
- ・ 身元が判明しても遺族も被災しているため、遺族が遺体を引き取ることができない可能性あり、長い期間遺体が安置できる場所の確保が必要
- ・ 仮に仮埋葬（土葬）を行うことになっても市街化が進んだ多摩地域では仮埋葬が可能な場所の確保が困難

3) 広域火葬と火葬受入れに関する課題について

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の首都圏の火葬場の全火葬炉は615基に過ぎず、想定される死亡者数に対して、全国と比べると火葬能力は低い。

また政府の地震調査委員会が平成26年12月に公表した、都道府県庁所在地の市役所付近が今

後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震に遭う確率は、東京都庁付近は 46.0%と（前年 23.2%）2 倍に、さいたま市 49.4%（同 27.3%）、千葉市 84.9%（同 75.7%）、横浜市 80.6%（同 71.0%）と 1 都 3 県とも前年比で上がっており、隣接都県同時被災の確率が高い。火葬場が同時被災すれば首都圏の火葬能力はますます低くなる。

したがって「広域火葬計画」では、全国レベルの大規模な体制の確立が望まれる。首都圏の 1 都 3 県と 5 政令都市でつくる「9 都県市」は、平成 26 年 3 月に関西圏の自治体をまとめる関西広域連合と災害時に相互に応援する協定を締結した。首都直下地震や南海トラフ地震の大規模災害に備え、今後互いの防災訓練への参加や応援体制のマニュアル策定が予定されている。

また災害時に民間事業者との全国的な協力協定締結も不可欠になる。全国の葬祭業者 1,300 社が加盟する全日本葬祭業協同組合連合会（以下、「全葬連」という。）は、地震などの大規模災害が発生した際に被災した自治体の要請を受けて、当該自治体内の葬祭業者が遺体の搬送や遺体収容施設の確保、棺を含む葬祭用品の供給などに協力している。さらに当該自治体の葬祭業者が被災し対応できない場合は全葬連が自治体の要請に応じる葬祭業務委託協定を、昭和 52 年の京都市を手始めに、1 都 1 道 2 府 19 県 67 市 9 町 11 東京都特別区（平成 24 年 5 月現在）と締結している。

しかし通信訓練に参加しているのは、対象が都内の火葬場であることから、火葬場を設置している自治体のみである。したがって火葬場を所有していない自治体においては広域火葬についての概要さえも把握がなされていないケースが考えられる。

また都の担当者においては業務の引継ぎが行われ、マニュアルも策定されているが、実際に作成した担当者でなければ詳細までは把握できていない可能性もあり、通信訓練でも問題が見られたことから、マニュアル通り機能するかについては課題がみられた。

被災市区町村から広域火葬に対して協力要請があった場合、都からは都内の公営火葬場に対して協力要請が行われる。しかし、受入については、現施設に余裕がある場合のみである。都はあくまでも調整する立場でしかない。

火葬場を設置している自治体についても被災していることが予想され、現状でも火葬の受入に余裕が無い火葬場が多くみられこともあり、現実的には災害時については外部からの受入は難しいと予測される。

また民営火葬場に対しては、広域火葬に関して協定は結んでいるが、公営火葬場より強制力は弱い状況となっていることもあり、どこまで支援が受け入れられかが不明である。

他県の自治体では、県をまたいで協定を結んでいるところもみられる。

【ポイント】

- ・大規模災害時は周辺火葬場も被災する可能性が高く、複数の火葬場で火葬能力の低下が想定される
- ・火葬の受入に余裕が無い多摩地域の火葬場が同時に被災すれば火葬能力は一気に低下する
- ・広域火葬での通信訓練に参加しているのは火葬場を設置している自治体のみが関係し、火葬場を所有していない自治体は訓練自体の詳細は把握していない
- ・広域火葬のマニュアルはあるが通信訓練での問題がみられている
- ・東京都における広域火葬について都は調整役のみとなり、火葬を受け入れるのは受入れ枠に余裕がある場合のみで、災害時は住民の火葬が優先で受入れの余裕がない

4) 事務処理に関する課題について

阪神・淡路大震災では火葬能力を超える数の死亡者が発生したため、災害救助法の例外的措置として遺体の引き取りと火葬場の手配や搬送等をやむを得ず遺族に依頼したが、遺族が火葬を直接予約するケースでは、遺族と自治体との間で予約の競合が起こることもあり得る。

遺族は火葬に対する知識・情報が少ないため、自治体が主体となった相談窓口の設置が望まれる。

最悪の事態では都県域を超える数万人規模の死亡者が発生し、火葬業務の事務処理が滞る可能性がある。速やかな事務処理が行われるように、国が情報を一元管理し、自治体と連携して広域的に火葬場の割り振りを行う体制（遺族の移動も考慮）の確立が望まれる。

【ポイント】

- ・ 災害時には火葬場を求めて遺族が直接火葬の予約を行うケースがみられ、複数の火葬場への予約の競合が起こる可能性がある
- ・ 遺族は火葬に対する知識・情報が少ないため混乱が起こる蓋然性が高い

5) 施設の配置に関する課題について

火葬場を所有していない自治体は、自前で火葬の対応ができないこともあり、災害時は外部の火葬支援を受け入れられないということになると、大量に発生した遺体の火葬をどうするかが大きな課題となる。東日本大震災では、宮城県内の幾つかの自治体では火葬が間に合わないということから、仮埋葬（土葬）が行われた。都内の火葬場においてもそのような状況が考えられる。

多くの死亡者が発生した場合、遺体の安置場所の確保が問題になるとともに、ライフラインが遮断されている状況が考えられる中で、遺体の搬送が重要な課題となる。そのためには、施設の分散配置が求められるとともに、大量に搬送できる手立ての確立が必要となる。

火葬場を所有していない自治体については、災害対策時の火葬をどう対応するかの検討や、多摩地域内の火葬場空白地帯への火葬場の設置の検討が急務であるとともに、民営火葬場との協力体制の構築が求められる。

【ポイント】

- ・ 火葬場を所有していない自治体は、自前で火葬の対応できないこともあり、災害時は外部の火葬支援を受ける必要があるが、遺体の安置場所の確保と搬送が大きな課題
- ・ 火葬場の分散配置が必要で、多摩地域内の火葬場空白地帯への火葬場の設置の検討が急務

コラム3 世界の国の火葬率

イギリス火葬協会（The Cremation Society of Great Britain 以下火葬協会）は1874年に創立されて以来、火葬の普及と社会貢献を旨としており、葬儀オンブズマン制度と協力して情報公開などの促進を図っている。加盟している団体から、毎年その国の火葬状況のデータを収集し、公表している。火葬を推奨する団体のため、世界の国の状況が網羅されているわけではなく、イスラム圏の国は加盟している国は少ない。

2012年については73カ国の状況が示されている。死亡者数と火葬数及び火葬率の他に、火葬場数が示されているが、国によっては全てのデータが示されているものではない。

1998年、2005年、2012年と2012年の火葬場数と火葬率のデータを以下の表に示した。

表 主な宗派別にみた国と火葬状況について

	2012年		2010年		2005年		1998年	
	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)
主なカトリック圏								
オーストリア	11	35.3	11	29.9	10	23.7	10	18.1
ベルギー	13	53.0*1	12	48.6	10	42.2	10	31.0
チェコ	27	78.9	27	80.9	27	78.4	27	76.2
フランス	152	32.5	141	30.1	111	25.0	74	14.9
スペイン	132		132		109	17.8*1	54	10.9
イタリア	58	16.6	57	13.9	37	8.5	33	4.1
ポルトガル	4	51.0	4	53.5	4	36.7	2	11.0
主なプロテスタント圏								
カナダ	-	63.2*1	-		155	56.0*2	132	
アメリカ合衆国	2,113	43.2	2,113	40.6	1,877	32.3*1	1,366	23.8
スウェーデン	66	77.9	66	76.9	69	73.8	72	67.8
ノルウェー	24	37.8	28	35.7	36	34.0	42	31.0
デンマーク	27	78.2	32	77.3	32	73.8	32	71.1
フィンランド	22	44.0	22	41.5	21	33.6	20	24.0
ドイツ	154		152	59.2*1	140		113	39.1
イギリス	265	74.3	256	73.2	245	72.4	238	71.4
スイス	28	79.0	28	84.5	27	76.4	26	68.0
オランダ	72	59.3	68	56.9	59	51.9	54	48.2
主な正教圏								
ブルガリア	1		1	5.1*2	1	4.7	1	
ルーマニア	3	0.3	2	0.3	2		2	
ロシア	16	48.3	15	37.2				
主なイスラム圏								
インドネシア	7		7		7		7	
マレーシア連邦	7		7		7		7	
主な仏教圏								
日本	1,519*2	99.9	1,545*2	99.9	1,600*2	99.7	2,032*2	98.4
タイ	2,077		2,077	80.0	303		303	
スリランカ	45		32		18		13	
主な儒教・道教圏								
中華人民共和国	1,745	49.5	1,724	49.0	1,515	52.7	1,310	39.6

*1 暫定値 *2 恒常的稼働火葬場数

「世界の宗教と教典・総解説」（自由国民社 1991）イギリス火葬協会の資料をもとに作成

2012年のデータを見ると、1998年と比べ火葬率は全体的に上昇しており、世界的に火葬化が進んでいるといえる。火葬率は日本が圧倒的に高く99.9%、次いで台湾の90.4%、スロベニアが81.1%、タイが80.0%、スイスが79.0%、チェコが78.9%、スウェーデンが77.9%、イギリスが74.3%であった。プロテスタント圏では70%を超えている国が増えているが、カトリック圏の国でも火葬が増加しており、フランスの火葬率は1998年の14.9%から2012年には32.5%、イタリアは1998年の4.8%から2012年には16.6%となり、カトリック圏でも火葬が受け入れられつつあった。他に表に掲載されていない国で、火葬率が高いのは、香港の88.9%、スロベニアの74.9%、ニュージーランドの72.0%となっている。韓国は65.0%であった。インドの火葬率は示されていないが、イスラム教徒が1割強となっており、子供と聖人は火葬をしない。また薪を買えない人はそのまま遺体を川に流すため、火葬率は70~80%程度と予測される。

第6章 多摩・島しょ地域における必要とされる 火葬炉数と火葬場配置について

1. 今後の葬儀の動向について
2. 火葬場の運営方針とサービス内容の検討について
3. 将来の死亡者数の予測について
4. 必要とされる施設の内容と火葬炉数について
5. 火葬場配置の考え方について

第6章 多摩・島しょ地域における必要とされる火葬炉数と火葬場配置について

1. 今後の葬儀の動向について

今後の葬儀の動向について把握するため、葬祭ビジネスに関する情報誌を発行している、株式会社総合ユニコムの「月刊フューネラルビジネス」編集長と、葬儀式場と遺体保管施設のラステル新横浜を手掛けるニチリョクのラステル事業部の部長にヒアリングを行った。

会葬者の人数の減少など葬儀の小規模化は増々進むものと思われる。直葬の増加だけでなく、遺族が立ち会わない、葬祭業者だけで火葬を行うケースが増えている。遺族が立ち会う場合でも、DIY型（DO IT YOURSELF）葬儀（セルフ葬）などのように、葬祭業者を使わず遺族自身が作り上げる葬儀への希望がみられるようになった。

火葬場の調査や現在の葬儀状況、ヒアリング結果をもとに整理を行うと、今後の葬儀の方向性や火葬の状況は、次のようになると予測される。

①直葬や葬祭業者に頼らない葬儀の増加

- ・従来の会葬者が参列するようないわゆる一般葬は減少し、家族葬や直葬が増えている。葬儀自体が無くなることはないが、家族形態の変化から直葬が更に増えるものと予測される。
- ・会葬者の減少により葬儀の小規模化が進んでいる。世帯人数が減っていることもあり会葬者は更に減少するものと思われ、葬儀の単価の下落にもつながっていく。
- ・終活ブームなどの情報がインターネット上に溢れ、葬祭業者をインターネットで検索し値段だけで業者を決めるなど、安易な考えで葬祭業者を決める遺族が増えている。葬儀依頼をインターネットで行い、メールでのやり取りだけで打合せを済ませるなど、葬儀の発注形態が変わってきている。更にこのような葬儀の依頼が増えるものと思われる。
- ・葬儀に費用をかけたくなく、柩の搬送を含め葬祭業者を使わないで葬儀を行いたい、といった遺族が増えている。
- ・葬儀単価の下落は今後も続くものと思われ、経験が少ない若い人やパート勤務者が就労者として増えるなど、葬儀知識が少ない人が葬儀に対応することになり、火葬の進行にも影響が生じている。
- ・介護施設等で亡くなる人が非常に多くなっている。家族の面会が無い場合は、家族が葬儀を行うことはなく、施設の入居者を集めてお別れ会を行う人が増えている。介護施設等から出棺される場合は自宅へ戻って改めて通夜、葬儀・告別式を行うことはしない。

【ポイント】

- ・家族葬や直葬が増加しているが、直葬がますます増加するものと思われる
- ・葬儀単価の下落と共に、値段だけで葬祭業者を決める遺族が増える
- ・葬儀に費用をかけたくないだけでなく葬祭業者に葬儀を依頼しないで葬儀を済ませたい遺族が増える

②直葬の増加により増える火葬場の運営トラブル

- ・直葬の増加、葬儀単価の下落やメールでのやり取りの増加に伴い、葬儀の打合せ不足などが発生し、葬祭業者へのクレームだけでなく、到着が遅れるなど火葬場でのトラブルが増える。

- ・事前に葬儀の打合せをほとんどせずに、柩とは別に遺族が火葬場に直接集合する直葬がみられる。柩が火葬場に到着していても遺族の到着が遅れ、火葬の執行に影響がでる。
- ・直葬の増加もあり火葬場内で読経や柩へのお花入れなどの希望が増えている。火葬場は公共施設であるという自覚がなく、時間にルーズな遺族が増え、火葬場の運営スケジュールにも影響がでる。
- ・介護施設等から出棺して葬祭業者へ火葬を頼み、遺族が同席しない家族葬も増えている。葬祭業者のみが立ち会う火葬が増加する。

【ポイント】

- ・直葬の増加もあり火葬場内で読経や柩へのお花入れなどの希望が増え、火葬場の運営スケジュールへの影響がみられる
- ・遺族が同席しない家族葬もみられ、葬祭業者のみが立ち会う火葬が増加する

③増える火葬場への要求と求められるトラブル防止対策

葬儀の簡素化と小規模化が更に進むことになる。葬儀の多様化や直葬の増加、更には葬祭業者のみの火葬への対応など、火葬場への要求事項が増えている。火葬場は公共施設という意識が薄れ、自己中心的な遺族も増えている。火葬場としてどこまで対応するのか、トラブルの防止対策が望まれる。

2. 火葬場の運営方針とサービス内容の検討について

1) 多摩地域における葬儀の流れと火葬場の運営の考え方について

多摩地域の一般的な葬儀の流れは図 15 の通りとなっている。



図 15 多摩地域における一般的な葬儀の流れ

法律上、火葬は亡くなってから 24 時間が経過しないと行うことはできないことになっており、早くても亡くなった翌日からしか火葬ができない。

多摩地域では葬儀・告別式を行ってからその日のうちに火葬を行うため、どうしても火葬が 11 時から 13 時に集中するケースが多い。火葬の予約もその時間帯から埋まっていくことになる。

葬儀の簡素化がみられるものの、柩が火葬炉に納まるのを近くで見送りたいという遺族の希望は依然強い。焼骨に対するこだわりも持っており、拾骨を行うことが日本の火葬の特色である。

火葬場での会葬者の様子を見ると、全員が柩を火葬炉に納める炉の近くに集まり、その瞬間を確認したいことが明らかである。火葬炉の数が多い場合、運営の効率を考えると同じ時に数組がかち合うことも避けられなくなる。しかし運営側もそのことを気にして、比較的大規模な施設でも炉前ホールには一組しか入れないように配慮しているところもある。このことは、柩が火葬炉に納まるのを見届ける見送り行為が、故人との最後のお別れとして大切な行為として認識されていることを示しているものと思われる。

調査した火葬場では同じ空間に複数組の会葬者が入らないように、他の会葬者に気兼ねなくお別れできるように儀式的個別化を図っているといった運営が多く、決められたタイムスケジュールの中でも出来る限りゆっくりとお別れができるようにするなど会葬者への配慮がなされている。

直葬の場合は、通夜、葬儀・告別式が省かれ火葬のみが行われる。葬儀・告別式を行わない分、火葬場で少しでもゆっくりとお別れしたいという考えがみられる。混雑する時間帯を避けて火葬予約が行われるが、その場合でも火葬場への移動の時間を考えると、午前 9 時台の早い時間や午後 3 時以降の遅い時間帯は避ける傾向がある。もし仮に希望が少ない時間帯の火葬料金を割り引いたりすれば、その時間帯の希望が増えるかもしれないが、現在はそのような料金形態となっておらず、ある一定の時間帯に集中してしまう。

民営の火葬場では経営上の問題から、効率を優先せざるを得ない部分があるが、公営火葬場では、福祉政策での観点の運営が図られ、効率化を優先した流れ作業的な運営はなじまない。いず

れにしても火葬場には、遺族の心情に配慮した運営が求められている。

2) 火葬炉の回転数の考え方について

現在の火葬の受入れ状況と稼働率及び現在の火葬炉数での受入れ可能件数の想定を表 17 に示した。

表 17 現在の火葬の受入れ状況と稼働率及び現在の火葬炉数での受入れ可能件数の想定

地域	火葬場名	現在の受入れ状況(H25年度)											現状の炉数での状況別の受入れ可能件数の想定(件)		
		火葬炉数(基)	1日の受入れ数(件)	年間の開業日数(日)	1年間の稼働日数(日)	年間受入れ総火葬件数(件)	年間火葬件数(件)	年間稼働率(%)	圏域内(住民)火葬件数(件)	圏域外(住民以外)火葬件数(件)	圏域外の割合(%)	多摩地区内の火葬件数(件)	運営に余裕を持たせた時の受入れ可能数	運営にやや余裕を持たせた時の受入れ可能数	運営効率を高めた時の受入れ可能数
			※最大受入れ数			※1年間に受入れ可能な件数	※死胎児・身体を除く件数		※民間多摩地区件数				1炉1回転	1炉1.5回転	1炉2回転
多摩地域	府中の森市民聖苑	6	7	344	344	2,408	1,779	73.9%	1,779	0	0.0%	1,779	6	9.0	12
	立川聖苑	7	17	304	304	5,168	3,705	71.7%	2,776	929	25.1%	852	7	10.5	14
	ひので斎場	3	8	302	302	2,416	1,341	55.5%	1,218	123	9.2%	49	3	4.5	6
	南多摩斎場	12	17	302	302	5,134	4,959	96.6%	4,694	265	5.3%	不明	12	18.0	24
	八王子市火葬場	8	17	303	303	5,151	4,315	83.8%	3,810	505	11.7%	217	8	12.0	16
	日野市営火葬場	3	5	296	296	1,480	894	60.4%	805	89	10.0%	不明	3	4.5	6
	瑞穂斎場	8	14	307	307	4,298	3,287	76.5%	3,161	126	3.8%	84	8	12.0	16
	青梅市火葬場	4	10	303	303	3,030	1,428	47.1%	1,292	136	9.5%	不明	4	6.0	8
	多磨葬祭場	14	60	301	301	18,060	11,537	63.9%	9,460	2,077	18.0%	-	14	21.0	28
	大島町火葬場	2	2	299	98	598	129	21.6%	127	2	1.6%	1	2	3.0	4
島しょ地域	新島村火葬場	1	2	365	30	730	30	4.1%	28	2	6.7%	-	1	1.5	2
	式根島村火葬場	1	2	365	5	730	5	0.7%	4	1	20.0%	-	1	1.5	2
	神津島火葬場	1	2	365	25	730	26	3.6%	26	0	0.0%	0	1	1.5	2
	八丈町火葬場	2	3	365	100	1,095	127	11.6%	127	0	0.0%	0	2	3.0	4
	三宅村火葬場	2	2	365	22	730	21	2.9%	21	0	0.0%	0	2	3.0	4
	父島火葬場	1	2	365	5	730	5	0.7%	4	1	20.0%	0	1	1.5	2
	母島火葬場	1	2	365	1	730	1	0.1%	1	0	0.0%	0	1	1.5	2

火葬を希望する時間は葬儀の流れと関係があり一定の時間に集中している。そのため公営の火葬場の場合、全国的には火葬炉 1 炉当たりの回転数は 1 回転程度となっているケースが多い。多摩地域においては、そのような余裕がある運営をしている火葬場は少なく、1 炉当たり 2 回転として運営スケジュールを組むなど火葬炉の回転率は高くなっており、現状でも火葬が集中する希望の時間での予約は取りにくくなってきている。

それでも火葬炉の稼働率〔1年間の火葬数の合計÷(1日の火葬受入れ数×火葬場の開業日数)〕が南多摩斎場と八王子市斎場では特に高くなっており、南多摩斎場の稼働率が 96.6%、八王子市斎場の稼働率が 83.8%となっている。稼働率が高い上に圏域外住民の利用の割合が多いのが立川聖苑で利用率は 25.1%であった。

公営火葬場では火葬炉の火葬受入れ間隔を 2 時間から 3 時間サイクルで行う運営スケジュールが生まれ、火葬炉の回転数も多くて 2 回転程度となる。一方、民営の火葬場は公営の火葬場とは火葬炉の形式が異なり、火葬炉を 1 時間サイクルで回転させ、火葬炉 1 炉当たり 7 回転が可能な運営スケジュールを組んでいる。公営の火葬場では民営の火葬場とは火葬炉の回転数も含めて運営に関する考えが大きく異なる。

表 17 では現在の火葬炉数をもとに火葬炉の回転数別の受入れ数を算出しているが、現在のサービス内容を維持しようとした場合は、算出通りには受入れ数を増やすことはできない。火葬炉がどれだけ稼働できるかは火葬場の平面構成が大きく影響する。火葬炉が 2 回転することが可能な火葬

場もあれば、1 回転程度しか稼働させない（稼働できない）火葬場もみられる。同じ空間に多くの会葬者を入れたり、会葬者の人数、読経や焼香を禁止するなど葬送行為を制限すれば、火葬炉の回転数を上げることも可能となるが、他の会葬者に気兼ねなくお別れが出来なくなることに對する会葬者の不満は高くなる。火葬炉が 4 基の場合の例を示す。

ケース 1 1 日 4 件で同時進行なし [1 回転パターン]

火葬炉 4 基で 10 時から 1 時間に 1 件ずつ、計 1 日 4 件の火葬を行った場合のタイムスケジュール例を図 16 に示した。

火葬炉は 1 炉 1 回転しかしないため、火葬の受入や火葬の準備片付など運営に余裕がみられる。

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
1	1				① 告別	火葬	冷却	拾骨片付												
2						② 告別	火葬	冷却	拾骨片付											
3								③ 告別	火葬	冷却	拾骨片付									
4										④ 告別	火葬	冷却	拾骨片付							

図 16 1 日 4 件で同時進行なしの場合のタイムスケジュール例 [1 回転パターン]

ケース 2 1 日 6 件で同時進行なし [1.5 回転パターン]

火葬炉 4 基で 10 時から 1 時間に 1 件ずつ、計 1 日 6 件の火葬を行った場合のタイムスケジュール例を図 17 に示した。

火葬炉 4 基のうち 2 基が 2 回転となる（1 炉 1.5 回転）が、受入れ間隔も充分あり火葬の受入や火葬の準備片付など運営には余裕がみられるが、火葬終了の時間が遅くなってしまふ。

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
1	1				① 告別	火葬	冷却	拾骨準備					⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付				
2						② 告別	火葬	冷却	拾骨準備					⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨片付			
3								③ 告別	火葬	冷却	拾骨片付									
4										④ 告別	火葬	冷却	拾骨片付							

図 17 1 日 6 件で同時進行なしの場合のタイムスケジュール例 [1.5 回転パターン]

ケース 3 1 日 8 件で同時進行なし（運営時間延長あり）[2 回転パターン A]

火葬炉 4 基で 1 時間に 1 件ずつ、計 1 日 8 件の火葬を行った場合のタイムスケジュール例を図 18 に示した。

火葬炉 4 基の全てが 2 回転となる。1 時間間隔の受入とすると、受入れ間隔も充分あり火葬の受入や火葬の準備片付など運営には余裕がみられるが、火葬開始を 9 時に早める必要があり、火葬終了の時間も遅くなってしまふ。運営時間の延長が必要となってしまふ。12 時前後の火葬の希望が多い場合は、希望の時間の火葬予約が取れにくくなり、火葬待ちが発生したり、希望の時間が取れないことによる遺族の不満が高まる。

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
1	1		① 告別	火葬	冷却	拾骨準備				⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付							
2				② 告別	火葬	冷却	拾骨準備					⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨片付					
3						③ 告別	火葬	冷却	拾骨準備						⑦ 告別	火葬	冷却	拾骨片付		
4									④ 告別	火葬	冷却	拾骨準備					⑧ 告別	火葬	冷却	拾骨片付

図 18 1日8件で同時進行なしの場合のタイムスケジュール例（運営時間延長あり）〔2回転パターンA〕

ケース4 1日8件で同時進行2件まで（運営時間延長なし）〔2回転パターンB〕

火葬炉4基で1時間間隔に計1日8件の火葬を行った場合のタイムスケジュール例を図19に示した。

火葬炉4基の全てが2回転となる。開始時間を早めたり終了時間が遅くなったりしないように12時と13時に2件同時の受入れを認めるものとする。12時と13時については前の火葬が終わってから次の火葬までの準備期間が短くなり、同時受付が発生することにより、火葬場への到着や告別と拾骨が重なってしまうことになるなど、会葬者の輻輳が増えることになり、火葬場内の葬送の進行に影響がでてくる。読経や焼香の時間を短くするなど告別や拾骨に何らかの制限が必要になってくる。12時前後の火葬の受入枠が増えることにより、希望の時間の予約が取りやすくなるが、同時に多くの会葬者の対応が必要になるなど運営には余裕が無くなる。また職員の数を増やす必要が出てくる。

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
1	1			① 告別	火葬	冷却	拾骨準備	③ 告別	火葬	冷却	拾骨片付									
2					② 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付								
3							④ 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑦ 告別	火葬	冷却	拾骨片付						
4									⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑧ 告別	火葬	冷却	拾骨片付				

図 19 1日8件で同時進行ありの場合のタイムスケジュール例（運営時間延長なし）〔2回転パターンB〕

3) 火葬炉の回転数と運営スケジュールとの関係

火葬の受入数を増やす場合、火葬炉数を増やすことができなければ火葬炉の回転数を上げる必要があるが、回転数を上げるにつれて窮屈な運営スケジュールとならざるを得ない。

多くの遺族が希望する時間に火葬予約を行い、ゆったりとしたお別れができるようにすると、火葬炉1炉当たり1回転程度となる。島しょ地域の火葬場では火葬数が少ないので問題とならないが、多摩地域の火葬場は既に火葬炉を2回転するような運営スケジュールも組まれている。

それでも火葬待ちが発生し、火葬炉数が足りないということであれば、火葬場内で輻輳する割合が更に増えることになり、会葬者の人数や葬送行為を制限するなどしてより運営効率を高め、火葬炉の回転数を上げる必要が出てくる。

3. 将来の死亡者数の予測について

1) 将来の死亡者数の予測について

平成 22 年度の国勢調査をもとにした日本の将来推計人口の推計結果が、人口問題研究所から公表されている。ここでは日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）をもとに、各市町村の死亡者数の推計を行っており、平成 27 年から 5 年ごとの推計結果が出されている。各市町村の男女別・5 歳年齢階級別の 5 年後の生存率も公表されている。

算出方法は、人口推計で用いられた各市町村の男女別・5 歳年齢階級別生残率を基に、死亡率 = (1 - 生残率) とし、これを男女別・5 歳年齢階級別人口に乗じて、死亡者数を算定し集計した。

火葬場ごとにまとめた各市町村の推計結果を表 18 に示した。

表 18 各市町村の死亡者数の推計結果

地域	火葬場名	市町村名	現状の統計データ		死亡者推計 *赤字…市町村別死亡者ピーク						
			対象人口	2013年市町村別死亡者数・火葬数 (東京都DT)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	死亡者数増加率 (2013年→2035年)	
多摩地域	府中の森市民聖苑	府中市	254,512	1,988	2,548	2,749	2,915	3,045	3,061	1.53	
	立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	366,173	3,071	4,264	4,612	4,875	5,021	4,951	1.63	
		立川市	179,070	1,565	2,167	2,368	2,516	2,572	2,507	1.64	
		国立市	74,432	548	808	869	921	973	995	1.78	
		昭島市	112,671	958	1,289	1,375	1,438	1,476	1,449	1.54	
	ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	106,876	1,297	1,588	1,652	1,689	1,664	1,572	1.28	
		あきる野市	81,833	834	1,099	1,171	1,216	1,212	1,159	1.45	
		日の出町	16,936	246	299	309	315	307	284	1.25	
		奥多摩町	5,541	145	131	118	108	97	85	0.67	
		檜原村	2,392	72	59	54	50	48	44	0.67	
	南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	844,943	6,593	9,565	10,577	11,285	11,636	11,397	1.76	
		町田市	426,336	3,372	4,907	5,396	5,712	5,851	5,733	1.74	
		多摩市	147,564	1,134	1,696	1,915	2,079	2,158	2,074	1.90	
		稲城市	86,296	541	852	960	1,047	1,109	1,123	2.05	
		八王子市(案分2割)利用割合から	112,581	995	1,317	1,443	1,537	1,590	1,561	1.60	
		日野市(案分4割)利用割合から	72,166	551	793	862	909	928	906	1.68	
	八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	450,324	3,980	5,267	5,774	6,150	6,359	6,242	1.60	
	日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	108,248	827	1,190	1,294	1,364	1,393	1,360	1.68	
	瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	371,168	3,147	4,320	4,718	4,990	5,104	4,946	1.62	
		瑞穂町	33,772	303	417	448	469	479	460	1.58	
		福生市	58,643	582	713	747	773	788	776	1.35	
		羽村市	56,656	481	654	722	762	780	764	1.62	
		武蔵村山市	72,037	556	808	877	912	905	858	1.63	
		(埼玉県入間市)	150,060	1,225	1,728	1,924	2,074	2,152	2,088	1.76	
	青梅市火葬場	青梅市	137,251	1,642	1,833	1,935	2,010	2,026	1,962	1.23	
	多摩葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-	-	
		火葬場を所有していない自治体の合計	1,672,791	13,260	18,416	19,668	20,565	21,313	21,190	1.61	
		武蔵野市	142,108	1,192	1,462	1,531	1,608	1,694	1,688	1.42	
		三鷹市	181,322	1,425	1,852	2,006	2,148	2,282	2,297	1.60	
		調布市	220,703	1,569	2,316	2,486	2,623	2,741	2,755	1.75	
		狛江市	78,783	588	912	974	1,010	1,030	1,005	1.75	
		小金井市	117,272	800	1,239	1,326	1,414	1,501	1,521	1.88	
		小平市	186,679	1,509	2,049	2,190	2,282	2,357	2,353	1.56	
		東村山市	151,673	1,358	1,860	1,968	2,030	2,083	2,076	1.53	
		国分寺市	119,437	787	1,228	1,319	1,386	1,466	1,479	1.86	
		東大和市	85,998	644	998	1,089	1,138	1,157	1,119	1.80	
		清瀬市	74,295	991	945	993	1,003	999	967	1.01	
		東久留米市	116,535	891	1,415	1,523	1,565	1,560	1,485	1.75	
		西東京市	197,986	1,506	2,140	2,263	2,358	2,443	2,445	1.62	
	島しょ地域	大島町火葬場	大島町	8,289	134	135	132	130	124	113	0.93
		新島村火葬場	新島村	2,920	34	50	47	45	43	40	1.26
		式根島村火葬場	新島村式根島支所		34						新島村を含む
		神津島火葬場	神津島村	1,930	59	28	27	27	27	26	0.46
		八丈町火葬場	八丈町	7,935	126	141	135	131	126	114	1.00
		三宅村火葬場	三宅村	2,767	21	50	46	43	40	37	1.90
父島火葬場		小笠原村	2,100	7	21	24	27	30	31	4.29	
母島火葬場		小笠原村母島支所	480	7						父島を含む	
		利島村	168	3	4	4	5	5	5	1.67	
		御蔵島村	296	0	3	3	4	4	4	-	
	青ヶ島村	171	0	2	2	2	2	2	-		

2) 将来の死亡者数の状況について

多摩地域の状況をみると、死亡者数が減少するのは奥多摩町と檜原村のみである。清瀬市はあまり差が見られないが、それ以外の自治体では、大幅な死亡者数の増加が見込まれる。特に稲城市が2040年（平成52年）に2013年（平成25年）の2.05倍、多摩市が2035年（平成47年）に1.90倍と、それぞれ現在の2倍前後になり、かなりの死亡者数の増加となっている。

火葬場ごとに死亡者数の変化をみてみる。南多摩斎場については、八王子市と日野市における、現在の利用の割合に応じて按分し、火葬場ごとの死亡者数の推計を行った。多摩地域全体のピークは2035年（平成47年）となる。

火葬場ごとに2013年（平成25年）と比較した増加率をみてみる。

府中の森市民聖苑	1.53倍	2040年（平成52年）がピーク
立川聖苑	1.63倍	2035年（平成47年）がピーク
ひので斎場	1.28倍	2030年（平成42年）がピーク（他より早い）
南多摩斎場	1.76倍	2035年（平成47年）がピーク
八王子市斎場	1.60倍	2035年（平成47年）がピーク
日野市営火葬場	1.68倍	2035年（平成47年）がピーク
瑞穂斎場	1.62倍	2035年（平成47年）がピーク
青梅市火葬場	1.23倍	2035年（平成47年）がピーク

現状でも火葬待ちが生じ、稼働率が高い火葬場がある中で、多摩地域全体で死亡数の大幅な増加が見込まれており、このまま火葬場の整備が進まなければ、現状のサービス形態を維持することはできなくなることが予想できる。それ以上に、現状でも火葬待ちの日数が生じている火葬場では、更なる火葬待ちが発生するだけでなく、火葬自体が追いつかない可能性が出てくる。

火葬場を所有していない12市についてみると次の通りであった。

12市合計	1.61倍	2035年（平成47年）がピーク
-------	-------	------------------

火葬場を所有していない自治体でも死亡者数はかなり増えると推計され、既存の火葬場も運営の余裕が無くなることから、このまま火葬場の整備が進まなければ、火葬場を求めて漂流する遺族が発生する可能性がかなり高くなる。

島しょ地域においては、もともと火葬件数が少なく火葬能力に余裕があるため、死亡者数の変動による、火葬場への影響は少ないものと思われる。

4. 必要とされる施設の内容と火葬炉数について

1) 火葬炉数の算出の考え方

①火葬炉数の算定の考え方

火葬場は重要な生活に関わる都市施設として都市計画決定の対象施設に位置付けられているにもかかわらず、その建設、運営は地方自治体に任されており、国からの施設整備に関する直接の補助金はない。そのため、施設内容、建築、設備、火葬炉設備について、全く基準のない施設である。一般的に火葬場の規模は、火葬炉数で表現されている。都市計画決定の内容は敷地面積と火葬炉数となっており、火葬能力が重要な決定内容となっている。

各自治体は独自に人口予測を行い、将来の死亡者数を基に定めた運営方針から必要な火葬炉数を導き出すことになるが、基準となる正式な火葬炉数の算定式がないのが現状である。

火葬能力は火葬炉数と火葬炉の回転数がもとなる。火葬炉の回転数を増やせば、少ない火葬炉数でも火葬能力を増やすことが可能であるが、希望する火葬の時間帯は葬送行為と関係があるとともに、火葬場の平面構成が影響し火葬場内での葬送行為がスムーズに行えなければ、火葬炉数を増やしても、実際の火葬能力は増えないことになる。

火葬場建設時にあらかじめ火葬炉の増設スペースが設置されていて、そこに火葬炉を増設したとしても、間取り上対応できなければ火葬受入件数は増えないこともある。

火葬炉数の算定方法は、一般的に次のように求められる。火葬炉数算出のフローを図 20 に示した。

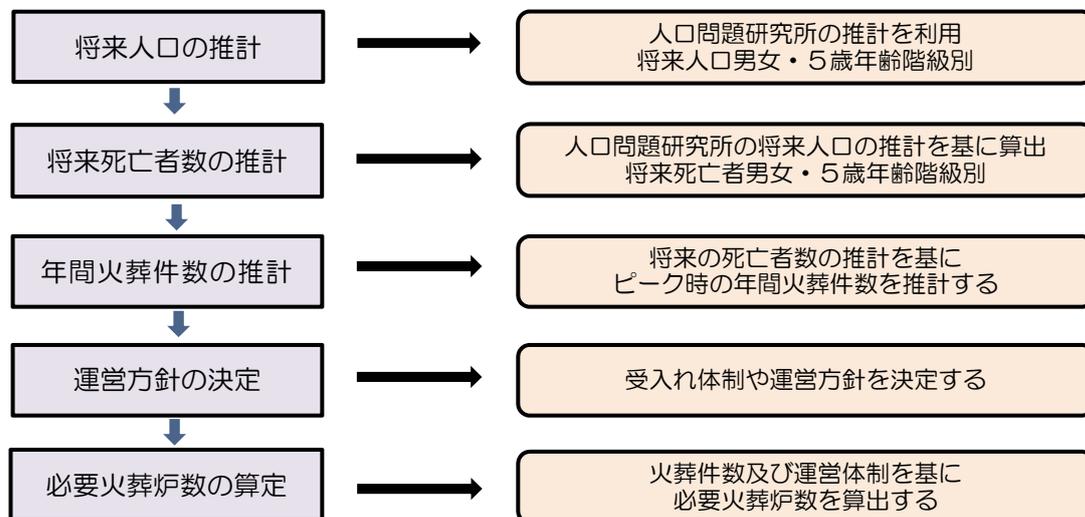


図 20 火葬炉数算出のフロー

②希望の時間帯での受入火葬数の決定

希望の時間にどれくらい火葬を行うのかについては、特定の時間帯にどれだけ火葬が行われているかを把握し、想定した火葬件数をもとに運営方針を決める必要がある。希望する火葬時間は葬儀の流れが大きく影響するため、当該地域の葬儀の流れを把握する必要がある。

既存施設がある場合は、現状の葬儀の流れを含めた火葬状況の分析が重要となる。火葬の状況を把握するために、次のデータ分析を行う。

- 1) 過去1年間の火葬記録をもとに、日別及び受付時間別に整理を行う。
- 2) 整理したデータをもとに、休日などを反映させ火葬の集中日や集中時間を把握する。
- 3) 火葬の分布を求めるとともに、分布する要素を整理する。

希望する時間帯にどれだけ火葬を行うかについては、運営方針に基づく。希望する全ての火葬を受入れようとする、最終的に算出される火葬炉数は多くなる。受入数を少なくすれば、火葬炉数は少なくなるが、遺族の希望の時間に火葬ができなくなるか、待ち日数が増える蓋然性が高くなる。火葬受入数の決定は次のように行う。

- 1) 将来の人口予測をもとに死亡者数を推計し、過去の運営状況を反映させ、1日当たりの火葬件数と火葬の集中状況を求める。
- 2) 算出された1日当たりの火葬数に対して、1日で全て対応するのか、分散をさせるのかをもとに、1日当たりどれだけの火葬を受入れるかを定める。

③火葬炉の運転間隔の決定

火葬炉の運転間隔をどうするかは、火葬炉の回転数に大きな影響を与える。

一般的な遺体の火葬時間は60分前後であるが、柩を炉に納めるに要する時間、火葬後の耐火台車の冷却時間、拾骨までの時間が追加される。さらに告別方式や柩の見送り方式、拾骨方式によっては、柩を炉に納めるまでの時間、火葬終了から次の火葬までの準備に要する時間が変動し、火葬炉の運転間隔が大きく変わることになる。

これらの時間を加味した上で、火葬炉が何回転できるかを決めなければならない。火葬炉の運転間隔は次のとおりになる。

$$\text{火葬炉運転間隔} = \text{告別時間} + \text{火葬時間} + \text{冷却時間} + \text{拾骨時間} + \text{準備時間}$$

④同時時間帯での受入数と火葬炉数の算出

同時間に遺体を何体受入れるかは、斎場の平面構成や火葬炉の回転数にも大きな影響を与える。想定した火葬受入数に対して、決定した受入時間帯と受入時間間隔を基に同時受入数を導き出し、それを基に火葬炉数の算出を行う。

しかし、火葬炉の保守点検などによる火葬の休止、遺体や遺族の到着時間の遅れによる火葬受入時間の変動が発生したり、また遺体の状況によっては火葬時間の延長による火葬炉の運転間隔へ影響したりすることが懸念される。よって算出された炉数に余裕がなければ、想定した運営スケジュール上の運営ができなくなり、予定数の火葬を行うことができなくなる。

したがって、保守点検時や受入時間の変動に対応する必要がある。保守点検時の対応では、火葬炉数を追加するかどうかの検討を行う。遺体の到着時間の遅れによる受入時間の変動に対しては、火葬炉の回転間隔に余裕を持たせるか、場合によっては同時受入数を減らす時間帯を設ける。

運転計画から必要炉数を算出することになるが、火葬の受入れ方法や火葬炉の使い方など火葬場の運営方針と密接な関係がある。

扱うことができる火葬数は、建物の間取りにも大きく影響される。想定した火葬受入数に対して、受入れる時間帯と受入時間の間隔から同時時間帯での受入数を導き出す。そして同時受入数に対応させるように、平面計画を行うことになる。

2) 平時の必要火葬炉数の算出方法と結果

①必要火葬炉数の算出方法

平時の冬場のピーク時における必要火葬炉数の算出結果を表 19 に示した。

表 19 算出した平時の冬場のピーク時における必要火葬炉数

地域	火葬場名	市町村名	現在の受入れ状況		死亡者数ピーク時(冬場)における条件別の必要炉数(基) ※炉数小数点以下切上、火葬数は小数点第3位を切上						
			火葬炉数(基)	1日の受入数(件)	ピーク時の現在と同じサービス内容の場合の必要火葬炉数	冬場の増加率を考慮した1日当たりの平均火葬数(2割増)(件)	1炉1回転とした場合の必要火葬炉数	1炉1.5回転とした場合の必要火葬炉数	1炉2回転とした場合の必要火葬炉数	1炉3回転とした場合の必要火葬炉数	
			最大受入数	ピーク時火葬炉数	冬場ピーク時火葬数	冬場1炉1回転	冬場1炉1.5回転	冬場1炉2回転	冬場1炉3回転		
多摩地域	府中の森市民聖苑	府中市	6	7	10	10.82	11	8	6	4	
	立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	7	17	12	19.82	20	14	10	7	
	ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	3	8	4	6.61	7	5	4	3	
	南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	12	17	22	46.24	47	31	24	16	
	八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	8	17	13	25.18	26	17	13	9	
	日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	3	5	6	5.65	6	4	3	2	
	瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市・入間市	8	14	13	19.95	20	14	10	7	
	青梅市火葬場	青梅市	4	10	5	8.02	9	6	5	3	
	多摩葬祭場	民営火葬場	14	60	23	84.97	85	57	43	29	
	火葬場を所有していない自治体計		火葬場を所有していない自治体の合計				84.69	85	57	43	29
			武蔵野市				6.73	7	5	4	3
			三鷹市				9.07	10	7	5	4
			調布市				10.89	11	8	6	4
			狛江市				4.09	5	3	3	2
			小金井市				5.96	6	4	3	2
			小平市				9.37	10	7	5	4
			東村山市				8.28	9	6	5	3
			国分寺市				5.83	6	4	3	2
			東大和市				4.60	5	4	3	2
			清瀬市				3.97	4	3	2	2
	東久留米市				6.20	7	5	4	3		
	西東京市				9.71	10	7	5	4		
島しょ地域	大島町火葬場	大島町	2	2	2	0.50	1	1	1	1	
	新島村火葬場	新島村	1	2	1	0.14	1	1	1	1	
	式根島村火葬場	新島村式根島支所	1	2	1	新島村に含む	1	1	1	1	
	神津島火葬場	神津島村	1	2	1	0.09	1	1	1	1	
	八丈町火葬場	八丈町	2	3	2	0.41	1	1	1	1	
	三宅村火葬場	三宅村	2	2	2	0.13	1	1	1	1	
	父島火葬場	小笠原村	1	2	1	0.10	1	1	1	1	
	母島火葬場	小笠原村母島支所	1	2	1	父島に含む	1	1	1	1	
	火葬場を所有していない自治体計	利島村 御蔵島村 青ヶ島村									

必要火葬炉数の算出は次のように行った。

(1) 現在と同じサービスを維持した場合の必要火葬炉数の算出

将来の死亡者数の増加に合わせて、必要な火葬炉数の算出を行った。サービス内容は現状を維持するものとし、現在の火葬炉数に対して、死亡者数の増加率に合わせて導き出した。

$$\text{現在の火葬炉数} \times \text{死亡者数の増加率} = \text{必要火葬炉数}$$

(2) 死亡者数と火葬炉の回転を基にした必要火葬炉数の算出

死亡者数を推計し、年間の火葬場の稼働日数を基に1日当たりの火葬件数を導き出し、火葬炉

の回転数を基に、必要火葬炉数を算出した。冬場は死亡者数が増えるため、全体の平均の2割増しと算出を行った。現在の施設の内容やサービス内容は無視し、単純に火葬炉を何回転できるかによって導き出した。火葬場を所有している場合は、現在の稼働日数とし、火葬場を所有していない自治体は、正月と友引を休むものとし、稼働日は302日とした。

$$\begin{aligned} \text{ピーク時死亡者数} \div \text{火葬場稼働日数} &= \text{1日当たりの平均火葬数} \\ \text{1日当たりの平均火葬数} \div \text{火葬炉の回転数} &= \text{必要火葬炉数} \end{aligned}$$

②現在と同じサービス内容とした場合の必要火葬炉数

現在と同じサービス内容とした場合、島しょ地域を除き、多摩地域の全ての火葬場で火葬炉数が現在より多く必要となってくる。

ピーク時の必要炉数は南多摩斎場では、現在の12基の2倍近くの22基が必要となり、八王子市斎場と瑞穂斎場は現在の8基に対し13基が必要となった。他には、府中の森市民聖苑は現在の6基に対し10基、立川聖苑は現在の7基に対し12基、ひので斎場は現在の3基に対し4基、日野市営火葬場は現在の3基に対し6基、青梅市火葬場は現在の4基に対し5基が必要となった。

民営の多磨葬祭場では、現在14基となっているが23基が必要となる計算である。

③死亡者数と火葬炉の回転数をもとにした必要火葬炉数の算出結果

現在の施設とは関係なく、それぞれが運営方針を定めピーク時に対応した火葬場を計画するものとして、推計した死亡者数をもとに、火葬炉数を何回転させるかにより必要火葬炉数の算出を行った。

運営に余裕があり遺族が希望の時間での火葬が行いやすい火葬炉1炉1回転の場合、少し運営効率を高め半数の火葬炉を2回転させるようにする1炉1.5回転の場合、更に運営効率を高めて全ての火葬炉を2回転させる1炉2回転の場合、効率を最優先とする1炉3回転の場合で、それぞれ何基の火葬炉が必要となるか求めた。

参考として1日6件の火葬を1炉1回転で行った場合のタイムスケジュール例を図21に、1炉1.5回転で行った場合のタイムスケジュール例を図22に、1炉2回転で行った場合のタイムスケジュール例を図23に示した。なお、火葬の受入時間は遺族の希望が多い11:00から13:00とした。

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
1	1						告別	火葬	冷却	拾骨片付									
2							告別	火葬	冷却	拾骨片付									
3								告別	火葬	冷却	拾骨片付								
4								告別	火葬	冷却	拾骨片付								
5											告別	火葬	冷却	拾骨片付					
6											告別	火葬	冷却	拾骨片付					

1炉1回転の場合
1日6件の火葬を行う場合は6基の火葬炉が必要となるが運営には余裕がある

図 21 1日6件の火葬を1炉1回転で行った場合のタイムスケジュール例

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
1	1						① 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付					
2							② 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨片付					
3									告別	火葬	冷却	拾骨片付							
4									告別	火葬	冷却	拾骨片付							

1 炉 1.5 回転の場合
1 日 6 件の火葬を行う場合は 4 基の火葬炉が必要となるが運営にはやや余裕がある

図 22 1 日 6 件の火葬を 1 炉 1.5 回転で行った場合のタイムスケジュール例

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
1	1						① 告別	火葬	冷却	拾骨準備	④ 告別	火葬	冷却	拾骨片付					
2							② 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付					
3							③ 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨片付					

1 炉 2 回転の場合
1 日 6 件の火葬を行う場合は 3 基の火葬炉で行うことが可能となるが、運営の余裕は少なくなる

図 23 1 日 6 件の火葬を 1 炉 2 回転で行った場合のタイムスケジュール例

同じ 1 日 6 件の火葬を行うにしても、1 炉 1 回転しかしない場合は 6 基の火葬炉で、1 炉 1.5 回転の場合は 4 基の火葬炉で、1 炉 2 回転の場合は 3 基の火葬炉で対応が出来るようになる。つまり、火葬炉の回転数を上げれば必要火葬炉数は少なくて済むようになる。火葬炉数が少なくなればなるほど、火葬を終えてから次の火葬までの準備時間が少なくなり、運営は慌ただしくなる。また、回転数が増えれば増えるほど火葬炉の補修のサイクルが短くなるとともに、火葬炉の補修を行う際は、受け入れの余裕が無くなってしまふ。火葬炉が少ない場合は火葬炉の補修費は多少高くなるが、建設費は少なくて済む。死亡者数と火葬炉の回転を基にした必要火葬炉数の算出結果について、火葬数の回転数別に以下に示す。

<火葬炉 1 炉 1 回転の場合>

火葬炉を 1 炉当たり 1 回転しかしない場合は、かなりの火葬炉数が必要となる。南多摩斎場では 47 基と巨大な火葬場が必要となり、八王子市斎場でも 26 基となった。立川聖苑及び瑞穂斎場では 20 基となった。

火葬場を所有していない自治体の合計では、合計 85 基が必要となる。調布市だけでも 11 基、三鷹市、小平市、西東京市のそれぞれで 10 基が必要となった。

死亡者数がピークとなる時期では、多摩地域において火葬炉が 1 炉 1 回転となるような運営をすると、かなりの火葬炉数が必要となり、火葬場の建物規模も大きくなるため、このような (1 炉 1 回転でしか運営できないような) 火葬場を建設して運営することは難しいといえる。

島しょ地域においては、現在の火葬炉数でも十分対応は可能である。

<火葬炉 1 炉 1.5 回転の場合>

火葬炉を 1 炉当たり 1 回転または場合によって 2 回転で運営をするということになるが、それでも現状より多くの炉数が必要となる。1 日当たりの平均であり、火葬炉 1 炉当たり 1.5 回転と

なるため、火葬が多い日などその日の状況によっては全ての火葬炉が2回転することになる。その場合にあってもかなりの混雑状況となり、現在の稼働状況より高くなるにもかかわらず、現在の2倍前後の火葬炉数が必要となる。

必要火葬炉数は南多摩斎場では31基と倍以上の火葬炉数が必要で、八王子市斎場では17基と約2倍の火葬炉数が必要となる。火葬場を所有していない自治体の合計は57基が必要となった。

<火葬炉1炉2回転の場合>

火葬炉を1炉当たり平均で1日2回転の運転をした場合で、ようやく現在の火葬炉数と差がなくなってくる。平均で2回転ということなので、状況によっては3回転の火葬炉も出てくることになる。運営にかなりの効率化が求められるようになり、現状と同様のサービス内容の提供は難しくなる。

それでも、南多摩斎場では現状の12基に対して24基が必要で、八王子市斎場も現状の8基に対して13基が必要となり、火葬炉数がかなり不足する事態となる。火葬場を所有していない自治体の合計は43基が必要となった。

<火葬炉1炉3回転の場合>

火葬炉を1炉当たり平均で1日3回転することは、民営火葬場と同様の運転状況となる。このような運転状況となって、ようやく現在の火葬炉数で対応出来る火葬場が多くなる。かなりの会葬者が輻輳することになり、告別や拾骨も短時間で終わらせたり、場合によっては簡略化したりする必要がある。火葬場の開業時間も延長する必要がでてくる。それでも南多摩斎場では16基の火葬炉が必要となる。

現在の公営火葬場の火葬炉の形式は台車式火葬炉が多く、平均2回転程度の運営を想定したものであるため、火葬炉設備の見直しが必要になってくる。

火葬場を所有していない自治体の必要火葬炉数の合計は29基となり、該当する自治体の全市民が多磨葬祭場を利用すると、現在の火葬炉数では1日当たり毎日6回転の運営が必要となる。効率優先の運営をせざるを得ない処理場的な火葬場となり、火葬炉の傷みも早く補修サイクルが短くなる。メンテナンスのために休業するような余裕もない状態となる。

④ピーク時における平時の必要火葬炉

多摩地域において、約20年後に訪れる死亡者数のピーク時にはかなりの火葬炉数が必要となる。

現在の施設は、常時火葬炉を3回転するような設備内容になっていないとともに、火葬場の平面構成を含めて受入れ側も対応出来ないような状況である。

現施設でも稼働率が100%近い火葬場がある状況の中、このまま火葬能力の増強など火葬場の整備が進まなければ、現状のサービス内容を維持するのは困難であるだけでなく、何日も火葬待ちが生じることになる。火葬場を所有していない自治体の住民は、他の自治体等既存の火葬場からの受け入れを拒否される可能性も想定される。

火葬場を所有している自治体でも、圏域内住民の火葬場が混雑しているという事もあり、民営火葬場に流れる可能性がある。場合によっては遠方の火葬場を求めて漂流する遺族も現れるような状況となり得る。また、火葬能力の向上が求められており、死亡者数の増加に対応した火葬場整備の検討を早急に進める必要がある。

3) 必要火葬炉数と災害時への対応

①大規模災害時の予測死亡者数

大規模災害時に各市町村での死亡予測数が東京都から公表されている。

数値は「東京湾北部地震」「多摩直下型地震」「元禄型関東大震災・大津波海溝型」「立川断層帯地震」について最大死亡者数（冬期の5時または18時、風速8m/S時）を用いたが、1日当たりの災害火葬数の算出に当たり、各災害時の中から最大の数値を使用した。

大規模災害時別の予測死亡者数と1日あたりの災害火葬数について表20に示した。

表20 大規模災害時別の予測死亡者数と1日あたりの災害火葬数

地域	火葬場名	市町村名	大規模災害別の予測死亡者数と1日あたりの災害火葬数								
			大規模災害別の予測死亡者数(人)				1日あたりの災害火葬数(件)				
			東京湾北部地震	多摩直下型地震	元禄型関東地震 ★大津波海溝型	立川断層帯地震	予測死亡者数を30日で火葬した場合(件)	予測死亡者数を2週間で火葬した場合(件)	予測死亡者数を1週間で火葬した場合(件)		
			①	②	③	④	1か月火葬	2週間火葬	1週間火葬		
多摩地域	府中の森市民聖苑	府中市	10	72	33	136	4.5	9.7	19.4		
	立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	6	255	78	536	17.9	38.3	76.6		
		立川市	3	126	35	265					
		国立市	2	46	12	104					
		昭島市	1	83	31	167					
	ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	6	68	33	134	4.5	9.6	19.1		
		あきる野市	5	53	23	108					
		日の出町	1	12	8	23					
		奥多摩町	0	1	0	3					
		檜原村	0	2	2	0					
	南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	90	527	711	218	23.7	50.8	101.5		
		町田市	63	267	564	24					
		多摩市	8	58	37	43					
		稲城市	13	44	23	13					
		八王子市(案分2割)利用割合から	3	95	52	55					
		日野市(案分4割)利用割合から	3	63	35	84					
	八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	11	382	206	218	12.7	27.3	54.5		
	日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	5	94	53	125	4.2	9.0	17.9		
	瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	3	116	32	403	13.4	28.8	57.6		
		瑞穂町	0	11	3	61					
		福生市	1	31	11	90					
		羽村市	1	10	6	62					
		武蔵村山市	1	48	12	137					
		埼玉県入間市	0	16	0	53					
	青梅市火葬場	青梅市	1	34	8	104	3.5	7.4	14.9		
	多摩葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-		
		火葬場を所有していない自治体の合計	223	822	250	738	27.4	58.7	117.4		
		武蔵野市	41	31	19	13	1.4	2.9	5.9		
		三鷹市	54	59	40	16	2.0	4.2	8.4		
		調布市	29	45	41	6	1.5	3.2	6.4		
		狛江市	17	17	16	1	0.6	1.2	2.4		
		小金井市	17	64	15	46	2.1	4.6	9.1		
		小平市	10	182	34	183	6.1	13.1	26.1		
		東村山市	7	104	10	81	3.5	7.4	14.9		
	国分寺市	9	111	29	187	6.2	13.4	26.7			
	東大和市	2	80	20	146	4.9	10.4	20.9			
	清瀬市	3	20	2	7	0.7	1.4	2.9			
	東久留米市	8	49	7	20	1.6	3.5	7.0			
	西東京市	26	60	17	32	2.0	4.3	8.6			

※赤字は最大値

それぞれ大規模震災によって予測される死亡者数は異なるが、立川断層帯地震で亡くなる方の予測が最も多いのが府中の森市民聖苑、立川聖苑、ひので斎場、日野市営火葬場、瑞穂斎場、青梅市火葬場で、多摩直下型地震で亡くなる方の予測が最も多いのが八王子市斎場と火葬場を所有していない自治体の合計であった。南多摩斎場は元禄型関東大震災で亡くなる方の予測が多かった。

それぞれの火葬場において、大震災で亡くなった方を何日で火葬するかを定め、大規模災害時の1日当たりの火葬数を算出した。何日で火葬するかについては、1ヵ月、2週間、1週間の3パターンとした。

大規模災害時の各火葬場の死亡者数予測を以下に示す。

□**府中の森市民聖苑** 最大 136 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 4.5 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 9.7 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 19.4 人となった。

□**立川聖苑** 最大 536 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 17.9 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 38.3 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 76.6 人となった。

□**ひので斎場** 最大 134 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 4.5 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 9.6 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 19.1 人となった。

□**南多摩斎場** 最大 711 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 23.7 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 50.8 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 101.5 人となった。

□**八王子市斎場** 最大 382 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 12.7 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 27.3 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 54.5 人となった。

□**日野市営火葬場** 最大 125 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 4.2 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 9.0 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 17.9 人となった。

□**瑞穂斎場** 最大 403 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 13.4 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 28.8 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 57.6 人となった。

□**青梅市火葬場** 最大 104 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 3.5 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 7.4 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 14.9 人となった。

□**火葬場を所有していない自治体** 最大 822 人が亡くなると予測されている。1ヵ月間かけて火葬する場合 1日当たり 27.4 人、2週間かけて火葬する場合は1日当たり 58.7 人、1週間で火葬を終える場合は1日当たり 117.4 人となった。

②災害時の必要火葬炉数

<1 ヶ月かけて災害火葬を行った場合>

火葬炉数と回転数、火葬場の平面構成と葬送行為はそれぞれ大きく関連する。

自然死の火葬に加えて、1 ヶ月かけて災害火葬を行った場合の試算した火葬炉数と火葬炉の回転数を表 21 に示した。

表 21 自然死の火葬に加えて1 ヶ月かけて災害火葬を行った場合の火葬炉の回転数

火葬場名	市町村名	1ヵ月かけて被災者の火葬をした場合（自然死火葬含む）												
		予測死亡者数を1ヵ月で火葬した場合の1日当たりの火葬数(件)	1炉1回転とした火葬炉数の場合			1炉1.5回転とした火葬炉数の場合			1炉2回転とした火葬炉数の場合			1炉3回転とした火葬炉数の場合		
			ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)
府中の森市民聖苑	府中市	4.5	11	0.4	1.4	8	0.6	2.1	6	0.8	2.8	4	1.1	4.1
立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	17.9	20	0.9	1.9	14	1.3	2.8	10	1.8	3.8	7	2.6	5.6
ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	4.5	7	0.6	1.6	5	0.9	2.4	4	1.1	3.1	3	1.5	4.5
南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	23.7	47	0.5	1.5	31	0.8	2.3	24	1.0	3.0	16	1.5	4.5
八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	12.7	26	0.5	1.5	17	0.7	2.2	13	1.0	3.0	9	1.4	4.4
日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	4.2	6	0.7	1.7	4	1.0	2.5	3	1.4	3.4	2	2.1	5.1
瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	13.4	20	0.7	1.7	14	1.0	2.5	10	1.3	3.3	7	1.9	4.9
青梅市火葬場	青梅市	3.5	9	0.4	1.4	6	0.6	2.1	5	0.7	2.7	3	1.2	4.2
多磨葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火葬場を所有していない自治体	火葬場を所有していない自治体の合計	27.4	85	0.3	1.3	57	0.5	2.0	43	0.6	2.6	29	0.9	3.9
	武蔵野市	1.4	7	0.2	1.2	5	0.3	1.8	4	0.3	2.3	3	0.5	3.5
	三鷹市	2.0	10	0.2	1.2	7	0.3	1.8	5	0.4	2.4	4	0.5	3.5
	調布市	1.5	11	0.1	1.1	8	0.2	1.7	6	0.3	2.3	4	0.4	3.4
	狛江市	0.6	5	0.1	1.1	3	0.2	1.7	3	0.2	2.2	2	0.3	3.3
	小金井市	2.1	6	0.4	1.4	4	0.5	2.0	3	0.7	2.7	2	1.1	4.1
	小平市	6.1	10	0.6	1.6	7	0.9	2.4	5	1.2	3.2	4	1.5	4.5
	東村山市	3.5	9	0.4	1.4	6	0.6	2.1	5	0.7	2.7	3	1.2	4.2
	国分寺市	6.2	6	1.0	2.0	4	1.6	3.1	3	2.1	4.1	2	3.1	6.1
	東大和市	4.9	5	1.0	2.0	4	1.2	2.7	3	1.6	3.6	2	2.4	5.4
	清瀬市	0.7	4	0.2	1.2	3	0.2	1.7	2	0.3	2.3	2	0.3	3.3
	東久留米市	1.6	7	0.2	1.2	5	0.3	1.8	4	0.4	2.4	3	0.5	3.5
	西東京市	2.0	10	0.2	1.2	7	0.3	1.8	5	0.4	2.4	4	0.5	3.5

1 ヶ月かけて災害火葬を行う場合をみても。110 ページの表 19 において、平時の必要火葬炉数を1 炉当たり 1 回転から 2 回転程度で選択した場合、後述の 3 回転に比べ平時の炉数が多く設定されていることから、平時の火葬に災害火葬を加えた災害時でも炉の回転数を1 日 3~4 回転程度に抑えることができる。したがって、混雑がみられるものの、運営時間の延長などを行えば、災害火葬への対応も可能である。また、火葬炉設備自体への負荷も少なく、問題なく火葬は可能であると考えられる。

一方、1 炉当たり 1 日 3 回転を選択した場合は、平時の炉数がより少なく設定されていることから、災害時に 1 ヶ月かけて火葬を行ったとしても毎日 5 回転以上の火葬を行わなければならない火葬場も一部では出てきてしまう。この場合は、たとえ運営時間を延長しても告別や見送り、拾骨を簡素化させる必要が出てくるなど、効率優先の運営とならざるを得なくなるとともに、職員の負担も多くなり火葬場の運営に支障をきたす可能性がある。更に高負荷の運転が続くことから火葬炉設備への影響も大きくなる。1 日 6 回転以上の火葬が対応可能な炉を整備する必要がある。

また、どの回転数の場合でも 1 ヶ月間に渡って遺体を安置できる場所の確保も必要となる。

<2週間かけて災害火葬を行った場合>

自然死の火葬に加えて、2週間かけて災害火葬を行った場合の試算した火葬炉数と火葬炉の回転数を表22に示した。

表22 自然死の火葬に加えて2週間かけて災害火葬を行った場合の火葬炉の回転数

火葬場名	市町村名	2週間かけて被災者の火葬をした場合（自然死火葬含む）												
		1炉1回転とした火葬炉数の場合			1炉1.5回転とした火葬炉数の場合			1炉2回転とした火葬炉数の場合			1炉3回転とした火葬炉数の場合			
		予測死者数を2週間で火葬した場合の1日当たりの火葬数(件)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)
府中の森市民聖苑	府中市	9.7	11	0.9	1.9	8	1.2	2.7	6	1.6	3.6	4	2.4	5.4
立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	38.3	20	1.9	2.9	14	2.7	4.2	10	3.8	5.8	7	5.5	8.5
ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	9.6	7	1.4	2.4	5	1.9	3.4	4	2.4	4.4	3	3.2	6.2
南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	50.8	47	1.1	2.1	31	1.6	3.1	24	2.1	4.1	16	3.2	6.2
八王子市斎場	八王子市(全体の死者数の8割が利用)	27.3	26	1.0	2.0	17	1.6	3.1	13	2.1	4.1	9	3.0	6.0
日野市営火葬場	日野市(全体の死者数の6割が利用)	9.0	6	1.5	2.5	4	2.2	3.7	3	3.0	5.0	2	4.5	7.5
瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	28.8	20	1.4	2.4	14	2.1	3.6	10	2.9	4.9	7	4.1	7.1
青梅市火葬場	青梅市	7.4	9	0.8	1.8	6	1.2	2.7	5	1.5	3.5	3	2.5	5.5
多摩葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火葬場を所有していない自治体	火葬場を所有していない自治体の合計	58.7	85	0.7	1.7	57	1.0	2.5	43	1.4	3.4	29	2.0	5.0
	武蔵野市	2.9	7	0.4	1.4	5	0.6	2.1	4	0.7	2.7	3	1.0	4.0
	三鷹市	4.2	10	0.4	1.4	7	0.6	2.1	5	0.8	2.8	4	1.1	4.1
	調布市	3.2	11	0.3	1.3	8	0.4	1.9	6	0.5	2.5	4	0.8	3.8
	狛江市	1.2	5	0.2	1.2	3	0.4	1.9	3	0.4	2.4	2	0.6	3.6
	小金井市	4.6	6	0.8	1.8	4	1.1	2.6	3	1.5	3.5	2	2.3	5.3
	小平市	13.1	10	1.3	2.3	7	1.9	3.4	5	2.6	4.6	4	3.3	6.3
	東村山市	7.4	9	0.8	1.8	6	1.2	2.7	5	1.5	3.5	3	2.5	5.5
	国分寺市	13.4	6	2.2	3.2	4	3.3	4.8	3	4.5	6.5	2	6.7	9.7
	東大和市	10.4	5	2.1	3.1	4	2.6	4.1	3	3.5	5.5	2	5.2	8.2
	清瀬市	1.4	4	0.4	1.4	3	0.5	2.0	2	0.7	2.7	2	0.7	3.7
	東久留米市	3.5	7	0.5	1.5	5	0.7	2.2	4	0.9	2.9	3	1.2	4.2
	西東京市	4.3	10	0.4	1.4	7	0.6	2.1	5	0.9	2.9	4	1.1	4.1

次に2週間かけて災害火葬を行う場合をみてる。平時の必要火葬炉数を1炉当たり1回転から1.5回転程度で選択した場合、前述の1か月の火葬状況と同様、平時の火葬に災害火葬を加えた災害時でも炉の回転数を概ね1日3~4回転程度に抑えることができる。したがって、混雑がみられるものの、運営時間の延長などを行えば、災害火葬への対応も可能である。また、火葬炉設備自体への負荷も少なく、問題なく火葬は可能であると考え。

1炉当たり1日2回転を選択した場合は、毎日5回転以上の火葬を行わなければならない火葬場も一部では出てきてしまう。この場合は、運営時間を延長しても告別や見送り、拾骨を簡素化させる必要がでてくるなど、効率優先の運営とならざるを得なくなるとともに、職員の負担も多くなり火葬場の運営に支障をきたす可能性がある。更に高負荷の運転が続くことから火葬炉設備への影響も大きくなる。1日6回転以上の火葬が対応可能な火葬炉を整備する必要がある。なお、1日2回転以下の運営方針を取った場合でも、災害対応ということになると、6回転を可能とする火葬炉設備を設置する必要がある火葬場もでてくると考える。

1炉あたり1日3回転を選択した場合は、6回転以上の運転が2週間続くこととなる。この場合、多くの火葬場で災害火葬を行うことが難しくなることが予想され、一部の遺体を周辺火葬場に火葬協力を依頼する必要がでてくるであろう。

その場合、事前に周辺火葬場との協力体制の構築や遺体搬送の手立ての確立が必要となる。また長期間に渡って遺体を安置できる場所も必要となろう。

<1週間で災害火葬を終えた場合>

自然死の火葬に加えて、1週間で災害火葬を終える場合の試算した火葬炉数と火葬炉の回転数を表23に示した。

表 23 自然死の火葬に加えて1週間で災害火葬を行った場合の火葬炉の回転数

火葬場名	市町村名	1週間かけて被災者の火葬をした場合（自然死火葬含む）												
		予測死亡者数を1週間で火葬した場合の1日当たりの火葬数(件)	1炉1回転とした火葬炉数の場合			1炉1.5回転とした火葬炉数の場合			1炉2回転とした火葬炉数の場合			1炉3回転とした火葬炉数の場合		
			ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)
府中の森市民聖苑	府中市	19.4	11	1.8	2.8	8	2.4	3.9	6	3.2	5.2	4	4.9	7.9
立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	76.6	20	3.8	4.8	14	5.5	7.0	10	7.7	9.7	7	10.9	13.9
ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	19.1	7	2.7	3.7	5	3.8	5.3	4	4.8	6.8	3	6.4	9.4
南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	101.5	47	2.2	3.2	31	3.3	4.8	24	4.2	6.2	16	6.3	9.3
八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	54.5	26	2.1	3.1	17	3.2	4.7	13	4.2	6.2	9	6.1	9.1
日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	17.9	6	3.0	4.0	4	4.5	6.0	3	6.0	8.0	2	9.0	12.0
瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	57.6	20	2.9	3.9	14	4.1	5.6	10	5.8	7.8	7	8.2	11.2
青梅市火葬場	青梅市	14.9	9	1.7	2.7	6	2.5	4.0	5	3.0	5.0	3	5.0	8.0
多摩葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火葬場を所有していない自治体	火葬場を所有していない自治体の合計	117.4	85	1.4	2.4	57	2.1	3.6	43	2.7	4.7	29	4.0	7.0
	武蔵野市	5.9	7	0.8	1.8	5	1.2	2.7	4	1.5	3.5	3	2.0	5.0
	三鷹市	8.4	10	0.8	1.8	7	1.2	2.7	5	1.7	3.7	4	2.1	5.1
	調布市	6.4	11	0.6	1.6	8	0.8	2.3	6	1.1	3.1	4	1.6	4.6
	狛江市	2.4	5	0.5	1.5	3	0.8	2.3	3	0.8	2.8	2	1.2	4.2
	小金井市	9.1	6	1.5	2.5	4	2.3	3.8	3	3.0	5.0	2	4.6	7.6
	小平市	26.1	10	2.6	3.6	7	3.7	5.2	5	5.2	7.2	4	6.5	9.5
	東村山市	14.9	9	1.7	2.7	6	2.5	4.0	5	3.0	5.0	3	5.0	8.0
	国分寺市	26.7	6	4.5	5.5	4	6.7	8.2	3	8.9	10.9	2	13.4	16.4
	東大和市	20.9	5	4.2	5.2	4	5.2	6.7	3	7.0	9.0	2	10.4	13.4
	清瀬市	2.9	4	0.7	1.7	3	1.0	2.5	2	1.4	3.4	2	1.4	4.4
	東久留米市	7.0	7	1.0	2.0	5	1.4	2.9	4	1.8	3.8	3	2.3	5.3
	西東京市	8.6	10	0.9	1.9	7	1.2	2.7	5	1.7	3.7	4	2.1	5.1

最後に1週間で災害火葬を終えようとした場合についてみる。たとえ平時の必要火葬炉数を1炉当たり1回転で選択したとしても、自然死の火葬に災害火葬を加えた災害時には炉の回転数が5回転となってしまいう火葬場がでてくる。もちろん運営時間を延長し告別や見送り、拾骨を簡素化させる必要はあるが、緊急時の火葬であることから、火葬炉設備の状況をみながら、対応は可能であると思われる。

1炉当たり1.5回転を選択した場合は7回転、2回転以上を選択した場合は10回転以上行わなければならない火葬場もでてくる。当然高負荷の運転となることから火葬炉設備への影響も大きくなる。

結果的に平時の必要火葬炉数を1炉1回転で選択した以外は、災害時に1週間で全ての火葬を終えようとするにはかなり無理があるものと思われる。

短期間で災害火葬を終えるためには、周辺火葬場への火葬協力依頼や遺体搬送手立ての確立が必要となる。平時から周辺火葬場と協力体制を構築し、火葬場職員の相互交流や合同訓練実施等を含め、非常時の体制を整える必要がある。

5. 火葬場配置の考え方について

1) 適正規模と利用圏域からの観点

今後の死亡者数の増加を考えると、近い将来平時でも火葬炉数の不足が見込まれる。

火葬場には多くの会葬者が集まり、故人との最後のお別れを行っている。以前は、建設しやすいということで、住宅が少ない市町村境に火葬場を持っていくケースが多くみられた。用地選定に関しても、都市計画マニュアルにおいて、住宅から離すような基準になっている。しかし、最近では火葬炉の公害防止対策も進み環境的な問題も少なくなり、また周辺環境整備も合わせ景観に配慮した火葬場も増えており、利便性を重視するケースが増えている。

住民全体の利用を考えると、市町村の境界線近くで火葬場を建設した場合は反対側に位置する住民の利便性が悪くなり、到着まで時間がかかることになる。会葬者が火葬場への移動する際に時間がかかることになり、到着の遅れなど火葬場の運営への影響の可能性があるとともに、会葬者の長時間の移動による負担も考えられる。

利用圏域については、会葬者が30分程度を目安に到着できる位置を選定するケースが理想的である。ちなみに23区内の民営火葬場では、利用圏域が30分で到着できる距離で広がっている。

東京都の条例によると、火葬炉は5基以上設けること（地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない）とされており、適正な規模での建設が望まれている。

建物面積についてみると、火葬炉数と1基当りの建物面積についてはかなりの相関関係があり、葬儀式場を併設しない場合は火葬炉数が増えるにつれて1基当りの面積が増えることになる。多く会葬者が集まることにより、会葬者が一時的に溜まる場所が必要であったり、動線が長くなったりすることなどが影響する。また平面構成が複雑になることもあり、大規模な施設の建設はかえって非効率になる。

多摩地域では市街化された自治体が多く、広大な敷地を確保するのは難しく、適地を見つけるのは困難であると思われる。また人口が多い自治体が多いことから、単独で設置したとしてもかなりの規模となり、複数の自治体が集まっての建設はさらに大規模な施設となってしまう。

火葬場の建設には、周辺住民の理解が必要である。新たに建設する場合は、建設用地を確保するのに長時間を要する。他の自治体の火葬を受け入れるとなると、更に反発は強くなる。現に、敷地が決定していながら建設を断念した自治体もある。

既存の火葬場も稼働率が高く、他の自治体を受け入れる余裕は少ない。そういった点を考えると、火葬場を所有していない自治体は無闇に広域化の道を探るより、まずは単独での建設の可能性を検討する必要があると思われる。

島しょ地域で火葬場を所有してないのは、利島村、御蔵島村、青ヶ島村の3村となっている。他の島では火葬場を所有しており、島しょ地域の状況から広域化は難しい。現在の配置で問題は無いものと思われる。

【ポイント】

- ・ 利用圏域は会葬者が30分程度を目安に到着できる位置を選定するケースが理想的
- ・ 多摩地域では市街化された自治体が多く広大な敷地を確保するのは難しい
- ・ 大規模施設の建設はかえって非効率なケースも困難で適正規模での分散配置が必要
- ・ 他の自治体の火葬受入れに地元住民は抵抗があるのでまずは単独での建設を検討

2) 災害対策への配慮

遺体搬送など交通の問題もあり、災害対策での配慮となると、1ヵ所の火葬場に機能を集約させるよりも、機能を分散させることが望ましい。

停電に備えて非常用発電設備を備えたり、都市ガスを燃料としたりした場合など火葬用の代替え燃料の準備など、設備を充実してもライフラインの復旧に時間がかかるということになると、火葬が思うようにできなくなってしまう。特に大規模施設が稼働できなくなると、火葬能力が一気に低下することになる。

リスク分担ということを考えると、火葬場を分散配置することが望まれる。また、大規模災害において広域火葬の実施など協定を結んでいても、火葬場を所有する自治体は災害時でもまずは住民の火葬が優先となり、余裕がある場合に外部からの火葬を受け入れることになる。

火葬場を一定のエリア内に分散配置し、各自治体が協定を結びお互いが連携をとりながら対応することが求められるが、火葬場を所有していないということは、災害時には大きなリスクとなり得る。

島しょ地域では、災害対策に対しては、現在の配置のままとしながらお互いの連携を図ることが望まれる。

【ポイント】

- ・ 遺体搬送など交通の問題もありリスク分担の考えから1ヵ所の火葬場に機能を集約させるよりも機能を分散させることが望ましい
- ・ 火葬場を一定のエリア内に分散配置し各自治体が協定を結びお互いが連携をとりながら対応することが求められる
- ・ 火葬場を所有していないということは、災害時には大きなリスクとなり得る

第7章 火葬場の現状と課題の総括及びあり方についての提言

1. 課題の整理について
2. 死亡者数増加への対応について
3. 災害時の対応について
4. おわりに

第7章 火葬場の現状と課題の総括及びあり方についての提言

第7章では第1章から第6章を総括し、多摩・島しょ地域における火葬場の課題を抽出し、火葬場の整備方針の考え方の提示をした上で、火葬場のあり方について提言を行った。

1. 課題の整理について

多摩・島しょ地域における火葬場について、「今後の死亡者数の増加に対する対応（平時）」と「災害時に対する対応（災害時）」に対して次のような課題がみられる。

1) 死亡者数増加に対する対応（平時）

①今後の死亡者数増加への対応が進んでいないこと

多摩地域では2035年（平成47年）に死亡者数がピークになるといった推計がなされている自治体が多い。ほとんどの自治体で死亡者数の増加率は現在の1.5～2.0倍程度になっており、現在の高齢化率は全国平均より低いが、急激に高齢化率が高くなり死亡者数が一気に増えることになる。

表24 各市町村の死亡者数の推計結果（再掲）

地域	火葬場名	市町村名	現状の統計データ		死亡者推計 *赤字…市町村別死亡者ピーク					死亡者数 増加率 (2013年→ 2035年)
			対象人口	2013年市町村別死亡者数・火葬数(東京都DT)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
多摩地域	府中の森市民聖苑	府中市	254,512	1,988	2,548	2,749	2,915	3,045	3,061	1.53
	立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	366,173	3,071	4,264	4,612	4,875	5,021	4,951	1.63
		立川市	179,070	1,565	2,167	2,368	2,516	2,572	2,507	1.64
		国立市	74,432	548	808	869	921	973	995	1.78
		昭島市	112,671	958	1,289	1,375	1,438	1,476	1,449	1.54
	ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	106,876	1,297	1,588	1,652	1,689	1,664	1,572	1.28
		あきる野市	81,833	834	1,099	1,171	1,216	1,212	1,159	1.45
		日の出町	16,936	246	299	309	315	307	284	1.25
		奥多摩町	5,541	145	131	118	108	97	85	0.67
		檜原村	2,392	72	59	54	50	48	44	0.67
	南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	844,943	6,593	9,565	10,577	11,285	11,636	11,397	1.76
		町田市	426,336	3,372	4,907	5,396	5,712	5,851	5,733	1.74
		多摩市	147,564	1,134	1,696	1,915	2,079	2,158	2,074	1.90
		稲城市	86,296	541	852	960	1,047	1,109	1,123	2.05
		八王子市(案分2割)利用割合から	112,581	995	1,317	1,443	1,537	1,590	1,561	1.60
		日野市(案分4割)利用割合から	72,166	551	793	862	909	928	906	1.68
	八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	450,324	3,980	5,267	5,774	6,150	6,359	6,242	1.60
	日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	108,248	827	1,190	1,294	1,364	1,393	1,360	1.68
	瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	371,168	3,147	4,320	4,718	4,990	5,104	4,946	1.62
		瑞穂町	33,772	303	417	448	469	479	460	1.58
		福生市	58,643	582	713	747	773	788	776	1.35
		羽村市	56,656	481	654	722	762	780	764	1.62
		武蔵村山市	72,037	556	808	877	912	905	858	1.63
		(埼玉県入間市)	150,060	1,225	1,728	1,924	2,074	2,152	2,088	1.76
	青梅市火葬場	青梅市	137,251	1,642	1,833	1,935	2,010	2,026	1,962	1.23
	多摩葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-	-
		火葬場を所有していない自治体の合計	1,672,791	13,260	18,416	19,668	20,565	21,313	21,190	1.61
		武蔵野市	142,108	1,192	1,462	1,531	1,608	1,694	1,688	1.42
		三鷹市	181,322	1,425	1,852	2,006	2,148	2,282	2,297	1.60
	調布市	220,703	1,569	2,316	2,486	2,623	2,741	2,755	1.75	
	狛江市	78,783	588	912	974	1,010	1,030	1,005	1.75	
	小金井市	117,272	800	1,239	1,326	1,414	1,501	1,521	1.88	
	小平市	186,679	1,509	2,049	2,190	2,282	2,357	2,353	1.56	
	東村山市	151,673	1,358	1,860	1,968	2,030	2,083	2,076	1.53	
	国分寺市	119,437	787	1,228	1,319	1,386	1,466	1,479	1.86	
	東大和市	85,998	644	998	1,089	1,138	1,157	1,119	1.80	
	清瀬市	74,295	991	945	993	1,003	999	967	1.01	
	東久留米市	116,535	891	1,415	1,523	1,565	1,560	1,485	1.75	
	西東京市	197,986	1,506	2,140	2,263	2,358	2,443	2,445	1.62	

現状でも、南多摩斎場や八王子市斎場のように火葬炉の稼働率が高い自治体が多く、希望する時間の予約をするために火葬待ちが発生している火葬場もある。

火葬場不足への対応のためには、効率優先の運営とならざるを得ず、告別や見送り、拾骨さえも遺族が行うことが出来ない、遺体処理場化への懸念がみられる。火葬場の営業時間の延長も検討されるが、近隣住民との問題や、回転数を高めることによる火葬炉設備の耐久性の問題、人員の増員の必要や運営経費の増加など、解決しなければならない課題は多い。

表 25 算出した平時の冬場のピーク時における必要火葬炉数（再掲）

地域	火葬場名	市町村名	現在の受入れ状況		死亡者数ピーク時(冬場)における条件別の必要炉数(基) ※炉数小数点以下切上					
			火葬炉数(基)	1日の受入数(件)	ピーク時の現在と同じサービス内容の場合の必要火葬炉数	冬場の増加率を考慮した1日当たりの平均火葬数(2割増)(件)	1炉1回転とした場合の必要火葬炉数	1炉1.5回転とした場合の必要火葬炉数	1炉2回転とした場合の必要火葬炉数	1炉3回転とした場合の必要火葬炉数
							最大受入数	ピーク時火葬炉数	冬場ピーク時火葬数	冬場1炉1回転
多摩地域	府中の森市民聖苑	府中市	6	7	9	10.62	11	8	6	4
	立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	7	17	11	19.82	20	14	10	7
	ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	3	8	4	6.61	7	5	4	3
	南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	12	17	21	46.24	47	31	24	16
	八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	8	17	13	25.18	26	17	13	9
	日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者数の6割が利用)	3	5	5	5.65	6	4	3	2
	瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市・入間市	8	14	13	19.95	20	14	10	7
	青梅市火葬場	青梅市	4	10	5	8.02	9	6	5	3
	多摩葬祭場	民営火葬場	14	60	23	84.97	85	57	43	29
		火葬場を所有していない自治体の合計				84.69	85	57	43	29
		武蔵野市				6.73	7	5	4	3
		三鷹市				9.07	10	7	5	4
		調布市				10.89	11	8	6	4
		狛江市				4.09	5	3	3	2
		小金井市				5.96	6	4	3	2
		小平市				9.37	10	7	5	4
		東村山市				8.28	9	6	5	3
	国分寺市				5.83	6	4	3	2	
	東大和市				4.60	5	4	3	2	
	清瀬市				3.97	4	3	2	2	
	東久留米市				6.20	7	5	4	3	
	西東京市				9.71	10	7	5	4	
島しょ地域	大島町火葬場	大島町	2	2	2	0.50	1	1	1	1
	新島村火葬場	新島村	1	2	1	0.14	1	1	1	1
	式根島村火葬場	新島村式根島支所	1	2	1	新島村に含む	1	1	1	1
	神津島火葬場	神津島村	1	2	1	0.09	1	1	1	1
	八丈町火葬場	八丈町	2	3	2	0.41	1	1	1	1
	三宅村火葬場	三宅村	2	2	2	0.13	1	1	1	1
	父島火葬場	小笠原村	1	2	1	0.10	1	1	1	1
	母島火葬場	小笠原村母島支所	1	2	1	父島に含む	1	1	1	1
		利島村								
		御蔵島村								
	青ヶ島村									

火葬場を所有していない自治体でも死亡者数はかなり増えると推計され、既存の火葬場も運営の余裕が無くなり、このまま火葬場の整備が進まなければ、火葬場があっても火葬が間に合わず、火葬場を求めて漂流する遺族が発生する蓋然性がかなり高くなる。

②施設の整備と現地での建替えなどが容易ではないこと

火葬場は必要な都市施設として都市計画区域内では都市計画決定を原則としている。都市計画決定に当たり周辺住民の同意が必要になる。日野市営火葬場は、都市計画区域内にありながら、

都市計画決定がされていないこともあり、建替えが困難な状態である。また、民営の多磨葬祭場も昭和6年の建設で、大規模改修や耐震補強などが行われているが、都市計画決定がされておらず、規模の拡大や建替えが難しいといった建築的な問題を抱えている。

火葬場の建設に関して周辺住民の理解を得るのはかなり困難である。同敷地内での建替えであった八王子市斎場や立川聖苑でも住民対策に長い期間を必要とした。新規建設となった府中の森市民聖苑では、公園と一体整備したにもかかわらず計画から完成まで21年を要した。過去に計画がありながら建設自体を断念した自治体もみられた。それ程、火葬場の整備には多くの時間と労力を必要とする。

火葬場の建設はスムーズにいても10年程度は必要である。多摩地域では市街化が進んでいる自治体も多く、住宅地との隔絶距離を確保できないなど、適地の選定が難しい。

市街地の中の火葬場は敷地の拡張が難しい。死亡者数の増加への対応のためには、規模の拡大が必要となる。稼働しながらの建替えが求められるが、狭隘の敷地では敷地内に建替え用地を確保するのは困難である。現地建替えでさえも難しい状況である。

近い将来には火葬能力の不足が目に見えている。火葬場の建設には長期間を要するため、早急な対応が求められている。

③民営火葬場への依存が高いことに対する不安があること

多摩地域の東部では火葬場を所有していない自治体が多く、各自治体は火葬の多くを民営火葬場に依存してきた。火葬サービスについて民営火葬場の貢献度は高いといえる。

民営火葬場は独立採算で運営しており、火葬料金や葬儀式場の使用料などの収入で経営が成り立つことが必要である。火葬場の経営には持続性が求められることもあり、安定した利用があることが条件となる。利益の中から施設の老朽化に対する費用を捻出する必要があるとともに、災害対策への費用負担が大きい。死亡者数の増加に伴い、圏域外の受入を制限する火葬場も見られる。会葬者の減少により1喪家当たりの単価の減少がみられるなど、民営火葬場の経営は厳しくなっている。民営火葬場の経営努力に火葬サービスの提供を委ねることに対する不安もみられる。民間企業にどこまで依存するのかについて考える必要がある。

死亡者数増加に対する対応（平時）についての課題

- ・多摩地域の火葬場を所有していない自治体は、民営火葬場への依存度が高く、民営火葬場の経営努力に火葬サービスの提供を委ねることへの不安がある
- ・多摩地域の自治体の多くは2035年（平成47年）に死亡者数がピークになり、死亡者数の増加率は現在の1.5～2.0倍程度になると推計される
- ・現状でも火葬炉の稼働率が高い火葬場がみられ火葬の予約待ちが既に発生しているが、死亡者数増加に対する対応を考えていない自治体が多い
- ・火葬場を建設の際に住民の理解を得るためには長期間を要するが、現在の敷地内での建替えが難しい火葬場があるなど、建設地の確保ができていない



- ・火葬場の整備を進めなければ近い将来火葬が間に合わなくなり火葬難民が発生
- ・遺族への心情の配慮より運営効率優先となり火葬場が遺体処理場化へ

2) 災害時に対する対応（災害時）

①施設の老朽化が進んでいるとともに耐震化が遅れていること

多摩地域で建設後 10 年以下の新しい火葬場は、青梅市火葬場のみである。建設後 20 年以上が経過している公営の火葬場は、八王子市斎場、日野市営火葬場、南多摩斎場と、民営の多磨葬祭場である。特に日野市営火葬場が昭和 39 年、南多摩斎場が昭和 50 年建設となっており、大規模改修等は行われているが、かなり老朽化が目立っている。

火葬場の建設に関して、国からの直接の補助金は無く、各自治体が予算を確保し建設や運営を行っている。火葬料金は政策的料金で、無料または低廉な料金形態となっており、運営費は税金で補っている。施設整備だけでなく、施設の維持管理にもかなりの費用がかかるため、財源の確保も問題となっている。

更に耐震化が進んでいない建物は、大規模災害時に被災する蓋然性が高く、火葬機能がマヒする可能性が強い。広域火葬の計画もあるが、インフラが遮断した時などのバックアップや、大規模災害時への備えに対する費用をどうするかは課題である。

②広域火葬の応援・協力体制の十分な検討が不足していること

東京都では「広域火葬の応援・協力要請及び決定」がなされており、被災市区町村は、平時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請することになっている。しかし各火葬場にヒアリングを行った結果、平時でも火葬炉の稼働率が高い中で、多くの火葬場において災害時であっても圏域内住民の火葬が最優先となり、外部からの受入は困難であるといった状況であり、東京都の認識と大きな乖離がみられた。大震災時には同じように被災することが想定でき、隣接火葬場への応援協力は難しい。

外部への協力依頼ができたとしても、受入れ態勢が整うまで 2 週間程度はかかる。その間に、遺体の腐敗はかなり進むことになる。災害時でも遺族は火葬に立ち会いたいという思いがあり、身元不明の遺体や火葬への立会いができない場合以外は、遠方に遺体だけを搬送しての火葬は難しい。交通網が寸断された中での遺体の搬送は困難である。

遺体の安置場所の確保が必要であるとともに、火葬が間に合わない場合は、仮埋葬（土葬）を選ばざるを得ないが、市街化が進んだ都市部では仮埋葬する場所の確保さえも困難である。

これらのことから広域火葬の応援・協力体制の十分な検討が必要である。

島しょ地域に関しては、災害を経験している島がみられたこともあり、他の島との連携の大切さを認識していた。

③遺体安置場所の事前の選定や確保が難しいこと

大規模災害に備えて、遺体安置場所を決めている自治体は多い。しかし事前に遺体安置場所を決めておいても、災害時にその場所が問題なく利用できるとは限らない。そのため敢えて遺体安置場所を選定していない自治体も見られる。遺体安置場所の選定の難しさは、施設の耐震性もあるが臭気の問題が一番大きいと考える。一度遺体安置場所として使用すると腐敗臭が抜けなくなり、半年ぐらいは施設を本来の用途に使用できなかったケースもあり提供を断られることも多い。

また、遺体安置場所では検視が行われ、更に遺体の清拭や納棺などが行われる。遺体確認のために多くの人が集まり混乱がみられるなど、かなりのスペースが必要となる。東日本大震災では

遺体安置場所が二転三転し、搬送のために自衛隊の協力を得たことがあった。

簡易でできる遺体安置施設の設置の検討や、従来の棺と比べて省スペースで組立て式の棺などもあるため、緊急時のことを考えると自治体で棺をストックしておくことも考えなければならない。

④自治体と葬祭業者（民間企業）との災害協定が進んでいないこと

災害時に向けて棺の確保や遺体の搬送などについて、葬祭業者等と協定を結んでいる自治体も増えている。しかし、多くの自治体で協定が結ばれていなかったり、見直しが行われていなかったりするケースがみられた。協定を結んでいる葬祭業組合は小規模の葬祭業者の集まりであるため、会社の余力の状況からどこまで協力が出来るかは未知数である。

災害時は葬儀用具の手配に緊急を要するが、協定を結んでいる団体や企業が、棺やドライアイスを直ぐに手配できるとは限らない。命令系統や交通の状態から、過去には協定を結んでいない業者の方が早く手配できたものの、協定を結んでいなかったため利用できなかったケースもあった。情報が混乱している中で、自治体の担当者としては素早い的確な判断が求められる。葬祭業者も費用が回収できるか不明確な中での対応が要求される。

災害協定において連絡網が確立すれば良いというわけではなく、自治体と民間企業がどのように協力すれば良いのかシミュレーションを行いながら綿密な協議を行うことが必要になる。納棺から遺体搬送を含めての一連の流れの訓練が必要となるが、行われていないのが現実である。自治体の災害担当者も被災する可能性があるため、自治体も組織として内容を理解する必要がある。

現場経験が無い担当者とのやりとりの場合、どのような業務が必要であるかイメージができないこともあり、連絡網を確定し通信テストを実施しただけで訓練等を終了するなど、災害時の対応について危機感が不足していた。

災害時に対する対応（災害時）についての課題

- ・建設年数が古い火葬場があり、施設の老朽化がみられ、耐震化が遅れていることにより災害時に火葬場も被災し火葬能力が低下する可能性が高い
- ・広域火葬の応援・協力体制の十分な検討が不足しているとともに、隣接火葬場も被災する可能性が高く災害時に隣接火葬場の利用は難しい
- ・多くの死亡者が発生すると予測されているが火葬能力の不足が想定され火葬待ちの遺体が多く発生するが遺体安置場所の確保が難しい
- ・民間事業者や他の自治体と災害協定を結んでいる自治体もあるが、災害時に協定通り対応できるか不安がみられる



- ・災害時には火葬能力の低下が想定されるが広域火葬の応援・協力体制に不安がある
- ・遺体の安置場所の確保が必要であるとともに、火葬が間に合わない場合は、仮埋葬（土葬）を選ばざるを得ない
- ・市街化が進んだ都市部では仮埋葬する場所の確保さえも困難である

2. 死亡者数増加への対応について

火葬場の整備や運営には多くの費用がかかることになる。更に火葬場整備に向けて周辺住民対策にかなりの費用を要した自治体も見られる。

民営火葬場は効率を考えながら提供するサービス内容を考えており、メニューも多く用意している。公営火葬場は均一のサービスが基本となり、各自治体が考える火葬サービスを提供している。自治体の考えによって施設の内容が変わってくる。

財政状況が厳しい中、次の観点から火葬場の整備を考える必要がある。

1) 各火葬場において住民合意形成が可能な火葬炉数・運営形態の検討

火葬場は「告別行為」「見送り行為」「拾骨行為」の葬送行為を通して、その人が亡くなったことを受け入れる場所である。火葬炉に柩が納まるのを確認したいという要求は高く、拾骨も厳粛に行われる。遺族の心情に配慮し個別に対応した運営が行われている。

遺族の心情に配慮しゆったりとしたお別れができることが火葬場には求められるが、建設費とともに維持管理運営費の確保も必要となっている。

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	
1	1						① 告別	火葬	冷却	拾骨片付										
2							② 告別	火葬	冷却	拾骨片付										
3								③ 告別	火葬	冷却	拾骨片付									
4								④ 告別	火葬	冷却	拾骨片付									
5											⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付						
6											⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨片付						

1 炉 1 回転の場合
1 日 6 件の火葬を行う場合は
6 基の火葬炉が必要となる
が運営には余裕がある

図 24 1 日 6 件の火葬を 1 炉 1 回転で行った場合のタイムスケジュール例（再掲）

火葬炉	炉前ホール	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	
1	1						① 告別	火葬	冷却	拾骨準備	④ 告別	火葬	冷却	拾骨片付						
2							② 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑤ 告別	火葬	冷却	拾骨片付						
3							③ 告別	火葬	冷却	拾骨準備	⑥ 告別	火葬	冷却	拾骨片付						

1 炉 2 回転の場合
1 日 6 件の火葬を行う
場合は 3 基の火葬炉で
行うことが可能となる
が、運営の余裕は少
くなる

図 25 1 日 6 件の火葬を 1 炉 2 回転で行った場合のタイムスケジュール例（再掲）

ゆっくりと遺族の希望に沿った時間に火葬が出来るようにするためには、火葬炉数が多くなり、施設規模が大きく、建設費も多く必要になるが、遺族の不満は少なくなる。火葬炉の回転数（1 日当たりの使用回数）を上げて効率を優先した運営にすると、必要火葬炉数は少なくすみ火葬場の規模も小さくなるため、建設費は少なくなるが、遺族にとっては希望する時間の予約が取り

にくくなったり火葬待ちが生じたりする。また、葬送行為が流れ作業的になることに対しても、遺族の不満は高まる。

火葬炉の回転率が高い場合は、火葬炉への負担も大きくなり補修サイクルも短くなる。更に大規模災害時の対応とあわせて火葬炉数を検討していくことが必要となる。

各火葬場において住民合意形成が可能な運営形態と必要火葬炉数の検討が求められる。

2) 民営火葬場との役割分担の検討

明治期に民営でスタートした火葬場も、戦後は公営での運営が主体となったが、官から民への流れの中で、PFIの導入や指定管理者制度の導入など民間活力を利用しようという動きが進んでいる。

東京都内は全国的には稀な民営火葬場の比率が高い。昭和に入り自治体として火葬場は公営で運営するべきだという考えが主流を占めるようになり、全国的に民営から公営への流れが進んだが、東京都と近郊の民営火葬場はそのままの経営を続けてきた。現在火葬場を持たない自治体は昔から近隣に民営火葬場があったため、特に自らが火葬場を持たなくとも支障がないということもあり、長い間民営火葬場に依存してきた経緯がある。

火葬場は火葬サービスを提供する場であり遺族への配慮が求められるが、感染症対策としての火葬も公衆衛生の観点から時には求められる。更に災害対策への対応として施設の耐震性能を上げたり、火葬炉の耐久性を向上させたりすることも求められている。

今後死亡者数の増加が見込まれ、災害時における緊急の火葬も視野に入れると、自治体が自前の火葬場を持たないということは不安が大きくなる。

民営火葬場が負うリスクも多い。そのため、どこまで民営火葬場に任せるのか、自前で火葬場を整備しなければならないのか、責任範囲を明確にすることなどについて、十分な検証が必要となる。

3. 災害時の対応について

1) 各火葬場における災害時運営形態の検討

今後は、死亡者数の増加が見込まれているが、多摩地域の火葬場は稼働率が高く、既に火葬待ちが生じている火葬場も見られる。更に大規模災害時には多くの方が亡くなることを見込まれており、平時でも火葬能力が不足する中で、火葬場整備が進まなければ、仮埋葬（土葬）を現実的に選択せざるを得ない状況である。

まずは平時の火葬状況を把握し、将来の死亡者数増加への対応を検討する必要がある、合わせて災害対策の検討も求められる。

災害対策への準備にあたり、災害時でも運営的に対応可能な火葬炉の回転数を設定し運営シミュレーションを行う必要がある。まずは各自治体での充足を目指す必要があるが、周辺自治体との連携も合わせて行う必要がある。

更に災害時には遺体の安置場所の確保と共に、遺体の搬送をどのように行うかについても十分な検討が求められる。

また火葬炉も通常時と異なり回転率の高い運転が何日も続くことになる。被災後の設備診断や再稼働に向け、火葬炉メーカーのバックアップが必要となるため、平時より協力体制を構築しておく必要がある。

表 26 自然死の火葬に1週間で災害火葬を行った場合の火葬炉数と火葬炉の回転数（再掲）

火葬場名	市町村名	1週間かけて被災者の火葬をした場合（自然死火葬含む）												
		予測死亡者数を1週間で火葬した場合の1日当たりの火葬数(件)	1炉1回転とした火葬炉数の場合			1炉1.5回転とした火葬炉数の場合			1炉2回転とした火葬炉数の場合			1炉3回転とした火葬炉数の場合		
			ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)	ピーク時炉数(基)	災害時処理回転数(回転)	自然死を合わせた回転数(回転)
府中の森市民聖苑	府中市	19.4	11	1.8	2.8	8	2.4	3.9	6	3.2	5.2	4	4.9	7.9
立川聖苑	立川市・国立市・昭島市	76.6	20	3.8	4.8	14	5.5	7.0	10	7.7	9.7	7	10.9	13.9
ひので斎場	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	19.1	7	2.7	3.7	5	3.8	5.3	4	4.8	6.8	3	6.4	9.4
南多摩斎場	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	101.5	47	2.2	3.2	31	3.3	4.8	24	4.2	6.2	16	6.3	9.3
八王子市斎場	八王子市(全体の死亡者の8割が利用)	54.5	26	2.1	3.1	17	3.2	4.7	13	4.2	6.2	9	6.1	9.1
日野市営火葬場	日野市(全体の死亡者の6割が利用)	17.9	6	3.0	4.0	4	4.5	6.0	3	6.0	8.0	2	9.0	12.0
瑞穂斎場	瑞穂町・福生市・羽村市・武蔵村山市	57.6	20	2.9	3.9	14	4.1	5.6	10	5.8	7.8	7	8.2	11.2
青梅市火葬場	青梅市	14.9	9	1.7	2.7	6	2.5	4.0	5	3.0	5.0	3	5.0	8.0
多磨葬祭場	民営火葬場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火葬場を所有していない自治体	火葬場を所有していない自治体の合計	117.4	85	1.4	2.4	57	2.1	3.6	43	2.7	4.7	29	4.0	7.0
	武蔵野市	5.9	7	0.8	1.8	5	1.2	2.7	4	1.5	3.5	3	2.0	5.0
	三鷹市	8.4	10	0.8	1.8	7	1.2	2.7	5	1.7	3.7	4	2.1	5.1
	調布市	6.4	11	0.6	1.6	8	0.8	2.3	6	1.1	3.1	4	1.6	4.6
	狛江市	2.4	5	0.5	1.5	3	0.8	2.3	3	0.8	2.8	2	1.2	4.2
	小金井市	9.1	6	1.5	2.5	4	2.3	3.8	3	3.0	5.0	2	4.6	7.6
	小平市	26.1	10	2.6	3.6	7	3.7	5.2	5	5.2	7.2	4	6.5	9.5
	東村山市	14.9	9	1.7	2.7	6	2.5	4.0	5	3.0	5.0	3	5.0	8.0
	国分寺市	26.7	6	4.5	5.5	4	6.7	8.2	3	8.9	10.9	2	13.4	16.4
	東大和市	20.9	5	4.2	5.2	4	5.2	6.7	3	7.0	9.0	2	10.4	13.4
	清瀬市	2.9	4	0.7	1.7	3	1.0	2.5	2	1.4	3.4	2	1.4	4.4
	東久留米市	7.0	7	1.0	2.0	5	1.4	2.9	4	1.8	3.8	3	2.3	5.3
	西東京市	8.6	10	0.9	1.9	7	1.2	2.7	5	1.7	3.7	4	2.1	5.1

2) 周辺自治体との連携の検討

相互協力の協定を結ぶ場合は、火葬場を所有していることが前提となる。

火葬場の整備には長い時間を必要とする。市街化が進んだ多摩地域では、火葬場建設の適地を見つけるのは困難であり、住民対策にかなりの時間を要する。立案から直ぐに建物を建設することは不可能である。会葬者の移動など利用のしやすさや、災害時のリスク分担ということを考えると、火葬場を適正規模で分散配置することが望まれる。また、大規模災害において広域火葬の実施など協定を結んでいても、火葬場を所有する自治体は災害時でもまずは圏域内の住民の火葬が優先となり、余裕がある場合に外部からの火葬を受け入れることになる。

自治体にとっては火葬場を一定の地域内に分散配置し、各自自治体が民間企業などと協定を結ぶとともに、自治体間でお互いが連携をとりながら対応することが求められるが、火葬場を所有していないということは、他の自治体への依存度が高くなり災害時には大きなリスクとなり得る。

島しょ地域では、災害対策に関しては、火葬場を現在の配置のままとしながら自治体間の連携を図ることが望まれる。

4. おわりに

葬送を行なう火葬場は、誰にも避けることのできない死に関わり、全ての人の生活に密着した施設である。日本の火葬場はただ単に、遺体を燃やしているのではなく、遺族にとって遺体と最後のお別れを行う「告別行為」、遺体が火葬炉に納まるのを見届ける「見送り行為」、火葬後の焼骨を確認し、遺族らが拾い骨壺に収める「拾骨行為」などの葬送行為を通して、故人の死を受容する場になっている。遺族の心情を考えると、職員の作業効率化の優先といった考えは馴染まない。

死を受容する場として、儀式の個別化が図れるように配慮する火葬場が増えている。直葬の増加にみられるように、葬儀や最後のお別れが火葬場に集約されてきていることもあり、火葬場の役割が増しているといえる。

人口減少社会に向かう中、多くの公共施設では合理化のもと整理統合が進んでいるが、火葬場は他の公共施設と違い将来の死亡者数の増加に対応するため、新たな火葬場の整備が求められている。しかし、火葬場建設の際に住民の理解を得るのは困難で、新設や拡充の場合でも合意形成が難しい施設という特性がある。

また財政状況が厳しい中、建設に関して国からの直接の補助金が無く、建設費や維持管理運営費などの財源を独自に確保し、住民に対する火葬サービスを提供してきた。

災害時においては火葬場を所有している自治体の住民を優先的に火葬せざるを得なく、遺体搬送や遺体安置場所の確保の問題もあり、災害時には仮埋葬（土葬）で対応せざるを得ない自治体も出てくる可能性が高い。そのため火葬場を持たないことのリスクは大きいものと思われる。

まずは各自治体で火葬場を確保することが必要となり、地域住民への理解をもとめ合意形成ができる方策を考えることが求められる。

多摩・島しょ地域において、各自治体で状況が異なる。住民に対して情報を公開し、火葬場のあり方について各自治体それぞれが住民と共に考える必要があるといえる。

火葬場を所有していない自治体にとって、火葬場の現状や抱えている課題は見えにくいと思われる。

したがって、火葬場について当事者意識をもって考えてもらうためにも、ぜひ本書を参考として取り組んでいただきたい。

資料編

1. 火葬場のいろは
2. 過去にあった多摩地域の火葬場
3. 大規模災害時の火葬状況
4. 墓地、埋葬等に関する法律
5. (東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

1. 火葬場のいろは

1) 火葬場の運営主体

火葬場等の設置に関しては厚生省（当時）からの通達（昭和43年4月5日 環衛第8058号）により、地方公共団体が望ましいとされ、やむを得ない場合でも宗教法人か公益法人とされている。

許可の基準は、各地の火葬需要、風俗習慣、宗教感情、地理的条件等に異なるものであり、全国一律の基準になじまないため、許可権限者（都道府県知事や市長など）の裁量に委ねられている。

平成24年度末の厚生労働省の衛生行政報告例統計によると、火葬場は全国で4,352カ所ある。そのうち地方公共団体が2,020カ所で46.4%、民法法人が7カ所で0.1%、宗教法人が40カ所で0.9%、野焼き施設などその他が2,285カ所で52.5%となっている。

2) 火葬場の平面構成

設置者や設計者の考えにより、「告別」「見送り」「拾骨」の行為をどこでどのように行うかについて、炉前ホールを基準に、告別室、拾骨室、見送りホールを設置し組み合わせることにより、平面構成の基本形態を5種類に分けることができる。^{注1)}

	告別	見送り	火葬	拾骨
①一体型	炉前ホール			
②告別分離型	告別室	炉前ホール	火葬炉	炉前ホール
③拾骨分離型	炉前ホール		火葬炉	拾骨室
④告別拾骨分離型	告別室	炉前ホール	火葬炉	拾骨室
⑤見送り分離型	告別室	見送りホール	火葬炉	拾骨室

図26 葬送行為と実施場所による平面構成の基本形態

①炉前ホールのみ（一体型）

火葬場の基本となる形態で、告別・見送り・確認・拾骨のすべての行為をこの場所で行う。

②告別部門を分離（告別分離型）

告別部門を炉前ホールから分離したタイプで、告別室が設けられる。告別以外は炉前ホールで行われる。

③拾骨部門を分離（拾骨分離型）

拾骨部門を炉前ホールから分離したタイプで、拾骨室が設けられる。拾骨以外は炉前ホールで行われる。

④告別・拾骨部門を分離（告別・拾骨分離型）

告別・拾骨部門を炉前ホールから分離したタイプ。告別室・拾骨室が設けられ、見送り・確認は炉前ホールで行われる。

⑤告別・見送り・拾骨部門を分離（見送り分離型）

告別・見送り・拾骨部門を炉前ホールから分離したタイプ。告別室・見送りホール・拾骨室が設けられる。

上記の基本形態をベースに炉前ホールを分割するなど発展させた形態も見られる。

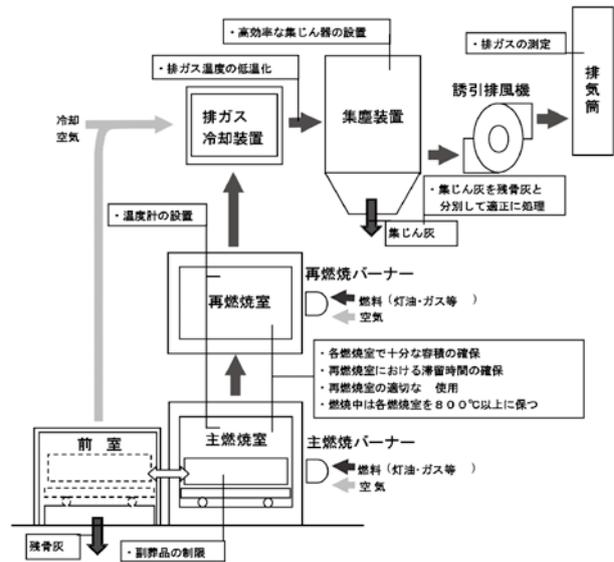
注1)「火葬場における葬送行為の動線と平面構成について」 武田 至 他 2001年7月日本建築学会第19回地域施設計画シンポジウム

3) 火葬炉の仕組み

日本の火葬では、会葬者は柩が火葬炉に入るのを見送り、火葬後の焼骨を確認し、会葬者らで拾骨を行う火葬炉も遺族らの心情に配慮するように、独自に発展してきた。欧米にみられる形式とは全く異なっている。

日本では、一体ごとに燃やす方式で、時間の短縮やきれいな焼骨となるように燃焼状況の改善がされてきた。更に前室の設置など、会葬者の目に入る部分の仕上げを考えるなど、さまざまな工夫がされている。周辺住民に配慮して、公害防止対策も十分に行われている。

火葬炉は主燃焼室と再燃焼室から構成される。その他に排気設備として排ガス冷却装置、集塵装置、誘引排風機、排気筒がある。



参考：ダイオキシン類の削減対策指針（火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会 平成12年3月）

図27 ダイオキシン類対策がなされた火葬炉システムフロー

①主燃焼室と再燃焼室の仕組み

火葬炉本体を構成する、主燃焼室とは火葬を行うための炉室で、柩を耐火台車又はロストル上に置き、燃料と空気を供給し、着火、燃焼、給排気、消火、冷却等の一連の操作を行い、骨灰化を行う。

燃焼室内部は耐火レンガで構築されているが、省エネの見地から耐火レンガにセラミックウールが貼り付け

られている。

炉の形式には台車式とロストル式がある。公営火葬場では台車式火葬炉を採用し、民営火葬場ではロストル式火葬炉を採用している。

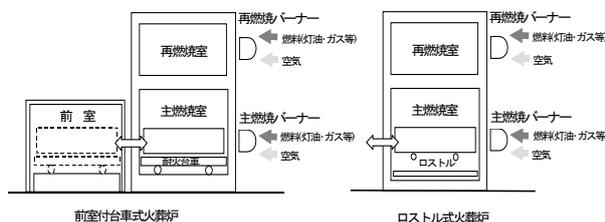


図 28 台車式火葬炉とロストル式火葬炉



前室付火葬炉

再燃焼室は、主燃焼室から発生した未燃焼ガスや臭気成分等を再燃焼させることにより熱分解させる炉室で、内部は耐火レンガで構築され、同様にセラミックウールが張られている。ダイオキシン類の発生を抑制することも可能であり、必要温度と十分な滞留時間を確保できる容積が必要となる。

②排ガス処理装置の仕組み

火葬炉には集塵装置が付設され、排ガスはそこを通過後に、誘引排風機により強制的に排気される。排ガスを200℃以下に下げる必要があり、火葬炉では外気を取入れて冷却する冷却空気混合型が使われる。一部熱交換による冷却装置もみられる。

集塵装置は、排ガス中のばいじんを除去する装置である。ダイオキシン類の排出抑制のため、より集塵効率の高いバグフィルタも使われるようになってきている。

発生した排ガスは排風機により強制的に排気される。強制排気とともに炉圧のコントロールを自動で行うことにより安定した燃焼が行える。

4) 火葬場の名称

①火葬場の名前の由来

平安時代以来、火葬のことを三昧(サンマイ)もし

くは三昧場(サンマイバ)といった。三昧場とは仏語で、火葬場だけでなく葬場もしくは墓地を表わす。

江戸時代になると、火屋・火家・龕屋(ヒヤ)などの呼称が普通となった。これらは茶毘所(だびしょ)とも同義語であり、ときに火葬寺などとも記されたが、龕の字を当てて龕屋と読ませた点では、宗教的な意味が含まれているものと思われる。

また火葬のことを現在でも茶毘(ダビ)、茶毘葬、または茶毘に付すと表現することがある。茶毘とは梵語の jhapita の音訳で、焚焼、焼身と訳される。もともとは火葬場と墓地が一体であったこともあり、それらを合わせて墓所と呼んだりもした。

明治初期の地区には、火葬場だけでなく焼場(ヤキバ)と記されていたところもあった。

②いろいろある火葬場のネーミング

昭和4年に建設された新潟市の火葬場は名称を「青山斎場」としていた。火葬炉の前に仏像を安置した部屋があり火葬前にそこで読経を行っていた。その室名が斎場であった。また新潟では集落ごとの野焼き火葬場を葬礼場(ソウレバ)昇魂場(ショウコンジョウ)と呼んでおり、遺体を焼く施設ということではなく、火葬が葬儀の一部として扱われていた。

昭和12年に東京市として初めて建設した火葬場の名称を「東京市瑞江葬儀所」とした。

松本市の火葬場は大正7年に開設され、昭和55年には火葬炉の全面改造を行い、それに合わせて管理・待合棟及び斎場を昭和56年に全面改築し、昭和57年に駐車場と周辺環境の整備を行い一連の整備が完成した。

火葬が独立しているものではなく、葬祭と一連の流れで火葬が捉えられている。火葬場の名称は全国的にみても数少ない「葬祭センター」であった。

大阪府和泉市の火葬場は昭和47年に建設され、墓地とは併設されていないが、名称を「いずみ霊園」とした。平成14年に新しい施設が建設されたが、名称は継続された。

昭和の後半から、火葬場に対するイメージの悪さから設置者は火葬場という名称を使用せずに他の名称を使用する事例が増えてきた。

名称は「〇〇斎場」、「〇〇聖苑」、「〇〇斎苑」、「〇〇苑」、「やすらぎ苑」などが多く見られる。カタカナ表記とするものまでみられる。しかし、民間の葬儀式場と混同したり、老人福祉施設をイメージしたりするなど、名前から火葬場を想像できないものまでみられる。

2. 過去にあった多摩地域の火葬場

現在は廃止され、無くなっているが、過去には多摩地域には次のような火葬場や計画があったが建設されなかった火葬場があった

□保谷火葬場

保谷市火葬場は昭和 27 年 5 月 23 日に都市計画決定されたが、建設はされなかった。しばらくは休止中の扱いとなっていたが、平成 16 年 4 月 22 日に廃止となり、都市計画決定を取り消している。

□西多摩郡西多摩村（現羽村市）の火葬場

羽村の火葬場建設の要因となったのは、明治 19 年のコレラ流行による。「羽村町史」（昭和 49 年 6 月 1 日 羽村町）によると、たまたま羽村から上京した村民の一人が、コレラに感染して帰村し、発病後死亡することが起った。役場ではこれを火葬するため、急いで川崎村宗禅寺の所有林武蔵野 708 番地の 40 坪を借り受け、臨時の火葬場を作った。後の明治 30 年の赤痢大発生の際には、この火葬場を改修して使用した。

□小宮帰元荘（小宮・戸倉・檜原）組合（現あきる野市）

火葬場台帳によると西多摩郡小宮村（五日市町を経て現あきる野市）にあった火葬場で、小宮村、戸倉村、檜原村の組合による火葬場である。昭和 22 年 8 月 5 日に設置されている。敷地は 42 坪で、建物は平家木造モルタル造であった。火葬炉は 1 基で燃料は薪を使用していた。その後の市町村合併に伴い、五日市町帰元荘、あきる野市帰元荘と名称が変わり、平成 13 年に秋川流域広域組合ひので斎場の建設に伴い廃止された。

□氷川村（現奥多摩町）火葬場

氷川村火葬場は東京都西多摩郡氷川村（現西多摩郡奥多摩町氷川）にあったもので、建設年は大正 11 年 12 月 13 日、敷地は 10 坪 5 合（34.65 m²）、建物は 6 坪（19.88 m²）の簡易な火葬場であった。昭和 30 年に氷川町、古里村、小河内村が合併して奥多摩町となり、奥多摩町火葬場となった。

火葬場の隣に隔離病舎があった。隔離病舎は昭和 15 年頃まで使用されたが、西多摩郡の伝染病者は秋留台病院（現あきる野市）に集められるようになり、

伝染病者は扱われなくなった。

昭和 22 年に火葬場に隣接し中学校が建設された。当時は住民のほとんどが土葬であったが、昭和 23 年小河内ダムの工事再開に伴い、工事関係者が亡くなった場合、遺体を故郷に搬送するのが困難なため火葬を行うことになった。教育上好ましくないという理由で、火葬は日没から明け方に制限された。昭和 32 年のダムが完成する頃から、火葬場はほとんど使用されなくなった。

当時はまだ土葬が主であったが、東京都が水源地の保護のためダム周辺を土葬禁止区域に指定したため、火葬せざるを得ない住民がみられるようになった。土葬禁止区域に指定された地域に墓地を有する住民に対しては、青梅市に委託し火葬費用を町が負担した。自殺者など遺体が損傷している場合は搬送が困難なため、町の火葬場で火葬した。その後、火葬場は廃止され、町営の長畑霊園として使用されている。

□町田町（現町田市）火葬場

住所は東京都南多摩郡町田町本町田 12 号 1690 番地で、昭和 2 年 1 月 11 日に建設された。昭和 50 年 10 月 1 日の南多摩斎場の建設に伴い廃止された。町田においても当時は伝染病死を除いて土葬であった。町田町の火葬場は、伝染病対策用の火葬場として建設された。現在、その敷地は児童公園となっている。

□多摩地域の他の火葬場の状況

施設の詳細は不明であるが、警視庁統計書火葬場別火葬人員表をみると、当時の次の村で火葬が行われた記録があるため、簡易ではあるが火葬場があったものと思われる。

北多摩郡西府村（現府中市）、南多摩郡由井村（現八王子市）、南多摩郡由木村（現八王子市）、南多摩郡散田村（現八王子市）、南多摩郡川口村（現八王子市）、南多摩郡忠生村（現町田市）、南多摩郡鶴川村（現町田市）、西多摩郡霞村（現青梅市）、西多摩郡小曾木村（現青梅市）、福生村熊川村組合（現福生市）、西多摩郡三田村（現青梅市）

3. 大規模災害時の火葬状況

1) 阪神・淡路大震災時の火葬需要対応

被災した神戸市には4カ所の火葬場があり、老朽化のため休業中の1カ所を除く3カ所(51炉)の火葬場には重大な被害はなかった。

被災当日は停電や安全確認のため稼働できなかったが、幸いに火葬炉が灯油式だったため都市ガス供給停止の影響はなく、翌日から予約制で順次遺族が運び込んだ遺体を火葬し始めた。しかし非常事態として、火葬能力(50件/日)を超えてフル稼働したため、トラブルが相次ぎ、火葬できたのは運び込まれた遺体の1割に満たなかった。

神戸市は当初想定していなかった他都市の火葬場利用を検討し、被災の2日目から近隣の火葬場に加えて、県外の火葬場でも遺体の受け入れを始め、被災4日目からは自治体主導の広域火葬が実行された。

遺体は自衛隊のトラックで搬送したが、自衛隊の車両には民間人は乗せられないため、遺族は一般車両で火葬場まで移動することになり、交通渋滞に巻き込まれ相当の時間を要した。

神戸市営火葬場が、殺到する遺体の火葬の効率性を優先して参列人数を1人に制限したこと、火葬能力を超える遺体の数に市が災害救助法の例外的措置として遺体の引き取りや火葬場の手配や搬送を遺族に依頼したことなどから、心置きなく最後の別れや拾骨を行いたいと考える遺族は、自治体の手によらず、遺体を自ら他都市の火葬場に搬送した。

神戸市で被災した犠牲者3,860体のうち6割は市営火葬場で火葬され、1割は自治体の手配で兵庫、京都、大阪、岡山の近隣府県に搬送して火葬され、残る3割は遺族の手配によって被災地以外の346の自治体で火葬された。全ての火葬の終了には3カ月弱を要した。

地元での火葬を希望した遺族の中には、2週間以上待った事例があった。

2) 東日本大震災時の火葬需要への対応

①東日本大震災での被災状況

3月11日、三陸沖でマグニチュード9.0の大地震が発生した。岩手県宮古市では最大波8.5mを超える津波を観測するなど、東北地方太平洋沿岸の広範囲にわたる市町村に多大な人的、物的被害を与えた。

日本国内で起きた自然災害で死者・行方不明者の合計が1万人を超えたのは戦後初めてであり、津波や大震災に襲われた岩手県から千葉県までの太平洋沿岸を中心に1都1道10県で死者、行方不明者が発生した。

警察庁は2012年1月23日の警察庁報告によると、死者は15,845人、重軽症者は5,894人、行方不明者は

3,380人であると発表している。

建築物の全壊・半壊は合わせて37万棟以上、停電世帯は800万戸以上、断水世帯は180万戸以上に上った。ピーク時の避難者は40万人以上、また、高齢者を中心に、避難所で死亡する者も相次いでいる。避難所の不衛生や寒さ、ストレスによる死者は、5月末までに500人を超えた。

宮城県は、沿岸部を中心に大きな被害を受け、阪神淡路大震災を上回る死者を出した。仙台市、石巻市、亘理町、名取市、東松島市、山元町、女川町、南三陸町での被害が顕著であった。

特に石巻市では3,500人以上の死者、行方不明者を出しているほか、市域の6割が浸水した東松島市、津波直後に大規模な火災が発生した気仙沼市、沿岸の閑上地区や新興住宅地で壊滅的被害を受けた名取市などで1,000人近くの死者、行方不明者を出している。

岩手県は、宮城県に次いで、被害が深刻であり、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、大船渡市で被害が顕著である。特に市街地が壊滅的被害を受けた陸前高田市では1,500人以上の死者を出したほか、大津波と大火に見舞われた大槌町で1,300人以上の死者、行方不明者が出ている。

福島県は相馬市、南相馬市、いわき市久ノ浜地区で被害が顕著であり、新地町、浪江町請戸地区も甚大な被害を受けた。また、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町の沿岸集落でも被害が大きかった地区が見られるが、原発事故による避難以後、捜索活動が難航しているため、正確な被害状況を把握できていない。

2011年3月15日に警察庁から発出された「東北地方太平洋地震の発生を受けた死体取扱の留意事項について」の通達は、翌日16日には関係県警察より各市町村長へ向けて通知された。

内容は「本地震に係る死体の保管困難な現状にかんがみ、死体見分を必要最小限にするものの、指紋・掌紋、DNA型資料の採取等、後日の身元確認を可能とするための作業は省略することができず、引き渡しまでの時間経過に理解を得たい」としている。また、死体検案書の作成に必要な医師数の確保にも協力を得たいとしている。

併せて14日付けで厚生労働省健康局から発出された「墓理法に基づく埋火葬許可の特例措置について」3月17日に各県衛生部より各市町村長へ向け通知された。内容は「今回の災害を受け、正式な火葬許可証の発行を受けることが困難な事情がある場合には、『特例許可証』等に基づき、焼骨の埋蔵等までを行って差し支えない」としている。また想定外の甚大な被害を被ったことから、

遺体の処理について通常の処理だけでは公衆衛生を確保することが極めて困難と判断し、土葬をする場合の手順書を作成、市町村に速やかに行動をするよう配慮を促した。

②被災後の火葬状況

東日本大震災での火葬場の被害は、津波で被災した名取市斎場を除いて、軽微であった。しかし多くの火葬場で、被災直後は、停電と燃料不足のため火葬場は稼働できず、また搬送車両の燃料も不足し、遺体を運び込むことができなかった。

一部の市町では「災害救助法の発災後 10 日以内の埋火葬終了」という規定から、火葬場の能力を超えた多数の遺体の仮埋葬（土葬）が検討、実施された。

宮城県では仙台市葛岡斎場の燃料供給がままならないこと、県内の火葬場の被災状況がなかなか把握できなく、県内全体で 1 日数十体の火葬能力しかないといった情報が流れた。

今後も死亡者数の増加が見込まれ、宮城県内の 9 市町村が火葬に限界があるとし、「仮埋葬」を容認することが 20 日に分かった。被災の数日後から、圏内の内陸部の火葬場に津波被災地の遺体を搬送するなどの広域連携が形成され始めた。

火葬場のピークが過ぎた 4 月中旬から仮埋葬（土葬）した遺体を掘り起こし改葬し始めた。

一連の作業では、葬祭業者、炉メーカー、自衛隊、警察、消防、医師、歯科医師、僧侶、所管外の応援公務員、運送業者などの協力が不可欠であった。市町村は、県が仲介となった火葬場間の連絡網、連携形成を求めた。

通常時、火葬場では故人との最後の別れとなる「告別」、柩が火葬炉に納まるのを見送る「見送り」、火葬終了までを待つ「待合」、火葬終了後の焼骨確認のあと、会葬者らによる焼骨を拾い骨壺に納める「拾骨」が行われる。

今回の場合、震災の影響で多くの方が亡くなったこともあり、通常通りの運営を行っていたのでは火葬が間に合わない。そのため津波の被害が甚大であった地域の多くの火葬場では、ゆっくりとした告別は行えず、親族のみ立ちあうことが許され、ごく少数での見送りを行う程度にとどめ、1 体あたりの火葬時間を短縮する方針がとられていた。

通常は 1 日 1 回転しか火葬しない中、多くの火葬場で 3~4 回転での火葬が行われた。設計条件を超える火葬を長期間続けるために、火葬炉メーカーの技術者が付き切りでの火葬が行われた。南相馬市原町斎場では火葬炉 4 基で 1 日最大 32 件の火葬が行われた。

また多くの火葬を行うため、通常より炉の冷却時間を短縮していることもあり、拾骨の際も耐火台車や火葬炉が持つ熱の影響で、職員の苦労も多かった。

火葬場の職員も被災しているにもかかわらず、通常の何倍の火葬となるため、火葬業務員の支援も求められた。

職員はほとんど休みがない中で、朝から晩まで毎日多くの火葬の対応に追われた。通常は焼骨のなど細かな点においても苦情もみられるが、どのような遺体でも 1 体 1 体丁寧に火葬を行ったこともあり、きちんとしたお別れの時間が取れない状況でも、火葬業務については、1 件の苦情も発生しなかったという。

改めて、災害時においても火葬するという弔い方が日本人にとって大切な行為であることが認識された。

③名取市斎場の被災状況と復旧について

(1)名取市斎場の被災状況

宮城県名取市斎場は海岸沿いに立地しており、地震直後の 10m 超の大津波に呑まれ壊滅的被害を負った。1 階部分は天井まで全て海水が押し寄せ、2 階機械室床土まで達していた。1 階のガラスは全て割れ、瓦礫や土砂が建物内に堆積しており、鉄骨造の渡り廊下は流されていた。

1 階炉室に設置された火葬炉は完全に水没し、火葬炉内耐火物、バーナー等燃焼機器類、炉内台車及び電動台車、台車駆動装置等々、ほとんどがそのままでは使用不可能で、誰もが復旧は無理だと思える状態であった。

名取市の担当のから火葬炉メーカーに被災状況の説明が行われた。現在、数カ所の遺体安置所に約 700 体の遺体が安置されている。検死や身元確認が済み次第、火葬執行の手はずだが、仙台市葛岡斎場及び姉妹都市の山形県上山市に支援要請したが、1 日計 5 体分の枠が確保できたのみである。

今後、死者・行方不明者が 1,000 人を超える予想があり、1 炉でも稼働させたい旨が懇願された。

同市が火葬にこだわった理由として、親族の悲しむ顔を 3 度も見たくない。仮埋葬を行うときに 1 度、掘り返したときに 2 度目、火葬をするときに 3 度目。仮埋葬を行わなければ泣くのは火葬をするときの 1 度で済む。このような考えのもと、名取市は火葬場の仮復旧に全力が注がれた。遅くなると遺体の腐敗が進み、衛生的な問題も発生するため、時間との戦いでもあった。

名取市の遺体安置所は、最初は増田体育館であったが、周辺が混乱したこともあり、その後は旧空港ボウル跡地に移動させられることになった。遺体検視場所は、増田体育館で行っていたが、その後は県立看護学校で行われた。

身元が判明した遺体は遺族に引き渡されるが、遺体の引き渡しを受けても安置するが所がないため、葬祭会館に安置の協力をお願いし、遺体の搬送は自衛隊に要請した。



渡り廊下が流された津波直後の中庭部分

瓦礫と土砂で埋もれた待合ロビー

比較的損傷が少なかった炉前ホール



仮復旧を終えた炉前ホール



完全復旧した炉前ホール



中池を砂利敷きに改修した中庭部分

(2) 名取市斎場の仮復旧

名取市からの火葬炉を何とか稼働させたいといった要望に、火葬炉メーカーも応えるため、早急な復旧に向けて努力がなされた。

幸いにも火葬炉設備の動力盤がある 2 階機械室への浸水は少なかった。絶縁の確認と火葬炉内清掃及び乾燥を実施し、復旧に向けての準備が行われた。17 日に名取市斎場復旧計画書を提出、近々竣工予定だった火葬場から部品を工面してもらったり、他の火葬場から予備パーナユニットの提供を受けたりするなど、全国の火葬場の支援を受け 21 日に復旧工事に着手できた。

位置が幸いしたのか、開口部が少ない炉前ホールの被害は比較的少なく、建設会社が炉前ホールの瓦礫撤去と清掃を行い、開口部がパネルでふさがれた。電源確保のため発電機も設置した。

地震から 2 週間後の 3 月 25 日に 4 炉中 2 炉が復旧、1 日 6 件の受入で火葬を再開した。28 日には、残り 2 炉も復旧し 1 日 16 件の受入を開始し、4 月 11 日には、受付時間を 2 時間増やし 24 件の受入を開始した。順調に火葬が行われ 5 月 1 日より通常の 6 件体制に戻された。

名取市では、当初、火葬がままならず、3 月 25 日には空港ボウルに安置された 120 体の身元不明遺体が傷み始め、「仮埋葬」の告知を開始した。午後になって、東京都から火葬受入れの文書が届き、市長の指示により火葬に向けた調整が始まった。

火葬炉の復旧が予想外に早く可能だったことと、東京都知事の英断から 4 月 1 日より数日間、瑞江葬儀所に遺体を搬送し火葬支援を受けられたこともあり、1 件の「仮埋葬」もせずに済んだ。まさに奇跡的な復旧であり、

多くの人の協力が得られた結果でもある。

(3) 名取市斎場の復旧工事

東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の早期復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防等、公衆衛生の確保を図るために、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部について、被災した保健衛生施設等を設置する都道府県、市町村、医療法人等に補助が行われた。

国では、東日本大震災の被害が甚大であることから、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び予算措置等により、国庫補助率の嵩上げ（通常1/2→2/3）を行った。

名取市では名取市斎場の施設機能の復旧のため、平成 23 年度において、国の保健衛生施設災害復旧費補助金を活用して、災害復旧工事を平成 24 年 3 月 23 日～25 年 1 月 31 日の工期で実施した。

復旧工事の対象は、延床面積 2,136 m²のうち、1 階部分 1,356 m²のである。火葬炉 4 基と動物炉 1 基を復旧させるとともに、告別室や収骨室、待合室などが改修されるとともに、津波で壊れた中庭など建物外部も整備された。待合室は和室から洋室に変更されるとともに、キッズルームも新たに設けられていた。この斎場の特徴だった中池は廃止され、砂利敷きに変更されていた。災害対策のため、高さ 10m の屋上へ行けるよう新たに避難階段を設置し、津波が来た場合に緊急避難できるようにした。

庭園などの外構工事は予算の都合により今回は見送られた。復旧工事の総事業費は約 6 億円であった。

4. 墓地、埋葬等に関する法律

墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号)

最終改正：平成二十三年一月一四日法律第一二二号

三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所

在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

第二十三条 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十四条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）
墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五条 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を営んでいる者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を営んでいる者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を営もうとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基づいて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

以下 略

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十四号）

最終改正：平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号

墓地、埋葬等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）

二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）

三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）

五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）

七 埋葬又は火葬場所

八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

三 埋葬又は火葬の場所

四 埋葬又は火葬の年月日

五 改葬の理由

六 改葬の場所

七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者

- の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
 - 三 その他市町村長が特に必要と認める書類
- 第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
 - 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
 - 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
 - 四 その他市町村長が特に必要と認める書類
- 第四条 法第八条 に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。
- 第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。
- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。
 - 3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは

- 「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。
- 第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。
- 2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。
- 第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 墓地使用者等の住所及び氏名
 - 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
 - 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
 - 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。
 - 3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 火葬を求めた者の住所及び氏名
 - 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日
- 第八条 火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。
- 第九条 法第十七条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第六号、火葬状況の報告は別記様式第七号により、これを行わなければならない。
- 第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

5. (東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

(東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

昭和五九年一月二〇日
条例第一二五号

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例を公布する。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、町村(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第七号)により墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第十条の規定による経営の許可等(以下「経営の許可等」という。)の事務を東京都(以下「都」という。)から移譲されている町村を除く。)の区域における経営の許可等に係る墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の構造設備及び管理の基準並びに事前手続その他必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例一八六・平二四条例五〇・平二五条例七六・一部改正)

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 地方公共団体
 - 二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、同法第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の従たる事務所を、都内又はその経営しようとする墓地等の存する都内の町村の区域に隣接する都外の市町村の区域内に有するもの
 - 三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)
- (平一二条例一八六・追加、平二〇条例一一八・平二四条例五〇・一部改正)

(墓地等の経営の許可等)

第四条 墓地等を経営しようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 2 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による許可をするに当たつては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(平一二条例一八六・旧第三条繰下・一部改正)

(みなし許可に係る届出)

第五条 法第十一条第一項又は第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる場合にあつては、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平一二条例一八六・旧第四条繰下)

(墓地の設置場所)

第六条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 当該墓地を営もうとする者が、原則として、所有する土地であること(地方公共団体が営もうとする場合を除く。)
 - 二 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね二十メートル以上であること。
 - 三 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地(以下「住宅等」という。)から墓地までの距離は、おおむね百メートル以上であること。
 - 四 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
 - 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であつて、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第二号及び第三号の規定は、適用しない。
- (平一二条例一八六・旧第五条繰下・一部改正)

(墓地の構造設備基準)

第七条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
 - 二 アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が一メートル以上である通路を設けること。
 - 三 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。
 - 四 ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を営もうとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。
 - 五 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - 2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、墓地の構造設備基準に準ずる。
- (平一二条例一八六・旧第六条繰下・一部改正)

(納骨堂の設置場所)

第八条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 当該納骨堂を經營しようとする者が、原則として、所有する土地であること(地方公共団体が經營しようとする場合を除く。)
 - 二 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること(地方公共団体又は公益法人が經營しようとする場合を除く。)
- (平一二条例一八六・旧第七条繰下・一部改正)

(納骨堂の構造設備基準)

第九条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。
 - 二 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
 - 三 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りでない。
 - 四 必要な換気設備を設けること。
 - 五 出入口及び窓には、防火戸を設けること。
 - 六 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。
- (平一二条例一八六・旧第八条繰下・一部改正)

(火葬場の設置場所)

- 第十条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね二百五十メートル以上離れていなければならない。
- 2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。
- (平一二条例一八六・旧第九条繰下)

(火葬場の構造設備基準)

- 第十一条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
 - 二 出入口には、門扉を設けること。
 - 三 火葬炉は、五基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。
 - 四 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
 - 五 収骨室及び遺体保管室を設けること。
 - 六 収骨容器等を保管する施設を設けること。
 - 七 残灰庫を設けること。
 - 八 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (平一二条例一八六・旧第十条繰下)

(管理者の講ずべき措置)

- 第十二条 墓地等の管理者は、次に定める措置を講じなければならない。
- 一 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるか、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
 - 二 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
 - 三 墓地等を常に清潔に保つこと。
 - 四 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族

に対して礼を失する行為をさせないこと。

(平一二条例一八六・旧第十一条繰下)

(墓穴の深さ)

- 第十三条 土葬(死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。)を土中に葬ることをいう。以下同じ。)を行う場合の墓穴の深さは、二メートル以上としなければならない。
- (平一二条例一八六・旧第十二条繰下・一部改正)

(土葬禁止地域)

- 第十四条 知事は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域(以下「土葬禁止地域」という。)を指定することができる。
- 2 墓地の經營者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。
- (平一二条例一八六・旧第十三条繰下)

(無縁の焼骨等の保管等)

- 第十五条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に定めるところにより保管し、又は埋葬しなければならない。
- 一 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。
 - 二 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、無縁墳墓に埋葬するか、又は火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。
- (平一二条例一八六・旧第十四条繰下)

(標識の設置等)

- 第十六条 第四条第一項又は第二項の許可を受けて墓地等を經營しようとする者又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立つて、墓地等の建設等の計画について、当該墓地等の建設予定地に隣接する土地(隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。)又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者(以下「隣接住民等」という。)への周知を図るため、規則で定めるところにより、当該建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、申請予定者が、前項の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを指導することができる。
- (平一二条例一八六・追加)

(説明会の開催等)

- 第十七条 申請予定者は、当該許可の申請に先立つて、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、申請予定者が、前項の規定による説明を行わないときは、当該説明を行うべきことを指導することができる。
- (平一二条例一八六・追加)

(事前協議の指導)

第十八条 知事は、隣接住民等から、第十六条の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。

- 一 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見
- 二 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
- 三 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、規則で定めるところにより、前項の規定による指導に基づき実施した隣接住民等との協議の結果を知事に報告しなければならない。

(平一二条例一八六・追加)

(公表)

第十九条 知事は、第十六条第二項又は第十七条第二項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかつたことに正当な理由がないと、前条第一項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかつたことが同項の意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると知事が認めるときは、その旨を公表することができる。

(平一二条例一八六・追加)

(工事の完了の届出)

第二十条 墓地等の経営者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平一二条例一八六・旧第十五条繰下)

(申請事項変更の届出)

第二十一条 墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合は、第四条の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(平一二条例一八六・追加)

(委任)

第二十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例一八六・旧第十六条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現になされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、第五条から第十条までの規定は、適用しない。

附 則(平成一二年条例第一八六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例により申請された墓地等について、当該申請に係る経営の許可等を行う場合の基準は、この条例による改正後の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等及び前項の規定により従前の例により経営の許可等を受けた墓地等については、墓地の区域を拡張しようとする場合及び拡張した墓地の区域内において墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合を除き、改正後の条例第六条から第九条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則(平成二〇年条例第一一八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第三条第三号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則(平成二四年条例第五〇号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七六号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則

昭和六〇年三月一日

規則第一七号

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則を公布する。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則

(経営許可に係る申請事項等)

第一条 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第二百五号。以下「条例」とい

う。)第四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称

- 三 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積
 - 四 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積
 - 五 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積及び延床面積
 - 六 墓地等の構造設備の概要
 - 七 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 墓地等の管理者の住所、氏名及び生年月日
- 2 条例第四条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地等の周囲三百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
 - 二 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
 - 三 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図並びに建設に関する計画書
 - 四 許可の申請に係る詳細な理由書
 - 五 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)による地図等
 - 六 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
 - 七 申請をしようとする者が地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
 - 八 申請をしようとする者が宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による宗教法人である場合には、同法第十二条の規則(公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの)、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第二十五条第一項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
 - 九 申請をしようとする者が宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
 - 十 申請をしようとする者が宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
 - 十一 申請をしようとする者が公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録
- 3 知事は、条例第四条第一項の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し経営許可書(別記第一号様式)を交付し、墓地にあつては墓地台帳(別記第二号様式)、納骨堂にあつては納骨堂台帳(別記第三号様式)、火葬場にあつては火葬場台帳(別記第四号様式)に記載するものとする。
(平一二規則四二四・平一七規則一八三・平二〇規則二〇八・一部改正)

(変更許可に係る申請事項等)

- 第二条 条例第四条第二項の規則で定める事項で変更に係るものは、次に掲げるものとする。
- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
 - 二 墓地等の名称
 - 三 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地、地目及び面積
 - 四 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要
 - 五 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

- 2 変更に係る条例第四条第二項の申請書には、前条第二項第一号から第十一号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、条例第四条第二項の規定により変更の許可をしたときは、申請をした者に対し変更許可書(別記第五号様式)を交付し、前条第三項の台帳に記載するものとする。
(平一二規則四二四・一部改正)

(廃止許可に係る申請事項等)

- 第三条 条例第四条第二項の規則で定める事項で廃止に係るものは、第一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項(墓地等の敷地の地目を除く。)とする。
- 2 廃止に係る条例第四条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書
 - 二 当該廃止に係る第一条第二項第四号及び第八号又は第十一号に掲げる書類
 - 3 知事は、条例第四条第二項の規定により廃止の許可をしたときは、申請をした者に対し廃止許可書(別記第六号様式)を交付するものとする。
(平一二規則四二四・一部改正)

(みなし許可に係る届出事項等)

- 第四条 条例第五条の規定によるみなし許可に係る届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。
- 一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日(個人が届出をしようとする場合にあつては届出をしようとする者の住所、氏名及び生年月日)
 - 二 墓地又は火葬場の名称
 - 三 墓地又は火葬場の所在地
 - 四 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の区分
 - 五 墓地又は火葬場の敷地の面積
 - 六 事業の名称
 - 七 事業の認可又は承認の年月日及び番号
 - 八 事業の概要
- 2 条例第五条の規定によるみなし許可に係る届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業の認可書又は承認書の写し
 - 二 事業計画書等の写し
 - 三 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類
 - 四 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、構造設備の概要
- 3 知事は、条例第五条の規定による届出を受けたときは、第一条第三項の台帳に記載するものとする。
(平一二規則四二四・全改)

(緑地の基準)

- 第五条 条例第七条第一項第五号の規則で定める基準は、墓地の敷地の総面積に占める緑地の割合が十五パーセント以上あるものとする。
(平一二規則四二四・追加)

(土葬禁止地域の指定)

- 第六条 条例第十四条第一項の規定により知事が指定する土葬を禁止する地域は、大島町の区域とする。
(平三規則三七六・一部改正、平一二規則四二四・旧第五条繰下・一部改正、平一八規則二九一・平二四規則三七・平二

五規則三九・一部改正)

(土葬許可に係る申請事項等)

第七条 条例第十四条第二項ただし書の規定により土葬を行おうとする墓地の経営者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- 三 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- 四 土葬を行う墓地の名称及び所在地
- 五 土葬を行う理由

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土葬を行う墓地の周囲二百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置を示した見取図
- 二 土葬を行う墳墓の位置を示した図面
- 3 知事は、条例第十四条第二項ただし書の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し土葬許可書(別記第七号様式)を交付するものとする。

(平一二規則四二四・旧第六条繰下・一部改正)

(標識の様式)

第八条 条例第十六条第一項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、別記第八号様式による。

(平一二規則四二四・追加)

(標識の設置場所等)

第九条 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横〇・九メートル四方以上とする。

(平一二規則四二四・追加)

(標識の設置期間)

第十条 標識の設置期間は、条例第四条の規定による申請をしようとする日の少なくとも九十日前から工事の完了する日までの間とする。

(平一二規則四二四・追加)

(標識設置の届出)

第十一条 条例第十六条の申請予定者は、同条の標識を設置した場合には、速やかに知事に標識に掲示した事項を届け出なければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 案内図
- 二 標識設置位置図
- 三 標識設置状況を撮影した写真
- 3 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。
- 4 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を届け出なければならない。

(平一二規則四二四・追加)

(説明等)

第十二条 条例第十七条第一項の規定による説明は、条例第四条第一項の墓地等経営許可申請又は同条第二項の墓地等変更許可申請を行おうとする日の六十日前までに、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請予定者
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要
- 五 墓地等の維持管理の方法
- 六 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日
- 七 墓地等の工事の方法
- 八 条例第十八条第一項に基づく意見の申出の方法

2 申請予定者は、条例第十七条第一項の規定による説明を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 説明した日時、場所及び方法
- 五 説明者の氏名
- 六 説明の概要
- 七 隣接住民等の意見

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 説明等で使用した資料
- 二 隣接住民等の名簿
- 三 説明を受けた者の名簿
- 四 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

(平一二規則四二四・追加)

(意見の申出)

第十三条 条例第十八条第一項の意見の申出の期間は、条例第四条第一項の墓地等経営許可申請又は同条第二項の墓地等変更許可申請を行おうとする日の三十日前までとする。

2 隣接住民等は、意見の申出を行う場合には、次に掲げる事項を知事に提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び連絡先
- 二 申出の対象となる墓地等の名称、建設予定地の所在地及び申請予定法人の名称
- 三 申出年月日
- 四 意見

(平一二規則四二四・追加)

(指導に基づく協議の報告)

第十四条 条例第十八条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を速やかに知事に提出することによらなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の建設予定地の所在地
- 四 協議した日時及び場所
- 五 協議の内容
- 六 協議の結果

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 協議に使用した資料
- 二 協議者の名簿
- 三 協定等を締結した場合には、協定書等の写し
(平一二規則四二四・追加)

(公表)

第十五条 条例第十九条の規定による公表は、次に掲げる事項を公報に登載する等都民に広く周知する方法により行うものとする。

- 一 指導に従わなかった法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 指導の内容
(平一二規則四二四・追加)

(意見陳述の機会の付与)

第十六条 知事は、条例第十九条の規定による公表をしようとする場合には、条例第十六条第二項、第十七条第二項又は第十八条第一項の規定による指導を受けた者(以下この条において「指導を受けた者」という。)に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

- 2 前項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。
- 3 知事は、指導を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該指導を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - 一 公表しようとする内容
 - 二 公表の根拠となる条例等の条項
 - 三 公表の原因となる事実
 - 四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 4 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 6 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 7 知事は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第十九条の規定による公表をすることができる。
(平一二規則四二四・追加)

(工事完了届)

第十七条 条例第二十条の規定による届出は、次に掲げる事

項を記載した書類によらなければならない。

- 一 法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 工事の完了年月日
- 五 墓地等の敷地の面積
(平一二規則四二四・旧第七条繰下・一部改正)

(申請事項の変更届)

第十八条 条例第二十一条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。

- 一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 変更事項
(平一二規則四二四・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止)
- 2 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和二十三年東京都規則第二百八号)は、廃止する。
附 則(平成三年規則第三七六号)
この規則は、平成三年十一月一日から施行する。
附 則(平成八年規則第三九号)
この規則は、平成八年四月一日から施行する。
附 則(平成一二年規則第四二四号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成十三年一月一日から施行する。
(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 2 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百五十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成一七年規則第一八三号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成一八年規則第二九一号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則(平成二〇年規則第二〇八号)
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第一条第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成二四年規則第三七号)
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則(平成二五年規則第三九号)
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

参考文献

図書

- 1) 「火葬場の立地」 火葬研究協会立地部会編 日本経済評論社発行 2004年12月
- 2) 「建築設計資料109 葬斎場・納骨堂2」 建築思潮研究所編 建築資料研究社発行 2007年9月
- 3) 「吊ふ建築—終の空間としての火葬場」 日本建築学会火葬場施設小委員会編 鹿島出版会発行 2009年6月
- 4) 「葬送概論 増補三訂」 著作者代表 碑文谷創 表現文化社編集・発行 2011年6月

雑誌

- 1) 「多摩の火葬場事情」 浅香勝輔 山口秀行 多摩のあゆみ第117号特集葬送と墓制 P.30~P.45 たましん歴史・美術館歴史史料室編集 たましん地域文化財団発行 2005年2月
- 2) 「人生と建築—火葬場篇」 月刊建築ジャーナルNo.1113 P.31~P.51 建築ジャーナル発行 2006年12月
- 3) 「特集『死』の空間を豊かにする」 月刊建築ジャーナルNo.1195 P.3~P.17 建築ジャーナル発行 2012年2月

研究論文

- 1) 「火葬場の平面構成と建物面積及び建築費について」 武田至 日本建築学会計画系論文報告集 No.603 P.45~50 2006年5月
- 2) 「火葬場の平面構成が葬送行為に及ぼす影響について」 武田至 日本建築学会計画系論文報告集 No.603 P.51~56 2006年5月
- 3) 「火葬場の葬送行為と運営方針を加味した必要火葬炉数算定方法の開発」 武田至 日本建築学会技術報告集第22号 P.415~418 2005年12月 単著
- 4) 「火葬場の運営・平面構成・規模からみた火葬費に関する研究」 武田至、八木澤壯一、田村久子 日本建築学会地域施設計画研究20 P.143~150 2002年7月
- 5) 「火葬場建設に関する費用の研究」 武田至、八木澤壯一、白土久子 日本建築学会地域施設計画研究21 P.41~50 2003年7月
- 6) 「火葬場での扱われ方からみた葬送行為の変化について」 武田至、八木澤壯一、石井良次 日本建築学会地域施設計画研究23 P.195~200 2005年7月
- 7) 「火葬場の都市計画決定に関する行政指導及び住民の反応とその対応について」 武田至、八木澤壯一、長江曜子、石井良次、福田充、内川久美子 日本建築学会地域施設計画研究24 P.207~212 2006年7月
- 8) 「東日本大震災における火葬場の被災状況と対応について」 武田至、加藤昭 日本建築学会地域施設計画研究30 P.237~P.244 2012年7月
- 9) 「市民が用地選定から火葬場計画まで関わった市民参加による火葬場建設について—広島県三次市「悠久の森」の火葬場建設事例をもとにして—」 武田至、中山悦己、山崎 栄作、八木澤 壯一 日本建築学会地域施設計画研究31 P.259~P.260 2013年7月 共著
- 10) 「直葬の増加と火葬場の役割の変化について」 武田至、八木澤壯一 日本建築学会学術講演梗概集E-1 P.103~P.104 2011年7月
- 11) 「プロポーザルによる設計者選定と火葬場設計の進め方について その1 滋賀県近江八幡市「さざなみ浄苑」の事例をもとにして」 八木澤壯一、武田至 日本建築学会学術講演梗概集DVD. 建築計画 P.255~P.256 2012年9月
- 12) 「プロポーザルによる設計者選定と火葬場設計の進め方について その2 広島県三次市斎場「悠久の森」の事例をもとにして」 武田至、八木澤壯一 日本建築学会学術講演梗概集DVD. 建築計画 P.257~P.258 2012年9月
- 13) 「東日本大震災で被災した名取市斎場における復旧工事について」 武田至 日本建築学会学術講演梗概集DVD. 建築計画 P.111~P.112 2012年9月12日 2013年8月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986(昭和61)年10月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に東京都多摩・島しょ地域の全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援などを行っています。

本書は、(公財)東京市町村自治調査会及びコンサルタントによる共同調査方式で作成しました。

(公財)東京市町村自治調査会

永尾 昌文 調査部長
広池 智威 主任研究員
深澤 亘 研究員
熊部 真 研究員
幡野 尚裕 研究員

一般社団法人 火葬研

武田 至 副会長
櫻井 美緒 統括

平成26年度調査研究報告書

多摩・島しょ地域における火葬場の需給 及び運営に関する調査研究報告書

平成27年3月発行

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052
東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内
TEL: 042-382-7722 FAX: 042-384-6057
E-mail: tama005@tama-100.or.jp
URL: <http://www.tama-100.or.jp>

委託 一般社団法人 火葬研
〒101-0054
東京都千代田区神田錦町2-5-9 神田カトランビル402
TEL: 03-3518-2821 FAX: 03-3518-2820
E-mail: kasouken@mbe.nifty.com

印刷 電算印刷株式会社
〒192-0046
八王子市明神町2-17-14A1ビル104
TEL: 042-649-9530 FAX: 042-649-9531



大島町火葬場



新島村火葬場



式根島火葬場



三宅村火葬場



神津島村火葬場



八丈町火葬場



小笠原村父島火葬場



小笠原村母島火葬場



大島

利島

式根島

新島

神津島

三宅島

御蔵島

伊豆諸島

八丈島

青ヶ島

父島

母島

小笠原諸島



環境にやさしい植物油インキと再生紙を使用しております。